

全 員 協 議 会

令和7年2月21日（金）

○ 議 題

1. 功労者の選定について（資料No.1） 「総務課」
2. 専決処分報告について（資料No.2） 「財政課」
3. 財産の取得について（資料No.3） 「土木建設課」
4. 条例議案について（資料No.4） 「総務課」
5. 財産の無償譲渡について（資料No.5） 「政策企画課」
6. 辺地に係る総合整備計画の策定及び変更について（資料No.6） 「財政課」
7. 工事請負契約の締結について（資料No.7） 「管財課」
8. 市道の路線の廃止及び認定について（資料No.8） 「土木建設課」
9. 令和7年度当初予算の概要について（資料No.9-1, 9-2, 9-3）
「財政課」 「水道課」 「下水道課」
10. DX推進事業について（資料No.10） 「政策企画課」
11. 自治体情報システム標準化・共通化事業について（資料No.11） 「政策企画課」
12. 高齢者福祉施設等整備事業について（資料No.12） 「高齢者障がい者福祉課」
13. 地域医療支援対策事業について（資料No.13） 「健康医療対策課」
14. 産業人材確保対策事業について（資料No.14） 「商工観光課」
15. 物価高騰対策費について（資料No.15）
「商工観光課」 「農林水産課」 「高齢者障がい者福祉課」 「子育て支援課」
16. 観光費について（資料No.16） 「商工観光課」
17. 道路橋梁総務費について（資料No.17） 「土木建設課」
18. 公園施設長寿命化事業について（資料No.18） 「都市計画課」

19. 有福温泉地区街なみ環境整備事業について（資料No.19） 「都市計画課」
20. 防災集団移転促進事業について（資料No.20） 「都市計画課」
21. 仮称西部統合小学校建設事業について（資料No.21） 「学校教育課」
22. 令和6年度補正予算の概要について（資料No.22-1, 22-2, 22-3）
「財政課」 「水道課」 「下水道課」

功労者の選定について

令和7年度功労者名簿

江津市表彰条例第4条第4号該当（4名）

（市の自治振興、産業文化の興隆、その他公共の福祉増進等についての功労が顕著である者：議会の同意が必要）

氏 名	住 所	事 績
ゆだに かつひろ 湯谷 勝弘		消防団員として民生の安定に 寄与 (35年以上)
たむら けんじ 田村 賢二		消防団員として民生の安定に 寄与 (35年以上)
ささき ひでみ 佐々木 英美		消防団員として民生の安定に 寄与 (35年以上)
もりした こう 森下 豪		消防団員として民生の安定に 寄与 (35年以上)

令和6年度

1月10日専決補正予算

予算のあらまし 及び事業概要



令和6年度 江津市補正予算総括表

1月10日専決補正予算

単位:千円

会計別	補正前の額	補正額	補正後計	令和5年度 同期補正後 予算額	比較増減	増減率 (%)
一般会計	18,890,662	118,728	19,009,390	17,126,486	1,882,904	11.0
特別会計	国民健康保険事業	3,187,368	3,187,368	3,097,054	90,314	2.9
	国民健康保険診療所事業	1,627	1,627	2,368	△ 741	△ 31.3
	後期高齢者医療事業	881,845	881,845	864,185	17,660	2.0
	小計	4,070,840	0	4,070,840	3,963,607	107,233
合計	22,961,502	118,728	23,080,230	21,090,093	1,990,137	9.4

令和6年度 一般会計補正予算(第8号)総括表

1月10日専決補正予算

歳 入

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 市 税	2,720,914		2,720,914	
2. 地方譲与税	171,100		171,100	
3. 利子割交付金	2,000		2,000	
4. 配当割交付金	10,000		10,000	
5. 株式等譲渡所得割交付金	10,000		10,000	
6. 法人事業税交付金	45,000		45,000	
7. 地方消費税交付金	530,000		530,000	
8. 環境性能割交付金	9,000		9,000	
9. 地方特例交付金	13,000		13,000	
10. 地方交付税	6,303,720		6,303,720	
11. 交通安全対策特別交付金	2,000		2,000	
12. 分担金及び負担金	111,248		111,248	
13. 使用料及び手数料	208,844		208,844	
14. 国庫支出金	2,537,102	118,726	2,655,828	
15. 県支出金	1,349,261		1,349,261	
16. 財産収入	16,065		16,065	
17. 寄 付 金	619,015		619,015	
18. 繰 入 金	1,008,427		1,008,427	
19. 繰 越 金	604,837		604,837	
20. 諸 収 入	626,329	2	626,331	
21. 市 債	1,992,800		1,992,800	
歳 入 合 計	18,890,662	118,728	19,009,390	

歳 出

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 議 会 費	138,451		138,451	
2. 総 務 費	3,171,030		3,171,030	
3. 民 生 費	5,780,016	118,728	5,898,744	
4. 衛 生 費	1,446,683		1,446,683	
5. 労 働 費	37,191		37,191	
6. 農林水産業費	1,369,871		1,369,871	
7. 商 工 費	252,970		252,970	
8. 土 木 費	1,930,793		1,930,793	
9. 消 防 費	677,361		677,361	
10. 教 育 費	1,973,178		1,973,178	
11. 災害復旧費	100,210		100,210	
12. 公 債 費	2,002,908		2,002,908	
13. 予 備 費	10,000		10,000	
歳 出 合 計	18,890,662	118,728	19,009,390	

令和6年度 1月10日専決補正予算 歳入の概要

単位:千円

款	補正前	補正額	補正後	歳入の主なもの
14 国庫支出金	2,537,102	118,726	2,655,828	物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金 118,726
20 諸収入	626,329	2	626,331	雇用保険料納付金 2
合 計		118,728		

令和6年度 1月10日専決補正予算 歳出の概要 (事業別)

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							
民生費								
社会福祉総務費		118,728	118,728	118,726			2	
住民税非課税世帯等 に対する臨時特別給 付金給付事業	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 112,000千円、補助員人件費 571千円、事務費等 6,157千円							

財産の取得について

(渡津地区 10 号都市下水路遠隔始動排水ポンプシステム導入)

1. 事業の目的

令和 3 年 8 月豪雨により渡津町地内の 10 号都市下水路沿川において、家屋の浸水被害が発生したため、10 号都市下水路沿川の内水被害の低減を図る。

2. 事業の内容

遠隔始動排水ポンプシステム導入

遠隔始動制御盤	2 台
排水ポンプ	6 基 (4 m ³ /m) (ホース等込み)
三相発電機	2 台

3. 事業効果と目標

令和 3 年 8 月洪水時の浸水被害の低減を図る。

4. 仮契約内容

- ① 契 約 名 : 令和 6 年度 渡津地区 10 号都市下水路
遠隔始動排水ポンプシステム導入
- ② 取 得 方 法 : 随意契約
- ③ 取 得 予 定 金 額 : 60,511,000 円 (税込み)
- ④ 仮契約の相手方 : 浜田市下府町 327-24
株式会社 原商 浜田支店
支店長 岡本 敏幸
- ⑤ 仮契約締結日 : 令和 7 年 1 月 31 日
- ⑥ 納 入 期 限 : 令和 7 年 6 月 30 日

条 例 議 案 に つ い て

- 議案第 2 号 地方自治法改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 江津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 4 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 号 職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例及び江津市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 号 市長等の給与に関する条例及び職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 江津市課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10 号 江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11 号 江津市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 12 号 江津市墓地公園設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 13 号 江津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 14 号 桜江ライスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について
- 議案第 15 号 江津工業団地企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 16 号 江津市地域コミュニティ交流センターの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 17 号 江津市生活バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例制
定について
- 議案第 18 号 江津市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 19 号 江津市水ふれあい公園水の国設置及び管理に関する条例を廃止
する条例制定について
- 議案第 20 号 松林宗恵映画記念館設置及び管理に関する条例を廃止する条例
制定について
- 議案第 21 号 江津市桜江体育施設設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第 2 号			
条 例 名	地方自治法改正に伴う関係条例の整理に関する条例	区分	一部改正
制定の理由	<p>「地方自治法の一部を改正する法律」（令和6年法律第65号）の改正により、同法に第243条の2の7（特定歳入等の収納に関する規定）が新設され、条ずれが生じたため、引用する関係条例の所要の改正を行う。</p>		
条例の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法「第243条の2の7」及び「第243条の2の8」が1条ずつ繰り下がることによる、同条引用箇所の修正。 ①江津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 ②江津市水道事業の設置等に関する条例 ③江津市下水道事業の設置等に関する条例 ④江津市監査委員条例の一部改正 		
施行期日	地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日		
関連例規等			
備 考			

江津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年江津市条例第30号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（<u>法第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

江津市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年江津市条例第361号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

江津市下水道事業の設置等に関する条例（令和4年江津市条例第28号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

江津市監査委員条例（平成7年江津市条例第10号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（請求等による監査）</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項及び第242条第1項の規定による監査請求又は法第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに第243条の2の8第3項の規定による監査要求があったときは、速やかに監査に着手しなければならない。</p>	<p>（請求等による監査）</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項及び第242条第1項の規定による監査請求又は法第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに第243条の2の9第3項の規定による監査要求があったときは、速やかに監査に着手しなければならない。</p>

議案第 3 号			
条 例 名	江津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、所要の改正を行う。		
条例の内容	<p>○別表の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加 		
施行期日	令和7年4月1日		
関連例規等			
備 考			

江津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年江津市条例第293号）新旧対照表

改正前（旧）							改正後（新）							
別表（第2条関係） 消防団員退職報償金支給額表							別表（第2条関係） _____退職報償金支給額表							
階級	勤務年数						階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上		5年以 上10年 未満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上35年 未満	35年以上
団長	239千円	344千円	459千円	594千円	779千円	979千円	団長	239千円	344千円	459千円	594千円	779千円	979千円	1,079千円
副団長	229	329	429	534	709	909	副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び 班長	204	283	358	438	564	734	部長及び 班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	団員	200	264	334	409	519	689	789

議案第 4 号			
条 例 名	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	令和6年度人事院勧告等に準じて、所要の改正を行う。		
条例の内容	<ul style="list-style-type: none"> ①給料表の改定 ②地域手当の支給地域を市町村単位から都道府県単位を基本とする設定に見直し。 ③配偶者に係る扶養手当を廃止し子に係る扶養手当額の引き上げを2年にわたって段階的に実施。 ④管理職特別勤務手当の支給時間帯を「午前0時から午前5時」から「午後10時から午前5時」に見直し。 ⑤通勤手当のうち、交通機関等を利用する場合の支給限度額を1か月あたり55,000円から150,000円に引き上げ。 ⑥住居手当の支給対象を暫定再任用職員を含める。 ⑦特定任期付職員の業績手当を廃止し勤勉手当を支給。 		
施行期日	令和7年4月1日		
関連例規等			
備 考			

職員の給与に関する条例（昭和29年江津市条例第4号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p><u>（扶養手当）</u></p> <p>第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対し支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p><u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p><u>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p><u>(6) 重度心身障害者</u></p> <p>3 <u>扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</u></p>	<p><u>（扶養手当）</u></p> <p>第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対し支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>〔削る〕</p> <p><u>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p><u>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p><u>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p><u>(5) 重度心身障害者</u></p> <p>3 <u>扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円とする</u> _____。</p>

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

〔新設〕

第8条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においてはその職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第8条 削除

開始し扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第8条の2 〔略〕

(地域手当)

第8条の3 〔略〕

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 3級地 100分の15

(4) 4級地 100分の12

(5) 5級地 100分の10

(6) 6級地 100分の6

(7) 7級地 100分の3

3 〔略〕

第8条の4 前条第1項の規則で定める地域に在勤する職員（同条第1項の適用を受ける前の勤務地が江津市であった者を除く。）がその在勤する地域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（前条第2項各号に定める割合をいう。以下この条において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（前条第2項各号に定める割合を

第8条の2 〔略〕

(地域手当)

第8条の3 〔略〕

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 3級地 100分の12

(4) 4級地 100分の8

(5) 5級地 100分の4

〔削る〕

〔削る〕

3 〔略〕

第8条の4 前条第1項の規則で定める地域に在勤する職員（同条第1項の適用を受ける前の勤務地が江津市であった者を除く。）がその在勤する地域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（前条第2項各号に定める割合をいう。以下この条において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（前条第2項各号に定める割合を

いう。以下この条において「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域が前条第1項の規則で定める地域に該当しないこととなるときは、前条の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合(_____ 異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動等後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この条において同じ。)、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は公署の区域を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、条例の定めるところによる。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された _____ 場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号 _____ において同じ。)

(2) [略]
[新設]

いう。以下この条において「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域が前条第1項の規則で定める地域に該当しないこととなるときは、前条の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合(第8条の3第3項の規則で定める級地の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動等後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この条において同じ。)、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は公署の区域を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、条例の定めるところによる。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に第8条の3第3項の規則で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び第3号において同じ。)

(2) [略]

(3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前

第8条の5 [略]

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1)～(3) [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) [略]

2号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

第8条の5 [略]

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1)～(3) [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項_____において「運賃等相当額」という。）

(2) [略]

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間の最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

[新設]

3 通勤手当は、支給単位期間（市長が規則で定める通勤手当にあっては、市長が規則で定める期間）に係る最初の月の市長が規則で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の市長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して市長が規則で定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として市長が規

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額

____、第1号に定める額又は前号に定める額

3 運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 通勤手当は、支給単位期間（市長が規則で定める通勤手当にあっては、市長が規則で定める期間）に係る最初の月の市長が規則で定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の市長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して市長が規則で定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として市長が規

則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

（単身赴任手当）

第9条の2 〔略〕

2 〔略〕

3 国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他市長が規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

（単身赴任手当）

第9条の2 〔略〕

2 〔略〕

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったこと
_____に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員_____

_____その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第10条～第15条の2 [略]

(管理職員特別勤務手当)

第15条の3 第6条の2第1項の規定に基づく市長の規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項及び第3項の規定に基づく週休日又は休日休暇条例第2条第1項に規定する休日(休日休暇条例第3条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第6条の2第1項の規定による規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間 _____ であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 _____
_____ とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額 (同項の勤務に従事する時

第10条～第15条の2 [略]

(管理職員特別勤務手当)

第15条の3 第6条の2第1項の規定に基づく市長の規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項及び第3項の規定に基づく週休日又は休日休暇条例第2条第1項に規定する休日(休日休暇条例第3条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第6条の2第1項の規定による規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の _____ 午前5時までの間 (週休日等に含まれる時間を除く。) であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 (前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額) とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額 _____

間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の1
50を乗じて得た額)

(2) [略]

4 [略]

第16条～第17条 [略]

(特定の職員についての適用除外)

第17条の2 第4条第2項から第9項まで及び第7条から第8条
の2までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第18条～第22条 [略]

附 則 [略]

別表第1 (第3条関係)

給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 別	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
	号給						

(2) [略]

4 [略]

第16条～第17条 [略]

(特定の職員についての適用除外)

第17条の2 第4条第2項から第9項まで及び第7条
の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第18条～第22条 [略]

附 則 [略]

別表第1 (第3条関係)

給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 別	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
	号給						

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	<u>261,300</u>	<u>287,300</u>	<u>309,800</u>	<u>335,000</u>		1	183,500	230,000	<u>265,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>355,200</u>
	2	184,600	231,500	<u>262,300</u>	<u>288,900</u>	<u>311,500</u>	<u>336,900</u>		2	184,600	231,500	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>356,900</u>
	3	185,800	233,000	<u>263,300</u>	<u>290,400</u>	<u>313,200</u>	<u>338,700</u>		3	185,800	233,000	<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,500</u>
	4	186,900	234,500	<u>264,300</u>	<u>291,900</u>	<u>314,700</u>	<u>340,500</u>		4	186,900	234,500	<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>360,100</u>
	5	188,000	236,000	<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>	<u>342,200</u>		5	188,000	236,000	<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>361,700</u>
	6	189,700	237,500	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>		6	189,700	237,500	<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>363,500</u>
	7	191,300	239,000	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>		7	191,300	239,000	<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>365,000</u>
	8	192,900	240,500	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>		8	192,900	240,500	<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>366,600</u>
	9	194,500	242,000	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>		9	194,500	242,000	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>368,000</u>
	10	196,200	243,400	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>		10	196,200	243,400	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>
	11	197,800	244,800	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>		11	197,800	244,800	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>
	12	199,400	246,200	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>		12	199,400	246,200	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>
	13	201,000	247,400	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>		13	201,000	247,400	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>
	14	202,700	248,600	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>		14	202,700	248,600	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>
	15	204,400	249,800	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>		15	204,400	249,800	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>
	16	206,100	251,000	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>		16	206,100	251,000	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>
	17	207,400	252,100	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>		17	207,400	252,100	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>
	18	209,000	253,200	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>		18	209,000	253,200	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>
	19	210,600	254,300	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>		19	210,600	254,300	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>
	20	212,100	255,400	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>		20	212,100	255,400	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>
21	213,600	256,400	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	21	213,600	256,400	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>		

22	215,200	257,400	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>
23	216,800	258,400	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>
24	218,400	259,400	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>
25	220,000	260,400	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>
26	221,700	261,300	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>
27	223,000	262,200	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>
28	224,300	263,100	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>
29	225,600	263,900	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>
30	226,700	264,700	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>
31	227,800	265,500	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>
32	228,900	266,300	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>
33	230,000	267,000	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>
34	231,100	267,800	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>
35	232,200	268,600	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>
36	233,300	269,300	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>
37	234,400	270,000	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>
38	235,400	270,800	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>
39	236,400	271,600	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>
40	237,300	272,300	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>
41	238,200	273,000	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>
42	239,100	273,800	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>
43	239,900	274,600	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>

22	215,200	257,400	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>
23	216,800	258,400	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>
24	218,400	259,400	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>
25	220,000	260,400	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>
26	221,700	261,300	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>
27	223,000	262,200	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>
28	224,300	263,100	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>
29	225,600	263,900	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>
30	226,700	264,700	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>
31	227,800	265,500	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>
32	228,900	266,300	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>
33	230,000	267,000	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>
34	231,100	267,800	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>
35	232,200	268,600	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>
36	233,300	269,300	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>
37	234,400	270,000	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>
38	235,400	270,800	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>
39	236,400	271,600	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>
40	237,300	272,300	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>
41	238,200	273,000	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>
42	239,100	273,800	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>
43	239,900	274,600	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>

44	240,700	275,300	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>
45	241,400	276,000	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>
46	242,000	276,700	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>
47	242,600	277,400	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>
48	243,200	278,100	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>
49	243,800	278,800	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>
50	244,400	279,500	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>
51	245,000	280,200	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>
52	245,500	280,900	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>
53	246,000	281,500	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>
54	246,400	282,200	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>
55	246,700	282,800	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>
56	247,000	283,500	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>
57	247,300	284,100	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>
58	247,600	284,800	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>
59	247,900	285,400	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>
60	248,200	286,100	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>
61	248,500	286,700	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>
62	248,800	287,400	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>
63	249,100	288,000	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>
64	249,400	288,500	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>
65	249,700	289,000	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>

44	240,700	275,300	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>
45	241,400	276,000	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>
46	242,000	276,700	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>
47	242,600	277,400	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>
48	243,200	278,100	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>
49	243,800	278,800	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>
50	244,400	279,500	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>
51	245,000	280,200	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>
52	245,500	280,900	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>
53	246,000	281,500	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>
54	246,400	282,200	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>
55	246,700	282,800	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>
56	247,000	283,500	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>
57	247,300	284,100	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>
58	247,600	284,800	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>
59	247,900	285,400	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>
60	248,200	286,100	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>
61	248,500	286,700	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>
62	248,800	287,400	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>
63	249,100	288,000	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>
64	249,400	288,500	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>
65	249,700	289,000	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>

66	250,000	289,600	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>	66	250,000	289,600	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>
67	250,300	290,100	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>	67	250,300	290,100	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>
68	250,600	290,700	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>	68	250,600	290,700	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>
69	250,900	291,200	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>	69	250,900	291,200	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>
70	251,200	291,700	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>	70	251,200	291,700	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>
71	251,500	292,300	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>	71	251,500	292,300	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>
72	251,800	292,900	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>	72	251,800	292,900	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>
73	252,100	293,400	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>	73	252,100	293,400	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>
74	252,400	293,900	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>	74	252,400	293,900	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	
75	252,700	294,300	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>	75	252,700	294,300	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	
76	253,000	294,600	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>	76	253,000	294,600	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	
77	253,300	294,800	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>	77	253,300	294,800	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	
78	253,600	295,100	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>	78	253,600	295,100	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	
79	253,900	295,300	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>	79	253,900	295,300	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	
80	254,200	295,600	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>	80	254,200	295,600	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	
81	254,500	295,800	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>	81	254,500	295,800	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	
82	254,800	296,000	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>	82	254,800	296,000	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	
83	255,100	296,300	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>	83	255,100	296,300	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	
84	255,400	296,500	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>	84	255,400	296,500	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	
85	255,700	296,800	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>	85	255,700	296,800	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	
86	256,000	297,100	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>		86	256,000	297,100	<u>346,000</u>			
87	256,300	297,400	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>		87	256,300	297,400	<u>346,400</u>			

88	256,600	297,700	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>
89	256,900	298,000	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>
90	257,200	298,300	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>
91	257,500	298,600	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>
92	257,800	299,000	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>
93	258,100	299,200	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>
94		299,400	<u>347,400</u>		
95		299,700	<u>347,800</u>		
96		300,100	<u>348,200</u>		
97		300,300	<u>348,400</u>		
98		300,600	<u>348,800</u>		
99		301,000	<u>349,200</u>		
100		301,400	<u>349,500</u>		
101		301,600	<u>349,800</u>		
102		301,900	<u>350,200</u>		
103		302,200	<u>350,600</u>		
104		302,500	<u>351,000</u>		
105		302,700	<u>351,500</u>		
106		303,000	<u>351,900</u>		
107		303,300	<u>352,300</u>		
108		303,600	<u>352,700</u>		
109		303,800	<u>353,200</u>		

88	256,600	297,700	<u>346,800</u>		
89	256,900	298,000	<u>347,000</u>		
90	257,200	298,300	<u>347,400</u>		
91	257,500	298,600	<u>347,800</u>		
92	257,800	299,000	<u>348,200</u>		
93	258,100	299,200	<u>348,400</u>		
94		299,400	<u>348,800</u>		
95		299,700	<u>349,200</u>		
96		300,100	<u>349,500</u>		
97		300,300	<u>349,800</u>		
98		300,600	<u>350,200</u>		
99		301,000	<u>350,600</u>		
100		301,400	<u>351,000</u>		
101		301,600	<u>351,500</u>		
102		301,900	<u>351,900</u>		
103		302,200	<u>352,300</u>		
104		302,500	<u>352,700</u>		
105		302,700	<u>353,200</u>		
106		303,000	<u>353,600</u>		
107		303,300	<u>353,900</u>		
108		303,600	<u>354,200</u>		
109		303,800	<u>354,700</u>		

	110		304,200	<u>353,600</u>					110		304,200	_____				
	111		304,600	<u>353,900</u>					111		304,600	_____				
	112		304,900	<u>354,200</u>					112		304,900	_____				
	113		305,100	<u>354,700</u>					113		305,100	_____				
	114		305,300						114		305,300					
	115		305,600						115		305,600					
	116		306,000						116		306,000					
	117		306,200						117		306,200					
	118		306,400						118		306,400					
	119		306,700						119		306,700					
	120		307,000						120		307,000					
	121		307,400						121		307,400					
	122		307,600						122		307,600					
	123		307,900						123		307,900					
	124		308,200						124		308,200					
	125		308,500						125		308,500					
定 年 前 再 任 用		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額		定 年 前 再 任 用		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600				192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

短 時 間 勤 務 職 員							
---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

短 時 間 勤 務 職 員							
---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年江津市条例第7号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p><u>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p><u>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 職員の給与に関する条例（昭和29年江津市条例第4号。以下「給与条例」という。）第3条から第4条、第6条の2から第8条の2まで、第12条から第14条まで<u>及び第17条</u>の規定並びに江津市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年江津市条例第371号。以下「水道事業職員給与条例」という。）第4条から第5条の2まで、第9条から第11条まで<u>及び第15条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3 <u>及び第16条</u> <u>の</u>規定の適用については、同条第15条の3第1項中「第6条の2</p>	<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p><u>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定</u> <u>は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 職員の給与に関する条例（昭和29年江津市条例第4号。以下「給与条例」という。）第3条から第4条、第6条の2から第8条の2まで、第12条から第14条まで <u>の</u>規定並びに江津市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年江津市条例第371号。以下「水道事業職員給与条例」という。）第4条から第5条の2まで、第9条から第11条まで <u>の</u>規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3、<u>第16条及び第17条</u> <u>の</u>規定の適用については、同条第15条の3第1項中「第6条の2</p>

第1項の規定に基づく市長の規則で定める職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年江津市条例第7号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第16条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」 _____ とする。

3 [略]

第1項の規定に基づく市長の規則で定める職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年江津市条例第7号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第16条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」 _____ と、同条第17条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」 とする。

3 [略]

職員の育児休業等に関する条例（平成22年江津市条例第21号）新旧対照表

改正前（旧）			改正後（新）		
（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与条例の特例）			（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与条例の特例）		
第19条 〔略〕			第19条 〔略〕		
〔略〕			〔略〕		
第17条の2	第4条第2項から第8項まで及び第7条から第8条の2まで	第7条から第8条の2まで	第17条の2	第4条第2項から第9項まで、第7条及び第8条_____まで	第7条及び第8条_____まで
	〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年江津市条例第23号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>附 則 （職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2～6 〔略〕</p> <p>7 職員の給与に関する条例第4条第2項、第3項及び第5項から第8項まで並びに第7条から第8条の2まで並びに新給与条例第4条第4項及び第9項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>	<p>附 則 （職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2～6 〔略〕</p> <p>7 職員の給与に関する条例第4条第2項、第3項、第5項から第8項まで及び第7条並びに新給与条例第4条第4項及び第9項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>

江津市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年江津市条例第371号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（扶養手当） 第5条 〔略〕</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u></p> <p><u>（2）</u> 〔略〕</p> <p><u>（3）</u> 〔略〕</p> <p><u>（4）</u> 〔略〕</p> <p><u>（5）</u> 〔略〕</p>	<p>（扶養手当） 第5条 〔略〕</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>〔削る〕</p> <p><u>（1）</u> 〔略〕</p> <p><u>（2）</u> 〔略〕</p> <p><u>（3）</u> 〔略〕</p> <p><u>（4）</u> 〔略〕</p>

議案第 5 号			
条 例 名	職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正（令和6年5月31日公布）により地方公務員に関する事項について改正されたことに伴い、所要の改正を行う。</p>		
条例の内容	<p>○時間外勤務の免除となる子の範囲の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改正。 		
施行期日	令和7年4月1日		
関連例規等			
備 考			

職員の勤務時間に関する条例（昭和29年江津市条例第7号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 前3項の規定は、職員の休日及び休暇に関する条例（昭和29年江津市条例第8号。以下「休日休暇条例」という。）第12条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 前3項の規定は、職員の休日及び休暇に関する条例（昭和29年江津市条例第8号。以下「休日休暇条例」という。）第12条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職</p>

員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「3歳に満たない子 _____ のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

議案第 6 号

<p>条 例 名</p>	<p>職員の休日及び休暇に関する条例の一部を 改正する条例</p>	<p>区分</p>	<p>一部改正</p>
<p>制定の理由</p>	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正（令和6年5月31日公布）により地方公務員に係る事項について改正されたことに伴い、所要の改正を行う。</p>		
<p>条例の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事と介護が両立できる職場環境（情報提供、相談体制等）に関する内容を新設。 		
<p>施行期日</p>	<p>令和7年4月1日</p>		
<p>関連例規等</p>			
<p>備 考</p>			

職員の休日及び休暇に関する条例（昭和29年江津市条例第8号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（介護休暇）</p> <p>第12条 職員は、任命権者の承認を得て、要介護者（配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者_____で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、介護休暇を受けることができる。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>第12条の2 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>（介護休暇）</p> <p>第12条 職員は、任命権者の承認を得て、要介護者（配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者<u>（第12条の3第1項において「配偶者等」という。）</u>で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、介護休暇を受けることができる。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>第12条の2 〔略〕</p> <p><u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u></p> <p>第12条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において</p>

[新設]

「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第12条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

議案第 7 号			
条 例 名	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例及び江津市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	近年の災害の激甚化及び頻発化に対処するため、職員の特殊勤務手当について、所要の改正を行う。		
条例の内容	<p>○「災害応急作業等従事手当」の新設</p> <p>1 支給対象</p> <p>(1) 異常な自然現象の状況下において重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある現場において次の応急作業等に従事したとき</p> <p>ア 巡回監視</p> <p>イ 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査</p> <p>(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある市外の地方公共団体の区域に派遣されて行う応急対策又は災害復旧のために従事したとき</p> <p>(3) これらの作業に相当するものとして市長が認める作業に従事したとき</p> <p>2 手当の額</p> <p>上記 1-(1)-ア 710円</p> <p>1-(1)-イ 1,080円</p> <p>1-(2) 710円</p> <p>1-(3) 1,080円以内で市長が定める額</p> <p>3 その他</p> <p>・日没時や作業が著しく危険な区域の場合の加算措置有</p>		
施行期日	令和7年4月1日		
関連例規等			
備 考			

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年江津市条例第20号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第3条～第8条 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p><u>(7) 災害応急作業等従事手当</u></p> <p>第3条～第8条 〔略〕</p> <p><u>（災害応急作業等従事手当）</u></p> <p><u>第9条 災害応急作業等従事手当は、異常な自然現象の状況下において重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある現場及び市外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急作業等で市長が定める災害応急作業等に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき1,080円を超えない範囲内で市長が定める。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、第1項の作業が日没時から日の出時までの間において行われた場合の同項に規定する手当の額は、前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額とする。</u></p> <p><u>4 第2項の規定にかかわらず、市長が定める危険な場合の第1項に規定する手当の額は、第2項に定める額にその100分の100に相当す</u></p>

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

る額を加算した額とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

江津市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年江津市条例第371号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当_____、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第3条～第6条 〔略〕</p> <p>第7条 <u>削除</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、<u>特殊勤務手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>第3条～第6条 〔略〕</p> <p>（<u>特殊勤務手当</u>）</p> <p>第7条 <u>特殊勤務手当は、異常な自然現象の状況下において重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある現場及び市外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急作業等で管理者が定める災害応急作業等に従事したときに支給する。</u></p>

議案第 8 号

<p>条 例 名</p>	<p>市長等の給与に関する条例及び職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>区分</p>	<p>一部改正</p>
<p>制定の理由</p>	<p>国内の経済社会情勢の変化に対応するため、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことを考慮し、所要の改正を行う。</p>		
<p>条例の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊料を、各都道府県ごとの宿泊料上限額内で実費額を支給する。 		
<p>施行期日</p>	<p>令和 7 年 4 月 1 日</p>		
<p>関連例規等</p>			
<p>備 考</p>			

市長等の給与に関する条例（昭和29年江津市条例第25号）新旧対照表

改正前（旧）					改正後（新）				
別表（第2条、第3条関係） 給料及び旅費額表					別表（第2条、第3条関係） 給料及び旅費額表				
区分	給料月額	旅費額			区分	給料月額	旅費額		
		車賃 （1キロメートルにつき）	日当 （1日につき）	宿泊料 （1夜につき）			車賃 （1キロメートルにつき）	日当 （1日につき）	宿泊料 （1夜につき）
市長	738,000円	37円	県内 1,700円	県内 11,8	市長	738,000円	37円	県内 1,700円	島根県 1 3,000円 <u>島根県を除く各都道府県職員等の旅費の支給に関する規則（昭和30年江津市規則第24号）別表の額</u>
副市長	603,000円		県外 2,600円	00円	副市長	603,000円		県外 2,600円	
教育長	522,000円			00円	教育長	522,000円			

職員等の旅費に関する条例（昭和29年江津市条例第5号）新旧対照表

改正前（旧）					改正後（新）				
（宿泊料） 第13条 <u>宿泊料は、夜数に応じて別表の定額を支給する。</u> <hr/> <hr/> <hr/>					（宿泊料） 第13条 <u>宿泊料の額は、別表及び規則で定める各都道府県に応じた額を上限として実費額を支給する。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u>				
第13条の2～第18条　〔略〕					第13条の2～第18条　〔略〕				
別表（第11条―第14条関係）					別表（第11条―第14条関係）				
1 車賃、日当、宿泊料及び食卓料					1 車賃、日当、宿泊料及び食卓料				
区分	車賃 （1キロメートルにつき）	日当 （1日につき）	宿泊料 （1夜につき）	食卓料 （1夜につき）	区分	車賃 （1キロメートルにつき）	日当 （1日につき）	宿泊料 （1夜につき）	食卓料 （1夜につき）
県内	37円	1,500円	9,800円	2,200円	島根県	37円	1,500円	9,800円	2,200円
県外	37円	2,200円	10,900円	2,200円	島根県を除く各都道府県	37円	2,200円	規則で定める各都道府県に応じた額	2,200円

議案第 9 号

条 例 名	江津市課設置条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	<p>島根かみあり国スポ・全スポ2030の開催にあたり、本市が国スポのラグビー及び水球の開催会場市となっていることから、特化した体制が必要なため、所要の改正を行う。</p>		
条例の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「国スポ推進課」を新設する。 		
施行期日	令和7年4月1日		
関連例規等			
備 考			

江津市課設置条例（平成27年江津市条例第5号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（分課）</p> <p>第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課等を置く。</p> <p>〔略〕</p> <p>下水道課</p> <p>〔新設〕</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第3条 課等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>下水道課</p> <p>（1） 公共下水道に関すること。</p> <p>（2） 生活排水処理（農業集落排水、小規模集合排水及び個別排水）に関すること。</p> <p>（3） 汚泥共同処理施設に関すること。</p> <p>〔新設〕</p>	<p>（分課）</p> <p>第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課等を置く。</p> <p>〔略〕</p> <p>下水道課</p> <p><u>国スポ推進課</u></p> <p>（所掌事務）</p> <p>第3条 課等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>下水道課</p> <p>（1） 公共下水道に関すること。</p> <p>（2） 生活排水処理（農業集落排水、小規模集合排水及び個別排水）に関すること。</p> <p>（3） 汚泥共同処理施設に関すること。</p> <p><u>国スポ推進課</u></p> <p><u>（1） 国民スポーツ大会に関すること。</u></p>

議案第 10 号			
条 例 名	江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	<p>本条例の基準省令である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。</p>		
条例の内容	<p>○第16条第1項第2号の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。 		
施行期日	令和7年4月1日		
関連例規等			
備 考			

江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年江津市条例第22号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（食事の提供の特例）</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>（1）〔略〕</p> <p>（2）当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。</p> <p>（3）～（5） 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（食事の提供の特例）</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>（1）〔略〕</p> <p>（2）当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士又は管理栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士_____による必要な配慮が行われること。</p> <p>（3）～（5） 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>

議案第 11 号

<p>条 例 名</p>	<p>江津市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>区分</p>	<p>一部改正</p>
<p>制定の理由</p>	<p>介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行う。</p>		
<p>条例の内容</p>	<p>①引用箇所が改正されたため変更 ②センターの職員に係る基準及び員数について、常勤換算方法によることを可能とする内容の追加 ③複数のセンターを1つとみなして必要な職員の員数を配置することで、基準を満たすものとする内容の追加 ④上記の改正に伴い発生する項ずれを修正</p>		
<p>施行期日</p>	<p>公布の日</p>		
<p>関連例規等</p>			
<p>備 考</p>			

江津市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（令和4年江津市条例第4号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（基本方針）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>第140条の66第1号ロ（2）</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>（職員に係る基準及び員数）</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>は、原則として次のとおりとする。</p> <p>（1） 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>（2） 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p>	<p>（基本方針）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>第140条の66第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>（職員に係る基準及び員数）</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数<u>（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u>によることができる。次項において同じ。）</p> <p>は、原則として次のとおりとする。</p> <p>（1） 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>（2） 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p>

(3) 主任介護支援専門員（省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人
〔新設〕

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、別表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(3) 主任介護支援専門員（省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね、3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、別表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

議案第 12 号			
条 例 名	江津市墓地公園設置及び管理条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	小迫谷墓地公園の位置を換地後の番地へ修正するため及び別表中の位置の表記を統一するため、所要の改正を行う。		
条例の内容	<ul style="list-style-type: none"> 別表小迫谷墓地公園の部中「402番地、403番地、475番地及び1844番地」を「3211番地1及び3211番地4」に改め、同表市村墓地公園の項中「番」の次に「地」を加える。 		
施行期日	公布の日		
関連例規等			
備 考			

江津市墓地公園設置及び管理条例（昭和63年江津市条例第8号）新旧対照表

改正前（旧）				改正後（新）			
別表（第2条、第6条関係）				別表（第2条、第6条関係）			
名称	位置	使用料	備考	名称	位置	使用料	備考
小迫谷墓地公園	江津市渡津町402番地、 403番地、475番地及び1 844番地	円 500,000	1区画9平方 メートル当た り	小迫谷墓地公園	江津市渡津町3211番地 1及び3211番地4	円 500,000	1区画9平方 メートル当た り
		円 555,000	1区画10平方 メートル当た り			円 555,000	1区画10平方 メートル当た り
市村墓地公園	江津市松川町市村296 番__1	円 360,000	1区画9平方 メートル当た り	市村墓地公園	江津市松川町市村296 番地1	円 360,000	1区画9平方 メートル当た り
尾浜墓地公園	江津市後地町3349番地 39	円 300,000 (380,00 0)	1区画6平方 メートル (納骨室用の 下部施設付)	尾浜墓地公園	江津市後地町3349番地 39	円 300,000 (380,00 0)	1区画6平方 メートル (納骨室用の 下部施設付)
弓場墓地公園	江津市波積町本郷178 番地23	円 400,000	1区画6平方 メートル	弓場墓地公園	江津市波積町本郷178 番地23	円 400,000	1区画6平方 メートル

議案第 13 号

<p>条 例 名</p>	<p>江津市国民健康保険条例の一部を改正する 条例</p>	<p>区分</p>	<p>一部改正</p>																					
<p>制定の理由</p>	<p>国民健康保険法施行令の一部改正等に伴う、所要の改正</p>																							
<p>条例の内容</p>	<p>(1) 国民健康保険料に係る賦課限度額の改正</p> <table border="0" data-bbox="571 801 1380 981"> <tr> <td>基礎賦課額</td> <td>(改正前)</td> <td>(改正後)</td> </tr> <tr> <td>に係る賦課限度額の改正</td> <td>650,000円</td> <td>660,000円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等賦課額</td> <td>(改正前)</td> <td>(改正後)</td> </tr> <tr> <td>に係る賦課限度額の改正</td> <td>240,000円</td> <td>260,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 保険料軽減基準額（被保険者数を乗じる部分の額）の改正</p> <table border="0" data-bbox="571 1086 1380 1187"> <tr> <td></td> <td>(改正前)</td> <td>(改正後)</td> </tr> <tr> <td>・ 5割軽減</td> <td>295,000円</td> <td>305,000円</td> </tr> <tr> <td>・ 2割軽減</td> <td>545,000円</td> <td>560,000円</td> </tr> </table>			基礎賦課額	(改正前)	(改正後)	に係る賦課限度額の改正	650,000円	660,000円	後期高齢者支援金等賦課額	(改正前)	(改正後)	に係る賦課限度額の改正	240,000円	260,000円		(改正前)	(改正後)	・ 5割軽減	295,000円	305,000円	・ 2割軽減	545,000円	560,000円
基礎賦課額	(改正前)	(改正後)																						
に係る賦課限度額の改正	650,000円	660,000円																						
後期高齢者支援金等賦課額	(改正前)	(改正後)																						
に係る賦課限度額の改正	240,000円	260,000円																						
	(改正前)	(改正後)																						
・ 5割軽減	295,000円	305,000円																						
・ 2割軽減	545,000円	560,000円																						
<p>施行期日</p>	<p>令和7年4月1日</p>																							
<p>関連例規等</p>																								
<p>備 考</p>																								

江津市国民健康保険条例（昭和34年江津市条例第159号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第14条の6 第11条の基礎賦課額は、<u>65万円</u>を超えることができない。</p> <p>第14条の6の2～第14条の6の11 [略]</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第14条の6の12 第14条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>24万円</u>を超えることができない。</p> <p>第14条の7～第17条 [略]</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第18条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所</p>	<p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第14条の6 第11条の基礎賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。</p> <p>第14条の6の2～第14条の6の11 [略]</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第14条の6の12 第14条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>26万円</u>を超えることができない。</p> <p>第14条の7～第17条 [略]</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第18条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所</p>

得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に29万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 〔略〕

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に54万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する

得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に30万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 〔略〕

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に56万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する

者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち
当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とさ
れるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア・イ 〔略〕

2 〔略〕

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用
する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後
期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6
の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、第2項中「第14条」
とあるのは「第14条の6の6」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準
用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介
護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の8」と、「6
5万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは
「第14条の11」と読み替えるものとする。

第18条の2～第18条の3 〔略〕

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保
険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をい
う。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対し

者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち
当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とさ
れるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア・イ 〔略〕

2 〔略〕

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用
する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後
期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6
の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第14条」
とあるのは「第14条の6の6」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準
用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介
護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の8」と、「6
6万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは
「第14条の11」と読み替えるものとする。

第18条の2～第18条の3 〔略〕

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保
険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をい
う。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対し

て課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く）。

(1)・(2) 〔略〕

2 〔略〕

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の11」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基

て課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする（第5項に掲げる場合を除く）。

(1)・(2) 〔略〕

2 〔略〕

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の11」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基

基礎賦課額は、当該減額後の第11条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)・(2) 〔略〕

6 〔略〕

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、第6項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第14条」とあるのは「第14条の11」と読み替えるものとする。

基礎賦課額は、当該減額後の第11条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1)・(2) 〔略〕

6 〔略〕

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第6項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第14条」とあるのは「第14条の11」と読み替えるものとする。

議案第 14 号

条 例 名	桜江ライスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例	区分	廃止
制定の理由	<p>米の乾燥調製施設の再編として、桜江ライスセンターを廃止するもの。</p>		
条例の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・桜江ライスセンターの廃止 		
施行期日	令和7年4月1日		
関連例規等			
備 考			

議案第 15 号			
条 例 名	江津工業団地企業立地促進条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	土地取得に係る負担を軽減することで、江津工業団地における企業立地の促進を図るため、所要の改正を行う。		
条例の内容	<p>○土地取得補助金の額を増額</p> <ul style="list-style-type: none"> 取得した土地の価額の総額の「100分の20以内」を「100分の30以内」に改める。 		
施行期日	令和7年4月1日		
関連例規等			
備 考			

江津工業団地企業立地促進条例（平成13年江津市条例第11号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（土地取得補助金）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 土地取得補助金は、立地企業が契約の締結により取得した土地の価額の総額の<u>100分の20以内</u>で市長が定める金額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>	<p>（土地取得補助金）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 土地取得補助金は、立地企業が契約の締結により取得した土地の価額の総額の<u>100分の30以内</u>で市長が定める金額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>

議案第 16 号			
条 例 名	江津市地域コミュニティ交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	地域コミュニティ交流センターに地域マネージャーによらず、新たな職員を配置するため、所要の改正を行う。		
条例の内容	<p>①第7条第1項の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「センターに、センター長を置き、集落支援員その他の職員（以下、「集落支援員等」という。）を置くことができる。」に改める。 <p>②第7条第3項の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域マネージャー」を「集落支援員等」に、「センターの管理」を「センターの管理及び地域の状況把握等」に改める。 		
施行期日	令和7年4月1日		
関連例規等			
備 考			

江津市地域コミュニティ交流センターの設置及び管理に関する条例（平成25年江津市条例第36号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（センター長及び職員）</p> <p>第7条 <u>センターに、センター長及び地域マネージャーを置き、その他必要な職員を置くことができる。</u></p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 <u>地域マネージャーは、センター長の命を受け、センターの管理</u> <u>にあたる。</u></p>	<p>（センター長及び職員）</p> <p>第7条 <u>センターに、センター長を置き、集落支援員その他の職員（以下、「集落支援員等」という。）を置くことができる。</u></p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 <u>集落支援員等</u>は、センター長の命を受け、<u>センターの管理及び地域の状況把握等</u>にあたる。</p>

議案第 17 号

<p>条 例 名</p>	<p>江津市生活バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>区分</p>	<p>一部改正</p>
<p>制定の理由</p>	<p>江津市生活バス（江津川平線）におけるバス停留所の変更に伴い、料金のうち普通料金について所要の改正を行う。</p>		
<p>条例の内容</p>	<p>①「八重山神社前」を新設する。 ②「赤栗」を廃止する。 ③上記バス停留所の変更に伴い、別表第1中「(11) 江津川平線」を改める。</p>		
<p>施行期日</p>	<p>令和7年4月1日</p>		
<p>関連例規等</p>			
<p>備 考</p>			

(12) 長谷線	[略]	(12) 長谷線	[略]
(14) 江津有福線	[略]	(14) 江津有福線	[略]
備考 [略]		備考 [略]	

議案第 18 号

<p>条 例 名</p>	<p>江津市手数料条例の一部を改正する条例</p>	<p>区分</p>	<p>一部改正</p>
<p>制定の理由</p>	<p>建築基準法・施行令、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正及び建築物のエネルギー消費性能の算定に係る技術的助言の施行に伴い、所要の改正を行う。</p>		
<p>条例の内容</p>	<p>(1)19号表（建築基準法に基づく申請手数料）の改正 ①省エネ基準への係る審査及び検査手数料の新設 ②既存不適格建築物に関する制限の適用除外認定手数料の新設 ③計画通知に係る審査及び検査手数料の新設 ④建築確認（計画通知）、完了検査の申請手数料に係る額の引上げ、区分見直し ⑤中間検査手数料の新設</p> <p>(2)21号表（都市低炭素化法に基づく申請手数料）の改正 ①計画認定に係る仕様・計算併用法に関する申請手数料の新設</p> <p>(3)22号表（建築物省エネ法に基づく申請手数料）の改正 ①住宅に係る省エネ基準適合性判定に係る申請手数料の新設 ②計画認定に係る仕様・計算併用法に関する申請手数料の新設 ③完了検査に係る加算手数料の削除 ④既存建築物の基準適合認定に係る申請手数料の削除 ⑤上記改正に伴う条項ずれ</p>		
<p>施行期日</p>	<p>①令和7年4月1日（上記(1)-①、②、③、(2)、(3)） ②令和7年7月1日（上記(1)-④、⑤）</p>		
<p>関連例規等</p>			
<p>備 考</p>			

江津市手数料条例（平成12年江津市条例第2号）新旧対照表

令和7年4月1日施行分

改正前（旧）		改正後（新）	
<p>（種類及び金額）</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（18） 〔略〕</p> <p>（19） 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認に関する申請手数料 次表に掲げる手数料</p>		<p>（種類及び金額）</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（18） 〔略〕</p> <p>（19） 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認に関する申請手数料 次表に掲げる手数料</p>	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
1 建築基準法（以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定に基づく確認_____		1 建築基準法（以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。）	
_____を受けようとする者_____		ア 〔略〕	申請又は通知1件につき 5,030円
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請_____1件につき 5,030円	イ 〔略〕	申請又は通知1件につき 9,050円
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請_____1件につき 9,050円		

ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請_____ 1 件につき 14,000円	ウ [略]	申請又は通知 1 件につき 14,000円
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請_____ 1 件につき 19,000円	エ [略]	申請又は通知 1 件につき 19,000円
オ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請_____ 1 件につき 34,100円	オ [略]	申請又は通知 1 件につき 34,100円
カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請_____ 1 件につき 48,200円	カ [略]	申請又は通知 1 件につき 48,200円
2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認_____を受けようとする者_____		2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項に基づく審査を受けようとする者(江津市が審査を受けようとする場合を除く。)	
ア 工作物を築造する場合(イに掲げる場合を除く。)	一の工作物につき 8,050円	ア [略]	[略]
イ 確認_____を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	一の工作物につき 4,020円	イ 確認又は審査を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	[略]
3 法第6条の3第1項_____		3 法第6条の3第1項又は法第1	

<p>_____の規定に基づく構造計算適合性判定を要する建築物等に関する手数料_____</p> <p>_____</p> <p>ア 構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものであって、床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの</p> <p>イ 構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラム以外のものによるものであって、床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>申請_____ 1 件につき 16 1,000円</p> <p>申請_____ 1 件につき 21 3,000円</p>	<p><u>8条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定を要する建築物等に関する手数料（江津市が審査を受けようとする場合を除く。）</u></p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p>	<p>申請又は通知 1 件につき 16 1,000円</p> <p>申請又は通知 1 件につき 21 3,000円</p>
<p>4 法第7条第1項の規定に基づく完了検査_____</p> <p>_____を受けようとする者_____</p> <p>_____</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メー</p>	<p>申請_____ 1 件につき 10, 000円</p> <p>申請_____ 1 件につき 12,</p>	<p>4 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に基づく検査を受けようとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p>	<p>申請又は通知 1 件につき 10, 000円</p> <p>申請又は通知 1 件につき 12,</p>

トルを超え、100平方メートル以内のもの	000円		000円
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請_____1件につき 16,000円	ウ [略]	申請又は通知1件につき 16,000円
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請_____1件につき 22,000円	エ [略]	申請又は通知1件につき 22,000円
オ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請_____1件につき 36,100円	オ [略]	申請又は通知1件につき 36,100円
カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請_____1件につき 50,300円	カ [略]	申請又は通知1件につき 50,300円
5 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査_____を受けようとする者_____	一の工作物につき 9,050円	5 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に基づく検査を受けようとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。）	[略]
[新設]		6 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（法第88条第1項において準用する場合	申請1件につき 120,000円

		を含む。)の規定に基づく検査 済証の交付を受ける前における 建築物等の仮使用認定を受けよ うとする者	
<u>6～17</u> [略]		<u>7～18</u> [略]	
[新設]		<u>19 建築物の敷地と道路との関係 に関する制限の適用除外となる 大規模の修繕又は大規模の模様 替の認定（建築基準法施行令 （昭和25年政令第338号。次項に おいて「政令」という。）第137 条の12第6項）</u>	申請1件につき <u>27,300円</u>
[新設]		<u>20 建築物の道路内の建築制限の 適用除外となる大規模の修繕又 は大規模の模様替の認定（政令 第137条の12第7項）</u>	申請1件につき <u>27,300円</u>
[新設]		<u>21 建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律施行規則 （平成28年国土交通省令第5 号。次項において「建築物省エ ネ省令」という。）第2条の規 定が適用される建築物（同条第 1項第2号若しくは第3号に該</u>	

当する建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項及び次項において「建築物省エネ法」という。）
第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。次項において「都市低炭素化法」という。）第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）を除く。）について、法第6条第1項の規定に基づく建築確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けよ

		<p><u>うとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。）</u></p> <p><u>ア 建築確認又は審査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合</u></p> <p><u>（ア）床面積の合計が200㎡未満</u></p> <p><u>（イ）床面積の合計が200㎡以上</u></p> <p><u>イ 建築確認又は審査を受けようとする建築物が共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年／経済産業省／国土交通省／令第1号。以下この項において「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。次項において同じ。）を有しないものをいう。）又は</u></p>	<p>13,000円</p> <p>14,000円</p>
--	--	---	-------------------------------

		<p><u>住宅部分（基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）のみの増築若しくは改築をする複合建築物（基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。）の場合</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計が300㎡未満</u></p> <p><u>(イ) 床面積の合計が300㎡以上</u></p>	<p><u>23,000円</u></p> <p><u>36,000円</u></p>
[新設]		<p><u>22 建築物省エネ省令第2条の規定が適用される建築物で、法第6条第1項の規定に基づく建築確認若しくは法第18条第3項の規定に基づく審査を受けた建築物又は建築物省エネ法第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項（建築</u></p>	

		<p><u>物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。)</u>又は<u>都市低炭素化法第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。)</u>について、<u>法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に規定する通知に対する検査を受けようとする者(江津市が審査を受けようとする場合を除く。)</u></p> <p><u>ア 検査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合</u></p> <p><u>イ 検査を受けようとする建築物が住宅部分を有する場合</u></p> <p><u>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300㎡未満</u></p> <p><u>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300㎡以上</u></p> <p><u>ウ 検査を受けようとする建築物が非住宅部分(工場その他のこれに類するもので市長が</u></p>	<p><u>5,000円</u></p> <p><u>10,000円</u></p> <p><u>20,000円</u></p>
--	--	--	--

		<u>定めるものの部分を除く。）を有する場合</u> <u>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満</u> 10,000円 <u>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上</u> 16,000円 <u>エ イ及びウのいずれにも該当する場合</u> <u>イ及びウに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</u>
--	--	---

備考

- 1 [略]
- ア [略]
- イ 確認_____を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転の場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- ウ 建築物を移転し、_____又はその用途を変更する場合、（エに掲げる場合を除く。） 当該移転_____又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- エ 確認_____を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、_____

備考

- 1 [略]
- ア [略]
- イ 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転の場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合、（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- エ 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替を

____又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

2 [略]

3 この表の4の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転_____

_____に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

(20) [略]

(21) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定による低炭素建築物新築等計画の認定に関する手数料 次表に掲げる手数料

区分	手数料の額
1 [略]	
ア [略]	
(ア)・(イ) [略]	[略]
[新設]	

____し、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

2 [略]

3 この表の4の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又は大規模の修繕

若しくは大規模の模様替をした場合にあつては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

(20) [略]

(21) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定による低炭素建築物新築等計画の認定に関する手数料 次表に掲げる手数料

区分	手数料の額
1 [略]	
ア [略]	
(ア)・(イ) [略]	[略]
<u>(ウ) 当該住宅について</u>	
<u>省令第10条第2号イ(1)</u>	
<u>及び同号ロ(2)の基準又</u>	
<u>は省令第10条第2号イ</u>	
<u>(2)及び同号ロ(1)の基</u>	

イ 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項及び次項において「建築物省エネ法」

非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつては（ア）又は（イ）に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつては（ウ）又は

準（以下この項及び次項において「誘導仕様・計算併用法基準」とい
う。）を用いて評価を行
う場合

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

イ 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分（省令第1条第1項第1号

26,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）

28,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）

非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつては（ア）又は（イ）に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分（省令第1条第2項
に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつては（ウ）から

という。)第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)を有しないものをいう。以下この項及び次項において同じ。)又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る計画の認定を受けようとする場合

(ア) [略]

a [略]

(エ) _____に規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。)にあつては(ア)又は(イ)及び(ウ)又は(エ) _____に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

225,000円(非住宅基準適合証
(建築物省エネ法第51条第1項

_____の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下この項及び次項において同じ。)の提出がある場合にあつては、10,000円)

_____に規定する非住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)を有しないものをいう。以下この項及び次項において同じ。)又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る計画の認定を受けようとする場合

(ア) [略]

a [略]

(オ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。)にあつては(ア)又は(イ)及び(ウ)から(オ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

225,000円(非住宅基準適合証
(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下この項及び次項において同じ。)の提出がある場合にあつては、10,000円)

<p>b [略] (イ)～(エ) [略] [新設]</p>	<p>[略]</p>	<p>b [略] (イ)～(エ) [略] <u>(オ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</u> a <u>住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> b <u>住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u></p>	<p>[略]</p> <p>50,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円） 85,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円）</p>
<p>2 [略] ア [略] (ア) [略] a <u>計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> b <u>計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u> (イ) [略] a <u>計画の変更に係る床面</u></p>	<p>17,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円） 19,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円） 9,000円（変更後の計画に係る住</p>	<p>2 [略] ア [略] (ア) [略] a _____床面積の合計が200平方メートル未満のもの b _____床面積の合計が200平方メートル以上のもの (イ) [略] a _____床面</p>	<p>17,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円） 19,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円） 9,000円（変更後の計画に係る住</p>

積の合計が200平方メートル未満のもの
 b 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの
 [新設]

宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
 10,000円 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)

イ [略]

非住宅建築物又は複合建築物
 (非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。) にあっては (ア) 又は (イ) に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物 (住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に

積の合計が200平方メートル未満のもの
 b _____床面積の合計が200平方メートル以上のもの

(ウ) 当該住宅について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

イ [略]

宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
 10,000円 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)

13,000円 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
14,000円 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)

非住宅建築物又は複合建築物
 (非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。) にあっては (ア) 又は (イ) に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物 (住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に

<p>(ア) ~ (エ) [略] [新設]</p>	<p>限る。) については (ウ) <u>又は (エ)</u> に規定する手数料の額、複合建築物 (非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。) については (ア) 又は (イ) 及び (ウ) <u>又は (エ)</u> _____ に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>	<p>(ア) ~ (エ) [略] <u>(オ)</u> 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a <u>住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u></p> <p>b <u>住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の</u></p>	<p>限る。) については (ウ) <u>から (オ)</u> までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物 (非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。) については (ア) 又は (イ) 及び (ウ) <u>から (オ)</u> までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p> <p>50,000円 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合においては、10,000円)</p> <p>85,000円 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある</p>
-------------------------------	---	--	---

3 [略]	[略]

(22) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料 次表に掲げる手数料

区分	手数料の額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。） <u>第12条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項から <u>第6の項</u> までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この項から第4の項まで及び <u>第6の項</u> において「適合性判定」という。）（以下この項において「計画の適合性判定」という。）を受けようとする者	

	合計が300平方メートル以上のも 場合にあつては、20,000円)
3 [略]	[略]

(22) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料 次表に掲げる手数料

区分	手数料の額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。） <u>第11条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項から <u>第5の項</u> までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この項から第4の項まで_____において「適合性判定」という。）（以下この項において「計画の適合性判定」という。）を受けようとする者	

ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物について _____ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法（以下この表において「標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合

[新設]

ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので知事が定めるものの部分（以下この項から第5の項までにおいて「工場等部分」という。）を除く。以下この項から第5の項までにおいて同じ。）を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等（共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分又は工場等部分を有しないものをいう。以下こ

非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。

(ア) 当該建築物が非住宅部分（第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので市長が定めるものの部分（以下この項から第5の項までにおいて「工場等部分」という。）を除く。以下この項から第6の項までにおいて同じ。）を有する場合（（ウ）の場合を除く。）

a 非住宅部分の床面積
（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関

224,000円

の項から第5の項までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項において同じ。）である場合

(ア) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法（以下この項において「標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合

a 非住宅部分の床面積
（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関

[略]

する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この表において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの

b 〔略〕

(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合
（（ウ）の場合を除く。）

a 〔略〕

〔新設〕

〔略〕

〔略〕

する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条
_____に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この表において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの

b 〔略〕

(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

a 〔略〕

b 工場等部分の床面積の

〔略〕

〔略〕

30,000円

<p>(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</p>	<p>(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の (ア) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）</p>	<p>合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>[削る]</p>
<p>[新設]</p>		<p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>86,000円</p>
<p>[新設]</p>		<p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>108,000円</p>
<p>[新設]</p>		<p>(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合</p>	
		<p>a 工場等部分の床面積の</p>	<p>19,000円</p>

〔新設〕

合計が300平方メートル
未満のもの

b 工場等部分の床面積の
合計が300平方メートル
以上500平方メートル以
内のもの

26,000円

(オ) 当該建築物の住宅
部分（省令第1条第2項
に規定する住宅部分をい
う。以下この項において
同じ。）について省令第
1条第1項第2号イ
(1)及び同号ロ(1)
の基準（以下この項にお
いて「標準計算基準」と
いう。）を用いて評価を
行う場合

a 住宅部分の床面積の合
計が300平方メートル未
満のもの

67,000円

〔新設〕	<u>b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	114,000円
	<u>(カ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項において「仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合</u>	
	<u>a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	32,000円
	<u>b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	56,000円
〔新設〕	<u>(キ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第1条第1項第2</u>	

イ 計画の適合性判定を受けようとする建築物について省令第1条第1項第1号ロの基準（以下この表において「モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合

(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（（ウ）の場合を除く。）

号イ（2）及び同号ロ（1）の基準（以下この項において「仕様・計算併用法基準」という。）を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

50,000円

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

85,000円

イ 計画の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分又は工場等部分を有しないものに限る。以下この項から第5の項までにおいて同じ。）の場合

(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合

a <u>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>86,000円</u>
b <u>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	<u>108,000円</u>
(イ) <u>当該建築物が工場等部分を有する場合</u> <u>((ウ) の場合を除く。)</u>	
a <u>工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> 〔新設〕	<u>19,000円</u>

a <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	<u>34,000円</u>
b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	<u>37,000円</u>
(イ) <u>当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合</u>	
a <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	<u>18,000円</u>
b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	<u>19,000円</u>

(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合

[新設]

[新設]

2 法第12条第2項の規定に基づく計画の変更の適合性判定
(以下この項において「計画の変更の適合性判定」という。)を受けようとする者
ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額 (その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の (ア) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)

[新設]

(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

2 法第11条第2項の規定に基づく計画の変更の適合性判定
(以下この項において「計画の変更の適合性判定」という。)を受けようとする者
ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建

[削る]

25,000円

28,000円

非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共

(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合
((ウ) の場合を除く。)

建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

同住宅等にあつては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。

<p>a・b [略]</p> <p>(イ) <u>当該建築物が工場等部分を有する場合</u> <u>((ウ) の場合を除く。)</u></p>	<p>[略]</p>	<p>a・b [略]</p> <p>(イ) <u>当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</u></p>	<p>[略]</p>
<p>a [略]</p> <p>[新設]</p>	<p>[略]</p>	<p>a [略]</p> <p>b <u>工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u></p>	<p>[略]</p> <p><u>30,000円</u></p>
<p>(ウ) <u>当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</u></p>	<p><u>(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額 (その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の (ア) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)</u></p>	<p>(ウ) <u>当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合</u></p>	<p>[削る]</p>
<p>[新設]</p>		<p>a <u>非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u></p>	<p><u>86,000円</u></p>

[新設]	<u>b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	108,000円
[新設]	<u>(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合</u>	
	<u>a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	19,000円
	<u>b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	26,000円
[新設]	<u>(オ) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合</u>	
	<u>a 住宅部分の計画の変更</u>	67,000円

		<u>に係る部分の床面積の 合計が300平方メートル 未満のもの</u>	
[新設]		<u>b 住宅部分の計画の変更 に係る部分の床面積の 合計が300平方メートル 以上500平方メートル以 内のもの</u>	<u>114,000円</u>
		<u>(カ) 当該建築物の住宅 部分について仕様基準を 用いて評価を行う場合</u>	
[新設]		<u>a 住宅部分の計画の変更 に係る部分の床面積の 合計が300平方メートル 未満のもの</u>	<u>32,000円</u>
		<u>b 住宅部分の計画の変更 に係る部分の床面積の 合計が300平方メートル 以上500平方メートル以 内のもの</u>	<u>56,000円</u>
		<u>(キ) 当該建築物の住宅 部分について仕様・計算</u>	

イ 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合

(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合
((ウ) の場合を除く。)

a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

86,000円

併用法基準を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

50,000円

b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

85,000円

イ 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合

(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

17,000円

<p>b <u>非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u></p>	<p><u>108,000円</u></p>	<p>b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p>	<p><u>19,000円</u></p>
<p>(イ) <u>当該建築物が工場等部分を有する場合</u> <u>((ウ) の場合を除く。)</u></p>		<p>(イ) <u>当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合</u></p>	
<p>a <u>工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> 〔新設〕</p>	<p><u>19,000円</u></p>	<p>a <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p>	<p><u>9,000円</u></p>
<p>(ウ) <u>当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</u></p>	<p><u>(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額 (その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の (ア) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)</u></p>	<p>b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p>	<p><u>10,000円</u></p>
		<p>(ウ) <u>当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</u></p>	<p>〔削る〕</p>

〔新設〕

〔新設〕

3 法第13条第2項の規定に基づく計画の適合性判定（以下この項において「計画の適合性判定」という。）を求めようとする者

ア 計画の適合性判定を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

〔新設〕

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

13,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

14,000円

3 法第12条第2項の規定に基づく計画の適合性判定（以下この項において「計画の適合性判定」という。）を求めようとする者

ア 計画の適合性判定を求めようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又

(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合
((ウ) の場合を除く。)

a・b [略]

(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合
((ウ) の場合を除く。)

a [略]

[新設]

[略]

[略]

は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。

(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

a・b [略]

[略]

(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

a [略]

[略]

b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

30,000円

(ウ) <u>当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</u>	<u>(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額 (その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の (ア) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)</u>	(ウ) <u>当該建築物の非住宅部分についてモデル建築物法基準を用いて評価を行う場合</u>	〔削る〕
〔新設〕		a <u>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>86,000円</u>
〔新設〕		b <u>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	<u>108,000円</u>
〔新設〕		<u>(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建築物法基準を用いて評価を行う場合</u>	
		a <u>工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>19,000円</u>
		b <u>工場等部分の床面積の</u>	<u>26,000円</u>

〔新設〕	<u>合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	67,000円
	<u>(オ) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合</u>	
	<u>a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	
	<u>b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	114,000円
〔新設〕	<u>(カ) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合</u>	
	<u>a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	32,000円
	<u>b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内</u>	56,000円

〔新設〕

イ 計画の適合性判定を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合

(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合

((ウ) の場合を除く。)

a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

86,000円

のもの

(キ) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

50,000円

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内

85,000円

のもの

イ 計画の適合性判定を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の場合

(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

34,000円

<p>b <u>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u></p>	<p><u>108,000円</u></p>	<p>b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p>	<p><u>37,000円</u></p>
<p>(イ) <u>当該建築物が工場等部分を有する場合</u> <u>((ウ) の場合を除く。)</u></p>		<p>(イ) <u>当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合</u></p>	
<p>a <u>工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> 〔新設〕</p>	<p><u>19,000円</u></p>	<p>a <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p>	<p><u>18,000円</u></p>
		<p>b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p>	<p><u>19,000円</u></p>
<p>(ウ) <u>当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</u></p>	<p><u>(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額 (その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の (ア) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)</u></p>	<p>(ウ) <u>当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</u></p>	<p>〔削る〕</p>
<p>〔新設〕</p>		<p>a <u>床面積の合計が200平</u></p>	<p><u>25,000円</u></p>

[新設]

- 4 法第13条第3項の規定に基づく計画の変更の適合性判定（以下この項において「計画の変更の適合性判定」という。）を求めようとする者
- ア 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

[新設]

方メートル未満のもの

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

28,000円

- 4 法第12条第3項の規定に基づく計画の変更の適合性判定（以下この項において「計画の変更の適合性判定」という。）を求めようとする者
- ア 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分

(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合

(ウ) の場合を除く。

a・b [略]

(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合

(ウ) の場合を除く。

a [略]

[新設]

[略]

[略]

に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。

(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

a・b [略]

(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

a [略]

b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

[略]

[略]

30,000円

<p>(ウ) <u>当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</u></p>	<p><u>(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額 (その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の (ア) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)</u></p>	<p>(ウ) <u>当該建築物の非住宅部分についてモデル建築物法基準を用いて評価を行う場合</u></p>	<p>[削る]</p>
<p>[新設]</p>		<p>a <u>非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u></p>	<p><u>86,000円</u></p>
<p>[新設]</p>		<p>b <u>非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u></p>	<p><u>108,000円</u></p>
<p>[新設]</p>		<p><u>(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建築物法基準を用いて評価を行う場合</u></p>	
		<p>a <u>工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積</u></p>	<p><u>19,000円</u></p>

[新設]	<u>の合計が300平方メートル未満のもの</u> b <u>工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	26,000円
[新設]	<u>(オ) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合</u>	67,000円
[新設]	a <u>住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> b <u>住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	114,000円
[新設]	<u>(カ) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合</u>	

[新設]	<p>a <u>住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u></p> <p>b <u>住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u></p> <p>(キ) <u>当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</u></p> <p>a <u>住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u></p> <p>b <u>住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u></p>	<p><u>32,000円</u></p> <p><u>56,000円</u></p> <p></p> <p><u>50,000円</u></p> <p><u>85,000円</u></p>
イ <u>計画の変更の適合性判定</u>	イ <u>計画の変更の適合性判定</u>	

を求めようとする建築物に
ついてモデル建物法基準を
用いて評価を行う場合

(ア) 当該建築物が非住
宅部分を有する場合
((ウ) の場合を除
く。)

a 非住宅部分の計画の変
更に係る部分の床面積
の合計が300平方メー
トル未満のもの

86,000円

b 非住宅部分の計画の変
更に係る部分の床面積
の合計が300平方メー
トル以上500平方メー
トル以内のもの

108,000円

(イ) 当該建築物が工場
等部分を有する場合
((ウ) の場合を除
く。)

を求めようとする建築物が
一戸建ての住宅の場合

(ア) 当該建築物につい
て標準計算基準を用いて
評価を行う場合

a 床面積の合計が200平
方メートル未満のもの

17,000円

b 床面積の合計が200平
方メートル以上のもの

19,000円

(イ) 当該建築物につい
て仕様基準を用いて評価
を行う場合

<p>a <u>工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> 〔新設〕</p>	<p><u>19,000円</u></p>	<p>a <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> _____</p>	<p><u>9,000円</u></p>
<p>(ウ) <u>当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</u> 〔新設〕</p>	<p><u>(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額 (その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の (ア) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)</u></p>	<p>b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u> _____</p>	<p><u>10,000円</u></p>
<p>〔新設〕</p>		<p>(ウ) <u>当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</u> 〔削る〕</p>	
		<p>a <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p>	<p><u>13,000円</u></p>
		<p>b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p>	<p><u>14,000円</u></p>

5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく計画の変更が同令第3条の軽微な変更（以下この項において「軽微な変更」という。）に該当していることを証する書面の交付（以下この項において「書面の交付」という。）を求めようとする者
ア 書面の交付を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

[新設]

5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく計画の変更が同令第5条の軽微な変更（以下この項において「軽微な変更」という。）に該当していることを証する書面の交付（以下この項において「書面の交付」という。）を求めようとする者
ア 書面の交付を求めようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部

(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合
(ウ)の場合を除く。

a・b [略]

[略]

(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合
(ウ)の場合を除く。

a [略]

[略]

[新設]

分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。

(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

a・b [略]

[略]

(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

a [略]

[略]

b 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積

30,000円

<p>(ウ) <u>当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</u></p>	<p><u>(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額 (その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の (ア) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)</u></p>	<p><u>の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u></p>	<p>[削る]</p>
<p>[新設]</p>		<p>a <u>非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u></p>	<p><u>86,000円</u></p>
<p>[新設]</p>		<p>b <u>非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u></p>	<p><u>108,000円</u></p>
<p>[新設]</p>		<p><u>(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建築物法基準を用いて評価を</u></p>	

[新設]

行う場合

a 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

b 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 26,000円

(オ) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 67,000円

b 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 114,000円

[新設]

[新設]

(カ) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 32,000円

b 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 56,000円

(キ) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 50,000円

b 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル 85,000円

イ 書面の交付を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合

(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合
(ウ) の場合を除く。)

a 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

86,000円

b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

108,000円

(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合
(ウ) の場合を除く。)

以上500平方メートル以内のもの

イ 書面の交付を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の場合

(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

17,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

19,000円

(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合

<p>a <u>工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u></p>	<p><u>19,000円</u></p>	<p>a <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p>	<p><u>9,000円</u></p>
<p>[新設]</p>		<p>b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p>	<p><u>10,000円</u></p>
<p>(ウ) <u>当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</u></p>	<p><u>(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の (ア) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）</u></p>	<p>(ウ) <u>当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</u></p>	<p>[削る]</p>
<p>[新設]</p>		<p>a <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p>	<p><u>13,000円</u></p>
<p>[新設]</p>		<p>b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p>	<p><u>14,000円</u></p>
<p><u>6 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく計画の適合性判定を受けた者（法第25条第1項若しくは第35条第8項（法第36条第2項において</u></p>		<p>[削る]</p>	

準用する場合を含む。)又は都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合性判定通知書の交付を受けたものともなされる場合を含む。)であって、建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は同法第18条第16項に規定する通知に対する完了検査を受けようとする者

ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

10,000円

イ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

16,000円

7 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項から第9の項までにおいて「計画」という。)の認定(以下この項及び第9の項において

6 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項から第8の項までにおいて「計画」という。)の認定(以下この項及び第8の項において

「計画の認定」という。)を受けようとする者

ア 申請建築物(法第34条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この項において同じ。)について計画の認定を受ける場合

(ア) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項、次項及び第10の項において同じ。)、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分(法第11条第1項 _____ に規定する非住宅部分をいう。以下この項、次項及び第10の項において同じ。)を有しないものをいう。以下この項、

非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあつては、a又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分 _____ に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあつてはc又はd _____ に規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする

「計画の認定」という。)を受けようとする者

ア 申請建築物(法第29条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この項において同じ。)について計画の認定を受ける場合

(ア) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項及び次項 _____ において同じ。)、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この項及び次項 _____ において同じ。)を有しないものをいう。以下この項及

非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあつては、a又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分(省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあつてはcからeまでのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分 _____ に限って計画の認定を受けようとする

次項及び第10の項において同じ。)又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項、次項及び第10の項において同じ。)である場合

a [略]

(a) [略]

(b) [略]

b [略]

c 当該建築物の住宅部分

場合を除く。)にあつてはa又はb及びc又はdに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

224,000円(非住宅誘導基準適合証(法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)が作成した法第35条第1項各号(法第36条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この表において同じ。)の提出がある場合にあっては、10,000円)

[略]

び次項において同じ。)又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)である場合

a [略]

(a) [略]

(b) [略]

b [略]

c 当該建築物の住宅部分

る場合を除く。)にあつてはa又はb及びcからeまでのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

224,000円(非住宅誘導基準適合証(法第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)が作成した法第30条第1項各号(法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この表において同じ。)の提出がある場合にあっては、10,000円)

[略]

（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項、次項及び第10の項において同じ。）（住宅部分のうち住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分。次項において同じ。）について省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この項において「誘導標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合

(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

67,000円（住宅誘導基準適合証等（登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（第10の項において「登録住宅性能評価機関」とい

_____につ
いて省令第10条第2号
イ(1)及び同号ロ(1)
の基準（以下この項に
おいて「誘導標準計算
基準」という。）を用
いて評価を行う場合

(a) 住宅部分の床面積
の合計が300平方メー
トル未満のもの

67,000円（住宅誘導基準適合証
等（登録建築物エネルギー消費
性能判定機関又は住宅の品質確
保の促進等に関する法律第5条
第1項に規定する登録住宅性能
評価機関（以下この表において
「登録住宅性能評価機関」とい

う。)が作成した法第35条第1項各号(法第36条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この項及び次項において同じ。)の提出がある場合にあつては、10,000円)

(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

d [略]
[新設]

114,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)

う。)が作成した法第30条第1項各号(法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この表____において同じ。)の提出がある場合にあつては、10,000円)

(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

d [略]

e 当該建築物の住宅部分について(省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び次項において「誘導仕様・計算併用法基準」という。)を

114,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)

(イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この項、次項及び第10の項において同じ。）の場合
 a・b [略]
 [新設]

用いて評価を行う場合

(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

(イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この項及び次項_____において同じ。）の場合

a・b [略]

c 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

50,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円）

85,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円）

25,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）

<p>イ 他の建築物（<u>法第34条第3項</u>に規定する他の建築物をいう。以下この項において同じ。）に係る事項を計画に記載する場合</p> <p><u>8 法第36条第1項</u>の規定に基づく計画の変更の認定（以下この項及び次項において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者</p> <p>ア [略]</p> <p>(ア) [略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあってはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(<u>住戸の部分</u>に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあってはc</p>	<p>(b) <u>床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u></p> <p>イ 他の建築物（<u>法第29条第3項</u>に規定する他の建築物をいう。以下この項において同じ。）に係る事項を計画に記載する場合</p> <p><u>7 法第31条第1項</u>の規定に基づく計画の変更の認定（以下この項及び次項において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者</p> <p>ア [略]</p> <p>(ア) [略]</p>	<p><u>28,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあってはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(<u>住宅部分</u>に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあってはc</p>
--	---	---	--

a～d 〔略〕
〔新設〕

又はd _____に規定する
手数料の額、複合建築物(非住宅
部分に限って計画の変更の認定
を受けようとする場合及び住戸
の部分に限って計画の変更の認
定を受けようとする場合を除
く。)にあつてはa又はb及びc又
はd _____に規定する区
分に応じ、それぞれ当該手数料
を合算した額

a～d 〔略〕

e 当該建築物の住宅部分
について誘導仕様・計
算併用法基準を用いて
評価を行う場合

(a) 住宅部分の計画の
変更に係る部分の床
面積の合計が300平方
メートル未満のもの

(b) 住宅部分の計画の
変更に係る部分の床
面積の合計が300平方
メートル以上500平方

からeまでのいずれかに規定する
手数料の額、複合建築物(非住宅
部分に限って計画の変更の認定
を受けようとする場合及び住宅
部分に限って計画の変更の認
定を受けようとする場合を除
く。)にあつてはa又はb及びcか
らeまでのいずれかに規定する区
分に応じ、それぞれ当該手数料
を合算した額

50,000円 (住宅誘導基準適合証
等の提出がある場合にあつて
は、10,000円)

85,000円 (住宅誘導基準適合証
等の提出がある場合にあつて
は、20,000円)

(イ) [略]

a [略]

(a) 計画の変更に係る 17,000円（住宅誘導基準適合証
床面積の合計が200平
方メートル未満のも
の

(b) 計画の変更に係る 19,000円（住宅誘導基準適合証
床面積の合計が200平
方メートル以上500平
方メートル以内のも
の

b [略]

(a) 計画の変更に係る 9,000円（住宅誘導基準適合証等
床面積の合計が200平
方メートル未満のも
の

(b) 計画の変更に係る 10,000円（住宅誘導基準適合証
床面積の合計が200平
方メートル以上500平
方メートル以内のも
の

[新設]

メートル以内のもの

(イ) [略]

a [略]

(a) _____ 17,000円（住宅誘導基準適合証
床面積の合計が200平
方メートル未満のも
の

(b) _____ 19,000円（住宅誘導基準適合証
床面積の合計が200平
方メートル以上500平
方メートル以内のも
の

b [略]

(a) _____ 9,000円（住宅誘導基準適合証等
床面積の合計が200平
方メートル未満のも
の

(b) _____ 10,000円（住宅誘導基準適合証
床面積の合計が200平
方メートル以上500平
方メートル以内のも
の

c 当該建築物について誘

<p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p><u>9 法第35条第2項</u>（<u>法第36条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合</p>	<p>当該追加する建築物一棟ごとに、<u>7</u>のアの（ア）又は（イ）に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該追加する全ての建築物について合算した額</p> <p>[略]</p>	<p><u>導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</u></p> <p>(a) <u>計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p> <p>(b) <u>計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u></p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p><u>8 法第30条第2項</u>（<u>法第31条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合</p>	<p>13,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円）</p> <p>14,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円）</p> <p>当該追加する建築物一棟ごとに、<u>6</u>のアの（ア）又は（イ）に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該追加する全ての建築物について合算した額</p> <p>[略]</p>
---	--	---	--

するかどうかの審査を受けようとする者

10 法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定（以下この項において「認定」という。）を受けようとする者

ア 認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

（ア） 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

非住宅建築物にあつては（ア）又は（イ）に規定する手数料の額、共同住宅等にあつては（ウ）又は（エ）に規定する手数料の額、複合建築物にあつては（ア）又は（イ）及び（ウ）又は（エ）に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

224,000円（非住宅基準適合証等（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第2条

するかどうかの審査を受けようとする者

[削る]

	<p><u>第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円)</u></p>
<p>b <u>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u></p>	<p><u>276,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、16,000円)</u></p>
<p>(イ) <u>当該建築物の非住宅部分についてモデル建築物法基準を用いて評価を行う場合</u></p>	
<p>a <u>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u></p>	<p><u>86,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)</u></p>
<p>b <u>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u></p>	<p><u>108,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、16,000円)</u></p>
<p>(ウ) <u>当該建築物の住宅部分について省令第1条</u></p>	

第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項において「性能基準」という。)を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

(エ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準を用い

67,000円(住宅基準適合証等(登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が作成した法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この表において同じ。)の提出がある場合にあつては、10,000円)

114,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)

て評価を行う場合

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円）

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 56,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円）

(オ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)の基準（以下この項において「仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円）

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 56,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円）

イ 認定を受けようとする建

建築物が一戸建ての住宅で性能基準を用いて評価を行う場合

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 37,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）

ウ 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準を用いて評価を行う場合

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）

エ 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で仕様基準を用いて評価を行う

<p>場合</p> <p>(ア) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p> <p>(イ) <u>床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u></p>	<p>18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）</p> <p>19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）</p>		
<p>(23)～(35) [略]</p> <p>第3条・第4条 [略]</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は手数料を免除することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 官公署の請求によるもの</p> <p>(3)～(4) [略]</p>	<p>(23)～(35) [略]</p> <p>第3条・第4条 [略]</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は手数料を免除することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 官公署の請求によるもの <u>(第2条第19号表1の項から5の項、21の項及び22の項を除く。)</u></p> <p>(3)～(4) [略]</p>		

江津市手数料条例（平成12年江津市条例第2号）新旧対照表

令和7年7月1日施行分

改正前（旧）		改正後（新）	
<p>（種類及び金額）</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（18）〔略〕</p> <p>（19）建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認に関する申請手数料 次表に掲げる手数料</p>		<p>（種類及び金額）</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（18）〔略〕</p> <p>（19）建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認に関する申請手数料 次表に掲げる手数料</p>	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
1 建築基準法（以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。）		1 〔略〕	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>5,030円</u>	ア 〔略〕	申請又は通知1件につき <u>8,600円</u>
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>9,050円</u>	イ 〔略〕	申請又は通知1件につき <u>15,600円</u>

ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>14,000円</u>	ウ [略]	申請又は通知1件につき <u>24,700円</u>
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 〔新設〕	申請又は通知1件につき <u>19,000円</u>	エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>26,900円</u>
オ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>34,100円</u>	オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>35,500円</u>
カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき <u>48,200円</u>	カ [略]	申請又は通知1件につき <u>63,700円</u>
キ [略]		キ [略]	申請又は通知1件につき <u>107,000円</u>
2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項に基づく審査を受けようとする者 (江津市が審査を受けようとする場合を除く。)		2 [略]	
ア 工作物を築造する場合(イに掲げる場合を除く。)	一の工作物につき <u>8,050円</u>	ア [略]	一の工作物につき <u>17,700円</u>
イ 確認又は審査を受けた工作物	一の工作物につき <u>4,020円</u>	イ [略]	一の工作物につき <u>11,100円</u>

物の計画の変更をして工作物を築造する場合			
3 〔略〕		3 〔略〕	
4 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に基づく検査を受けようとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。）		4 〔略〕	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>10,000円</u>	ア 〔略〕	申請又は通知1件につき <u>14,000円</u>
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>12,000円</u>	イ 〔略〕	申請又は通知1件につき <u>21,000円</u>
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき <u>16,000円</u>	ウ 〔略〕	申請又は通知1件につき <u>32,000円</u>
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル以内のもの</u> 〔新設〕	申請又は通知1件につき <u>22,000円</u>	エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル以内のもの</u>	申請又は通知1件につき <u>41,000円</u>
オ 床面積の合計が500平方メートルを超え、 <u>500平方メートル以内のもの</u>	申請又は通知1件につき <u>36,000円</u>	オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、 <u>500平方メートル以内のもの</u>	申請又は通知1件につき <u>44,000円</u>
		カ 〔略〕	申請又は通知1件につき <u>55,000円</u>

トルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>100円</u>		<u>000円</u>
カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき <u>50,300円</u>	キ [略]	申請又は通知1件につき <u>64,000円</u>
5 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に基づく検査を受けようとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。）	一の工作物につき <u>9,050円</u>	5 [略]	一の工作物につき <u>30,000円</u>
[新設]		6 <u>完了検査を受けようとする建築物が、法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査を受けた建築物又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けた建築物である場合（以下この項において「中間検査を受けた場合」という。）</u>	
		ア <u>床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</u>	申請又は通知1件につき <u>30,000円</u>
		イ <u>床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル</u>	申請又は通知1件につき <u>40,000円</u>

		<p><u>以内のもの</u></p> <p>ウ <u>床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u></p> <p>申請又は通知1件につき 43,000円</p> <p><u>以内のもの</u></p> <p>エ <u>床面積の合計が500平方メートルを超え、1000平方メートル以内のもの</u></p> <p>申請又は通知1件につき 53,000円</p> <p><u>オ 床面積の合計が1000平方メートルを超えるもの</u></p> <p>申請又は通知1件につき 61,000円</p>
[新設]		<p>7 <u>法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けようとする者</u></p> <p>ア <u>床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</u></p> <p>申請又は通知1件につき 29,700円</p> <p>イ <u>床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</u></p> <p>申請又は通知1件につき 38,500円</p> <p>ウ <u>床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u></p> <p>申請又は通知1件につき 39,800円</p>

		<u>エ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1000平方メートル以内のもの</u>	<u>申請又は通知 1 件につき 46,600円</u>
		<u>オ 床面積の合計が1000平方メートルを超えるもの</u>	<u>申請又は通知 1 件につき 47,600円</u>
<u>6～22</u> [略]		<u>8～24</u> [略]	
備考 [略] (20)～(35) [略] 第3条・第4条 [略] (手数料の減免) 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は手数料を免除することができる。 (1) [略] (2) 官公署の請求によるもの（第2条第19号表1の項から5の項、 <u>21の項</u> 及び <u>22の項</u> を除く。） (3)～(4) [略]	備考 [略] (20)～(35) [略] 第3条・第4条 [略] (手数料の減免) 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は手数料を免除することができる。 (1) [略] (2) 官公署の請求によるもの（第2条第19号表1の項から5の項、 <u>23の項</u> 及び <u>24の項</u> を除く。） (3)～(4) [略]		

議案第 19 号

条 例 名	江津市水ふれあい公園水の国設置及び管理に関する条例を廃止する条例	区分	廃止
制定の理由	江津市水ふれあい公園水の国の閉館に伴い、条例を廃止するもの。		
条例の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例を廃止 		
施行期日	令和 7 年 4 月 1 日		
関連例規等			
備 考			

議案第 20 号

<p>条 例 名</p>	<p>松林宗恵映画記念館設置及び管理に関する 条例を廃止する条例</p>	<p>区分</p>	<p>廃止</p>
<p>制定の理由</p>	<p>松林宗恵映画記念館の閉館に伴い、条例を廃止するもの。</p>		
<p>条例の内容</p>	<p>・ 条例を廃止</p>		
<p>施行期日</p>	<p>令和 7 年 4 月 1 日</p>		
<p>関連例規等</p>			
<p>備 考</p>			

議案第 21 号			
条 例 名	江津市桜江体育施設設置条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	桜江第1柔剣道場の閉館に伴う、所要の改正を行う。		
条例の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桜江第1柔剣道場に関する項目を削る。（第1条の表、第8条、別表第4） 		
施行期日	令和7年4月1日		
関連例規等			
備 考			

江津市桜江体育施設設置条例（平成17年江津市条例第33号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）																		
<p>（設置）</p> <p>第1条 スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため、江津市桜江体育施設（以下「体育施設」という。）を次のとおり設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため、江津市桜江体育施設（以下「体育施設」という。）を次のとおり設置する。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="237 614 557 655">名称</th> <th data-bbox="562 614 1106 655">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="237 659 557 703">長谷地区体育館</td> <td data-bbox="562 659 1106 703">江津市桜江町長谷1877番地6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 707 557 751">桜江B&G海洋センター</td> <td data-bbox="562 707 1106 751">江津市桜江町川戸1264番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 754 557 799">川越地区体育館</td> <td data-bbox="562 754 1106 799">江津市桜江町川越678番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 802 557 847">桜江第1柔剣道場</td> <td data-bbox="562 802 1106 847">江津市桜江町大貫445番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長谷地区体育館	江津市桜江町長谷1877番地6	桜江B&G海洋センター	江津市桜江町川戸1264番地	川越地区体育館	江津市桜江町川越678番地	桜江第1柔剣道場	江津市桜江町大貫445番地2	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 614 1453 655">名称</th> <th data-bbox="1458 614 2002 655">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 659 1453 703">長谷地区体育館</td> <td data-bbox="1458 659 2002 703">江津市桜江町長谷1877番地6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 707 1453 751">桜江B&G海洋センター</td> <td data-bbox="1458 707 2002 751">江津市桜江町川戸1264番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 754 1453 799">川越地区体育館</td> <td data-bbox="1458 754 2002 799">江津市桜江町川越678番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長谷地区体育館	江津市桜江町長谷1877番地6	桜江B&G海洋センター	江津市桜江町川戸1264番地	川越地区体育館	江津市桜江町川越678番地
名称	位置																		
長谷地区体育館	江津市桜江町長谷1877番地6																		
桜江B&G海洋センター	江津市桜江町川戸1264番地																		
川越地区体育館	江津市桜江町川越678番地																		
桜江第1柔剣道場	江津市桜江町大貫445番地2																		
名称	位置																		
長谷地区体育館	江津市桜江町長谷1877番地6																		
桜江B&G海洋センター	江津市桜江町川戸1264番地																		
川越地区体育館	江津市桜江町川越678番地																		
<p>〔削る〕</p>	<p>〔削る〕</p>																		
<p>第2条～第7条 〔略〕</p>	<p>第2条～第7条 〔略〕</p>																		
<p>（利用料）</p> <p>第8条 利用者は、指定管理者に施設等の利用料金を納入しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の利用料金を利用許可のときに徴収し、自己の収入として収受するものとする。</p> <p>3 利用料金の額は、別表第1、別表第2、別表第3又は別表第4に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>4 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長</p>	<p>（利用料）</p> <p>第8条 利用者は、指定管理者に施設等の利用料金を納入しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の利用料金を利用許可のときに徴収し、自己の収入として収受するものとする。</p> <p>3 利用料金の額は、別表第1、別表第2又は別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>4 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長</p>																		

の承認を受けた基準に従い利用料金を減免することができる。

第9条～別表第3 [略]

別表第4（第8条関係）

桜江第1柔剣道場利用料

<u>1回の利用料</u>	<u>4時間まで</u>	<u>560円</u>
---------------	--------------	-------------

備考

- 1 営業を目的として利用する場合、又は第1条の目的以外に利用する場合は、この表に定める利用料に1回6,270円を加算した額とする。
- 2 連続して4時間を超える利用については、さらに4時間ごとにこの表に定める額を加算する。

の承認を受けた基準に従い利用料金を減免することができる。

第9条～別表第3 [略]

[削る]

財産の無償譲渡について

1. 事業の目的

近年、光ファイバー整備を行った地方公共団体において、その維持管理に係る人材面及び財政面での負担が深刻化している。こうしたことから、令和2年5月に総務省より「公設光ファイバーケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」が示された。

本市においても、平成18年度から平成21年度に整備したHFC（光ファイバー及び同軸ケーブル）設備について、国のガイドラインのとおり費用は無償とし、民間事業者に譲渡することとする。

2. 事業の内容

次の財産を譲渡する。

物件	数量	
アルミ製局舎(工場組立一体型構造)	1	式
光ファイバー及び同軸ケーブル	303,537	m
メッセンジャーワイヤー	214,902	m
スパイラルハンガー	129,552	本
自営柱	275	本
付属器具等	1	式

3. 事業の効果と目標

当該地域での利用者への継続的かつ安定的なサービスの提供を実現するため、譲渡に係る手続きを令和6年度中に完了する。

辺地に係る総合整備計画の策定及び変更について

1. 計画策定の概要

○松平辺地

生活基盤を改善することを目的に水道施設（加圧ポンプ場）の更新し、安定して飲用水を供給する環境を整備するものについて辺地対策事業債の対象とするため、計画を新たに策定する。

公共的施設の整備計画 令和6年度から令和10年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源		一般財源の内 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設	江津市	3,200	0	3,200	3,200
合 計		3,200	0	3,200	3,200

○八戸辺地

生活水準の維持を目的に、設置から21年を経過し経年劣化している八戸浄水場浄水濁度計と送水ポンプを更新し、安定して飲用水を供給する環境を整備するものについて辺地対策事業債の対象とするため、計画を新たに策定する。

公共的施設の整備計画 令和6年度から令和10年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源		一般財源の内 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
水道施設	江津市	5,313	2,400	2,913	2,300
合 計		5,313	2,400	2,913	2,300

○有福・出り原辺地

観光資源の高付加価値化や利便性向上に向けて、温泉街にある公衆浴場の空調の更新および街並みの整備を行い、地元利用者及び観光客の利便性向上を図るものについて辺地対策事業債の対象とするため、計画を新たに策定する。

公共的施設の整備計画 令和6年度から令和10年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源		一般財源の内 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
観光施設	江津市	201,980	100,000	101,980	101,900
合 計		201,980	100,000	101,980	101,900

2. 計画変更の概要

(1) 川越辺地

道路橋点検計画に基づき、大貫橋の補修を行い橋梁の長寿命化を図るものに対し辺地対策事業債の対象とするため、計画に記載するもの。

公共的施設の整備計画 令和3年度から令和7年度まで5年

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源		一般財源の内 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道整備	江津市	26,500		26,500	26,500
水道施設	江津市	110,665	44,266	66,399	33,150
消防施設	江津市	8,500	3,500	5,000	5,000
橋梁施設	江津市	<u>30,450</u>	<u>17,820</u>	<u>12,630</u>	<u>12,600</u>
合 計		<u>176,115</u>	<u>65,586</u>	<u>110,529</u>	<u>77,250</u>

工事請負契約の締結について（変更仮契約）

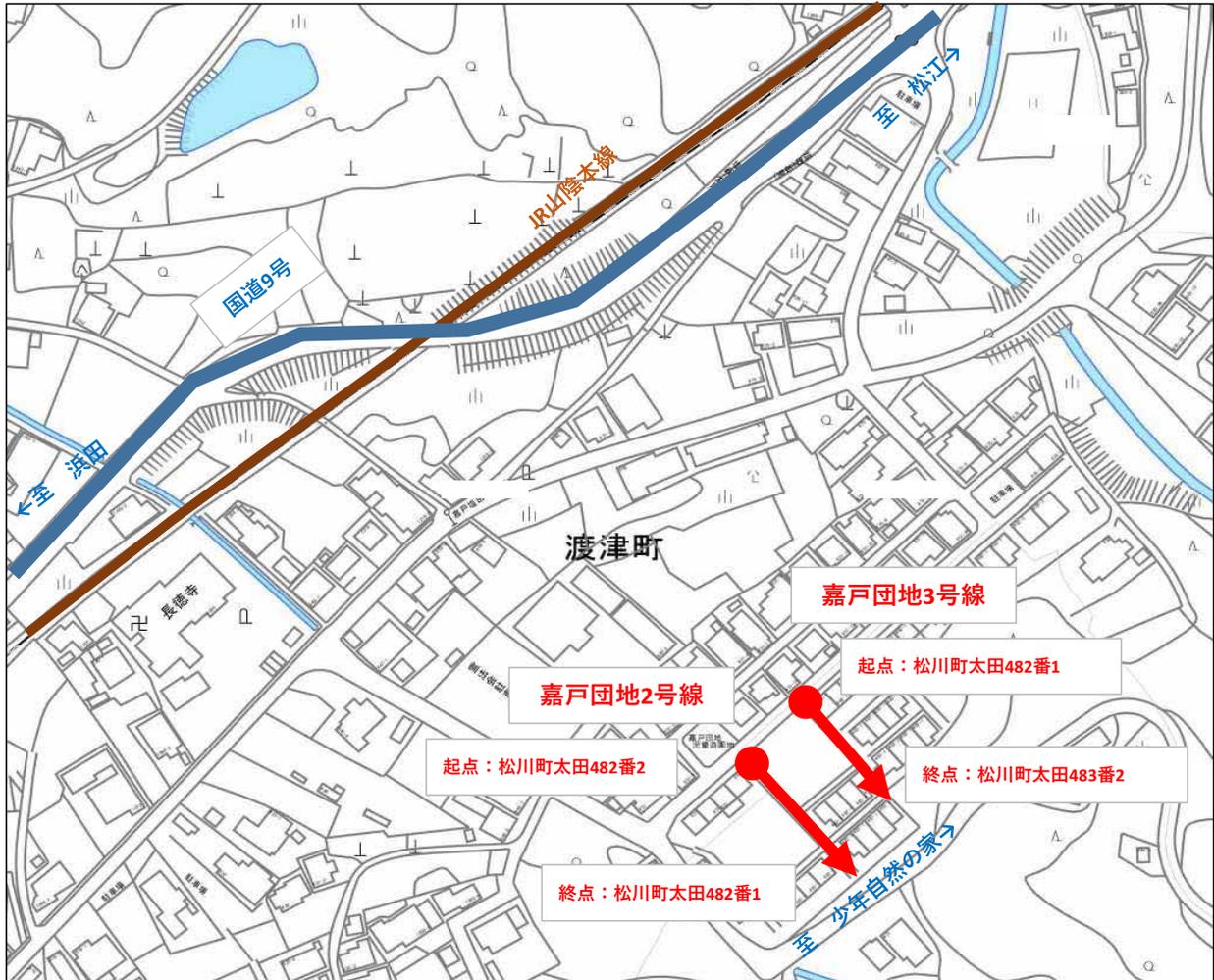
1. 契約の目的	江津市乾燥調製施設整備工事
2. 工事場所	江津市後地町
3. 契約金額	<p>変更前 金204,600,000円（税込） （うち消費税及び地方消費税の額 18,600,000円）</p> <p>変更後 金209,231,000円（税込） （うち消費税及び地方消費税の額 19,021,000円）</p>
4. 契約の相手方	<p>住所：江津市江津町1333番地</p> <p>名称：江津土建株式会社</p> <p>代表者名：代表取締役 川本 匡志</p>
5. 変更仮契約締結日 （原契約成立日）	令和7年2月12日（令和6年9月3日）
6. 工期	<p>変更前 令和6年9月4日から令和7年3月21日まで</p> <p>変更後 令和6年9月4日から令和7年4月18日まで</p>
7. 工事概要	<p>・ 建築工事一式</p> <p>【変更概要】 工事期間の延長、既存棟胴縁腐食部分の取替等</p> <p>【施設概要】 増築工事：鉄骨造平家建（延床面積 232.65 m²） 改修工事：鉄骨造2階建（延床面積 637.07 m²）</p>

市道の路線の廃止及び認定について

- 市道嘉戸団地2号線、3号線の廃止

防災集団移転促進事業に伴う宅地造成工事により、路線を廃止する。

○廃止路線図



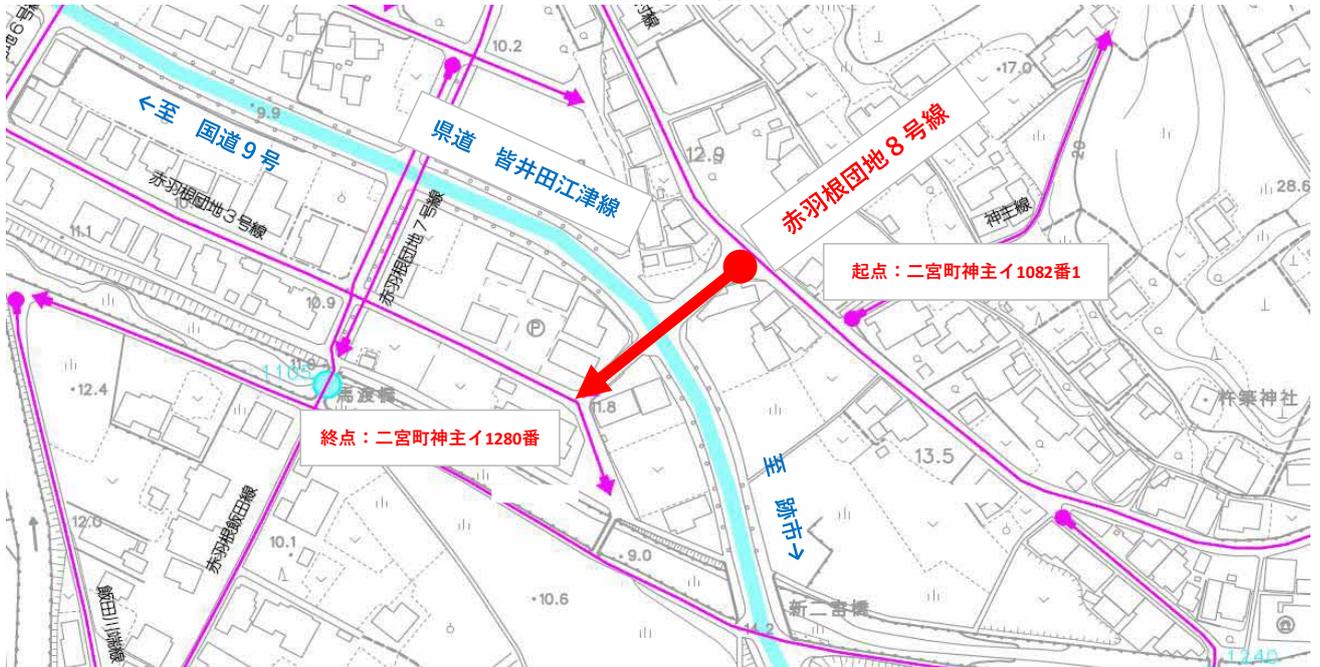
○市道諸元表

	路線名	起点 終点	延長	幅員
廃止	市道嘉戸団地2号線	江津市松川町太田482番2地先から 江津市松川町太田482番1地先まで	62.0	3.2~4.6m
	市道嘉戸団地3号線	江津市松川町太田482番1地先から 江津市松川町太田483番2地先まで	43.5	3.6m

- ・市道 赤羽根団地8号線の廃止

仮称西部統合小学校建設に伴う市道改良により、起点変更のため路線を廃止する。

○廃止路線図



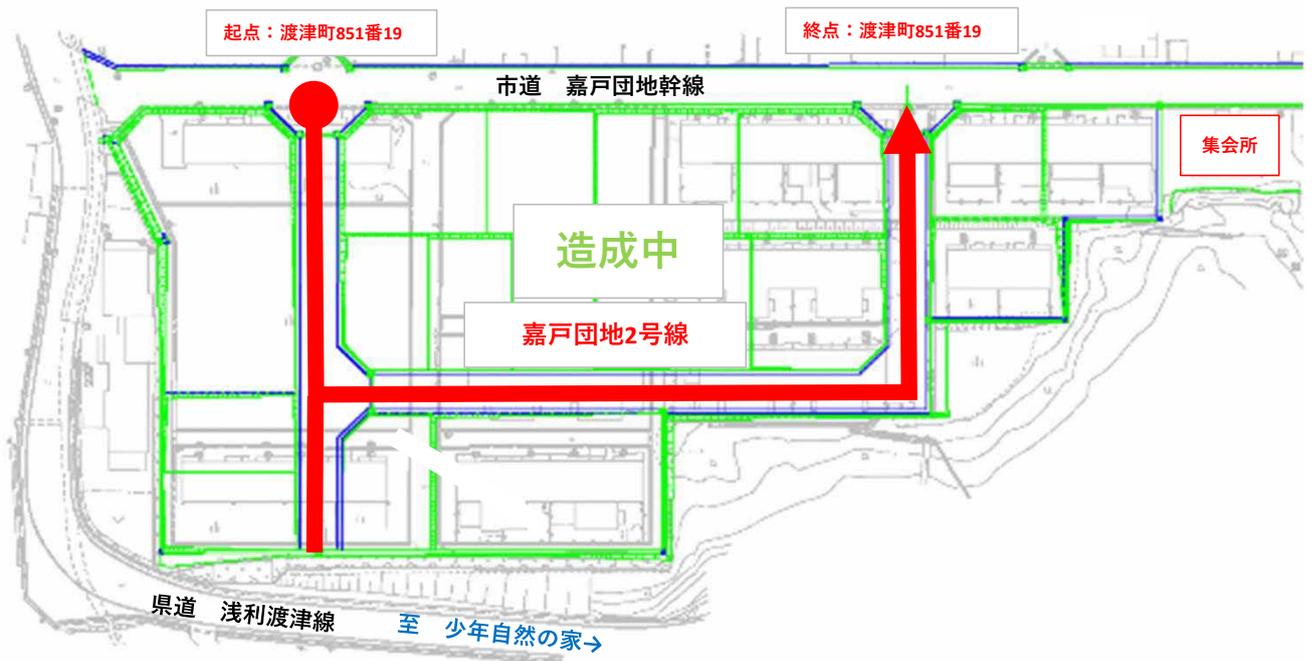
○市道諸元表

廃止	路線名	起点 終点	延長	幅員
	市道赤羽根団地8号線	江津市二宮町神主イ1082番1地先から 江津市二宮町神主イ1280番地先まで	81.9m	6.0~9.1m

・市道 嘉戸団地2号線の認定

防災集団移転促進事業に伴う宅地造成工事により、新たに整備する区画内道路を路線認定する。

○認定路線図



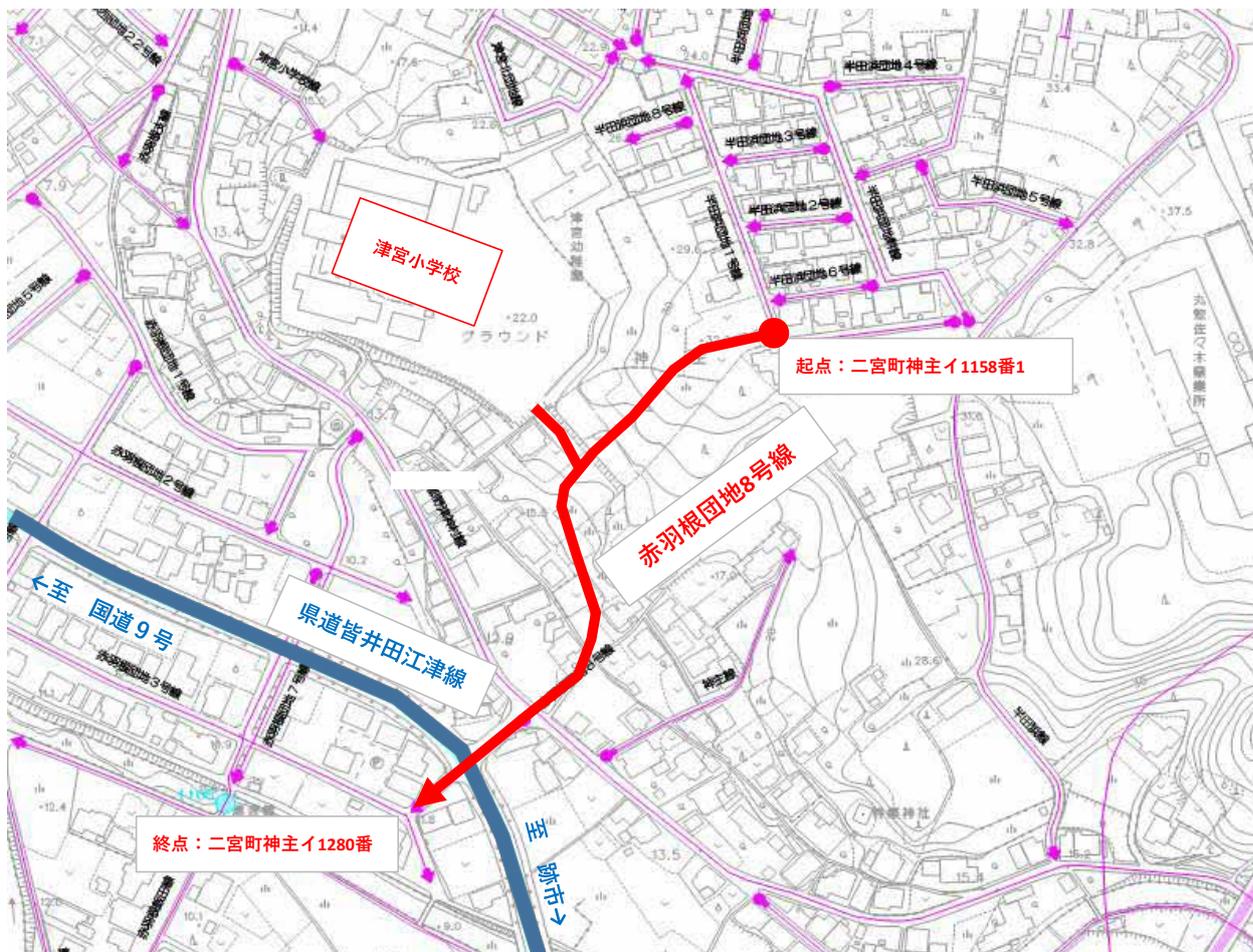
○市道諸元表

認定	路線名	起点 終点	延長	幅員
		市道嘉戸団地2号線	江津市渡津町851番19地先から 江津市渡津町851番19地先まで	178.9m

・市道 赤羽根団地8号線の認定

仮称西部統合小学校建設に伴う市道改良により、延伸した道路を路線認定する。

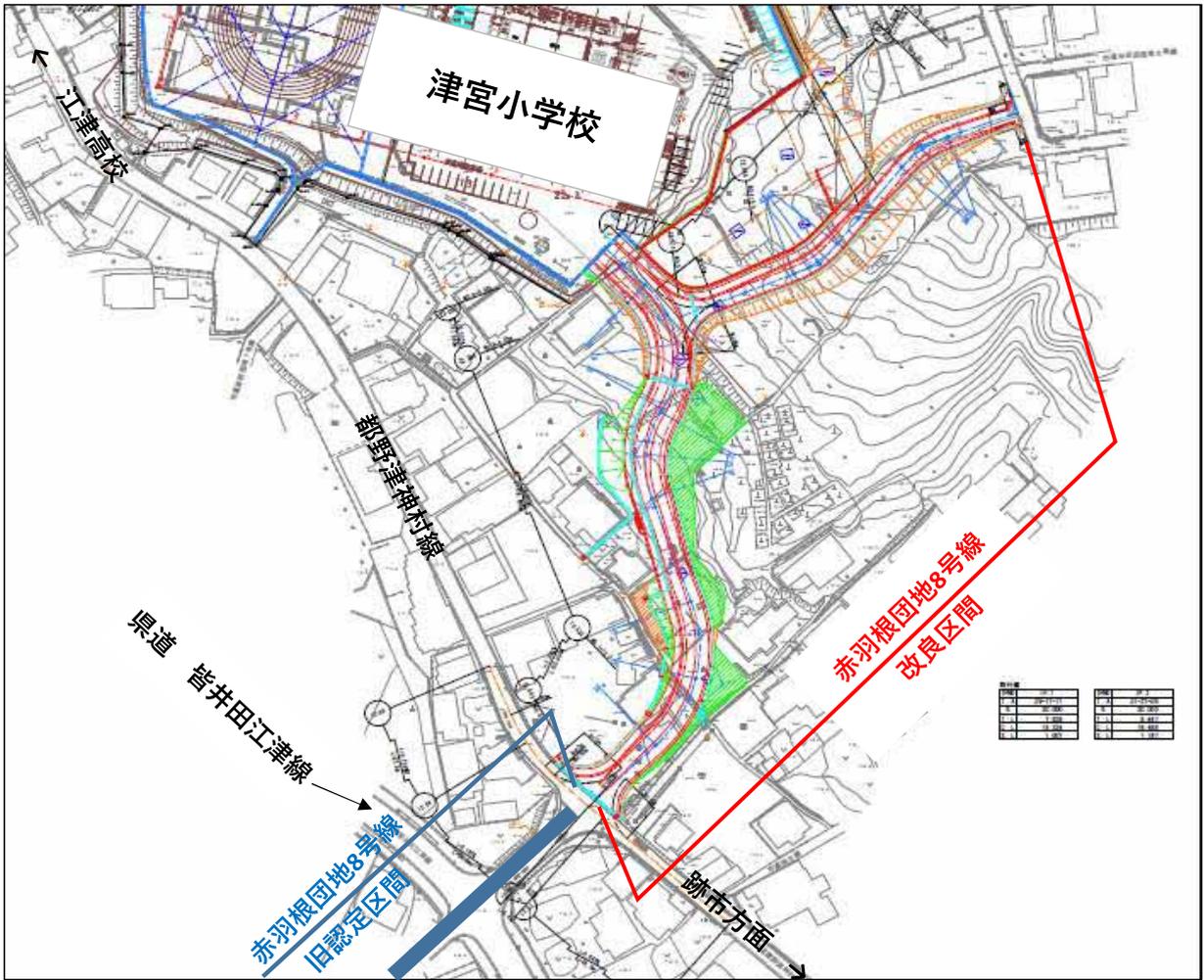
○路線認定図



○市道諸元表

認定	路線名	起点 終点	延長	幅員
	市道赤羽根団地8号線	江津市二宮町神主イ1158番1地先から 江津市二宮町神主イ1280番地先まで	392.4m	6.0～21.5m

※参考図



令和7年度

当初予算

予算のあらまし
及び事業の概要



令和7年度当初予算編成方針

令和6年11月1日通知

1. 国・島根県の動き

国は、『経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和6年6月21日閣議決定）』において、「我が国経済は、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えている。」と位置付け、新たな経済ステージへと移行させていくために、物価上昇を上回る所得増加の定着や戦略的な投資による生産性の向上により、国民が豊かさや幸せを実感できる持続可能な経済社会を実現していくとしている。中長期的には「経済・財政新生計画」を掲げ、経済あつての財政との考え方のもと、生産性向上、労働参加拡大、出生率の向上を通じた潜在成長率の引き上げと社会課題の解決に重点を置き、経済財政運営に取り組むとした。

こうした状況を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額については、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされ、総務省の概算要求の中で、地方交付税については約19.0兆円（対前年比+3,083億円、+1.7%）の要求となっている。

一方、島根県では、「第2期中期財政運営方針」（令和7年度～令和11年度）の策定を進めている。その中で、義務的経費の大半に自主財源が充てられている現状や、労務費や物価の上昇に伴う行政経費の増加等から、財政状況は依然として厳しい状況にあるとし、毎年度財源不足が生じる見通しを立てている。このため、スクラップ・アンド・ビルドの徹底や行政の効率化・最適化の推進等の取組を継続することにより、島根創生を推進するための事業費の確保と健全な財政運営の両立に取り組むとしている。

2. 本市の行財政状況

令和5年度普通会計決算において、「財政健全化判断比率」の4指標はいずれも基準内数値となっており、現在抱える負債の大きさを示す将来負担比率は53.6%（前年比14.4ポイント減）となるなど一定の改善は見られるものの、類似団体と比較しても依然高い水準にある。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は96.2%（前年比3.5ポイント増）となり、硬直的な財政状況が続いている。

こうしたなか、「第6次江津市総合振興計画後期基本計画」及び「第3期江津市版総合戦略」の策定期間を迎えている。これまで取り組んできた人口減少対策を始めとする各種施策の総括を行うとともに、新たな時代の潮流に対応するための見直しを行い、令和8年度までを期間とする「第6次行財政改革（スマートシティ江津推

進構想)」に基づく取り組みと合わせ、持続可能な市政運営を実現していかなければならない。

3. 令和7年度予算編成について

令和7年度においては、本市の特性や地域資源を活かした協働のまちづくりを推進していくという「江津市総合振興計画」の趣旨のもと、最重要課題である人口減少対策を推進するために必要な施策、また、「スマートシティ江津推進構想」に基づくDXの推進に引き続き重点を置くものとする。

なお、予算要求における基本的な考え方は、次のとおりとする。

- ① 年間の総合予算を要求すること。
- ② 多額の不用額が生じないよう事業費を精査すること。
- ③ 歳入を適正に確保し、必要に応じて「ふるさと寄付金」を有効に活用すること。
- ④ 既存事業の点検を行い、事業の統廃合や業務効率化による省力化等を検討したうえで要求すること。
- ⑤ 新規事業については、企画会議等による詳細な検討後、中長期的に必要な歳出一般財源総額の推移を踏まえて予算要求を行うこと。

令和7年度
江津市予算総括表

単位:千円

会計別		令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	比較増減	増減率 (%)
一般会計		18,751,000	18,474,000	277,000	1.5
特別会計	国民健康保険事業	3,009,141	3,172,377	△ 163,236	△ 5.1
	国民健康保険診療所事業	1,547	1,531	16	1.0
	後期高齢者医療事業	866,523	870,217	△ 3,694	△ 0.4
	小計	3,877,211	4,044,125	△ 166,914	△ 4.1
合計		22,628,211	22,518,125	110,086	0.5

令和7年度 一般会計予算総括表

歳入

(単位：千円)

款	令和7年度		令和6年度		比較増減	増減率%
	当初予算額	構成比%	当初予算額	構成比%		
1. 市 税	2,824,141	15.1	2,720,914	14.7	103,227	3.8
2. 地 方 譲 与 税	170,000	0.9	171,100	0.9	△ 1,100	△ 0.6
3. 利 子 割 交 付 金	2,000	0.0	2,000	0.0	0	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	10,000	0.1	10,000	0.1	0	0.0
5. 株式等譲渡所得割交付金	10,000	0.1	10,000	0.1	0	0.0
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	45,000	0.2	45,000	0.2	0	0.0
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	530,000	2.8	530,000	2.9	0	0.0
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	9,000	0.0	9,000	0.0	0	0.0
9. 地 方 特 例 交 付 金	13,500	0.1	13,000	0.1	500	3.8
10. 地 方 交 付 税	6,280,000	33.5	6,160,000	33.3	120,000	1.9
11. 交通安全対策特別交付金	2,000	0.0	2,000	0.0	0	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	95,416	0.5	105,358	0.6	△ 9,942	△ 9.4
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	206,023	1.1	208,322	1.1	△ 2,299	△ 1.1
14. 国 庫 支 出 金	2,709,075	14.4	2,367,601	12.8	341,474	14.4
15. 県 支 出 金	1,243,064	6.6	1,401,440	7.6	△ 158,376	△ 11.3
16. 財 産 収 入	35,821	0.2	15,630	0.1	20,191	129.2
17. 寄 付 金	613,351	3.3	403,500	2.2	209,851	52.0
18. 繰 入 金	1,471,443	7.8	1,380,497	7.5	90,946	6.6
19. 繰 越 金	10,000	0.1	10,000	0.1	0	0.0
20. 諸 収 入	754,266	4.0	543,138	2.9	211,128	38.9
21. 市 債	1,716,900	9.2	2,365,500	12.8	△ 648,600	△ 27.4
歳 入 合 計	18,751,000	100.0	18,474,000	100.0	277,000	1.5

歳出

(単位：千円)

款	令和7年度		令和6年度		比較増減	増減率%
	当初予算額	構成比%	当初予算額	構成比%		
1. 議 会 費	137,585	0.7	139,792	0.8	△ 2,207	△ 1.6
2. 総 務 費	3,199,425	17.1	2,712,890	14.7	486,535	17.9
3. 民 生 費	5,776,903	30.8	5,703,230	30.9	73,673	1.3
4. 衛 生 費	1,694,219	9.0	2,112,323	11.4	△ 418,104	△ 19.8
5. 労 働 費	49,294	0.3	36,736	0.2	12,558	34.2
6. 農 林 水 産 業 費	713,489	3.8	1,422,178	7.7	△ 708,689	△ 49.8
7. 商 工 費	366,534	2.0	199,972	1.1	166,562	83.3
8. 土 木 費	2,323,718	12.4	1,753,958	9.5	569,760	32.5
9. 消 防 費	726,229	3.9	677,361	3.7	48,868	7.2
10. 教 育 費	1,735,820	9.3	1,702,352	9.2	33,468	2.0
11. 災 害 復 旧 費	300	0.0	300	0.0	0	0.0
12. 公 債 費	2,017,484	10.8	2,002,908	10.8	14,576	0.7
13. 予 備 費	10,000	0.1	10,000	0.1	0	0.0
歳 出 合 計	18,751,000	100.0	18,474,000	100.0	277,000	1.5

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合があります。

《歳入について》 前年度比較と増減の主な理由

(単位：千円)

費目	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	比較増減	増減率%
市税	2,824,141	2,720,914	103,227	3.8
	市民税(個人) 17,614千円増、市民税(法人) 17,018千円増、固定資産税 61,337千円増			
地方譲与税	170,000	171,100	△ 1,100	△ 0.6
	地方揮発油譲与税 1,100千円減			
利子割・配当割・ 株式譲渡所得割交付金	22,000	22,000	0	0.0
法人事業税交付金	45,000	45,000	0	0.0
地方消費税交付金	530,000	530,000	0	0.0
環境性能割交付金	9,000	9,000	0	0.0
地方特例交付金	13,500	13,000	500	3.8
地方交付税	6,280,000	6,160,000	120,000	1.9
交通安全対策特別交付金	2,000	2,000	0	0.0
分担金及び負担金	95,416	105,358	△ 9,942	△ 9.4
	私立保育所保育料 1,647千円減、農地耕作条件改善事業分担金 6,160千円減			
使用料及び手数料	206,023	208,322	△ 2,299	△ 1.1
	生活バス使用料 1,412千円増、住宅使用料 1,220千円減、一般廃棄物処理手数料 1,410千円減			
国庫支出金	2,709,075	2,367,601	341,474	14.4
	社会資本整備総合交付金 125,280千円増、児童手当交付金 96,279千円増、道路局所管補助金 82,821千円増 新しい地方経済・生活環境創生交付金 14,982千円減、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 70,052千円減			
県支出金	1,243,064	1,401,440	△ 158,376	△ 11.3
	公立学校情報機器整備事業費補助金 58,593千円増、森林環境保全整備事業補助金 33,000千円増 参議院議員選挙執行経費 24,313千円増、子ども等医療費助成事業補助金(医療費) 14,873千円増 団体営農地耕作条件改善事業交付金 24,600千円減、強い農業づくり総合支援交付金 280,186千円減			
財産収入	35,821	15,630	20,191	129.2
	減債基金運用収入 6,490千円増、立木売却収入 3,953千円増、地域振興基金運用収入 3,168千円増			
寄付金	613,351	403,500	209,851	52.0
	ふるさとづくり寄付金 200,351千円増			
繰入金	1,471,443	1,380,497	90,946	6.6
	減債基金繰入金 200,000千円増、財政調整基金繰入金 82,203千円増 地域振興基金繰入金 43,016千円減、公共施設等整備管理基金繰入金 151,065千円減			
繰越金	10,000	10,000	0	0.0
諸収入	754,266	543,138	211,128	38.9
	デジタル基盤改革支援補助金 193,707千円増、高齢者免許返納促進対策効果実証調査委託金 20,225千円増 公社造林受託事業収入 4,291千円減、島根県土木部建築住宅課納付金 4,678千円減			
市債	1,716,900	2,365,500	△ 648,600	△ 27.4
	学校建設事業 120,500千円増、通学路整備事業 116,700千円増、地場産業振興センター改修事業 84,300千円増 地域医療支援対策事業 89,300千円減、大規模改修事業 90,200千円減 エコクリーンセンター整備事業 346,100千円減、ライスセンター再編整備事業 467,000千円減			
合計	18,751,000	18,474,000	277,000	1.5

《歳出について》 前年度比較と増減の主な理由

(単位：千円)

費目	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	比較増減	増減率%
議会費	137,585	139,792	△ 2,207	△ 1.6
総務費	3,199,425	2,712,890	486,535	17.9
	自治体情報システム標準化・共通化事業 145,519千円増 元氣!勇気!感動!ごうつふるさと基金積立金 108,256千円増、ふるさとづくり寄付金事業 95,075千円増 地域コミュニティ活性化事業 91,332千円増、DX推進事業 51,444千円増 小さな拠点づくり推進事業 18,336千円減、賦課徴収費 240,609千円減			
民生費	5,776,903	5,703,230	73,673	1.3
	高齢者福祉施設等整備事業 85,400千円増、児童手当扶助費 76,660千円増 国民健康保険事業特別会計繰出金 44,827千円増、浜田地区広域行政組合負担金 28,917千円増 児童支援事業 19,980千円増、定額減税調整給付金給付事業 60,187千円減 低所得者世帯支援給付金給付事業 82,417千円減、保育所費 84,706千円減			
衛生費	1,694,219	2,112,323	△ 418,104	△ 19.8
	予防接種事業 55,067千円増、不燃物処理場費 21,411千円減 地域医療支援対策事業 97,500千円減、浜田地区広域行政組合負担金 374,838千円減			
労働費	49,294	36,736	12,558	34.2
農林水産業費	713,489	1,422,178	△ 708,689	△ 49.8
	林業専用道開設事業 27,930千円増、物価高騰対策費 12,239千円増 都野津畑地灌漑水路撤去事業 23,753千円減、農地耕作条件改善事業 34,966千円減 ライスセンター再編整備事業 758,033千円減			
商工費	366,534	199,972	166,562	83.3
	地場産業振興センター運営事業 85,377千円増、物価高騰対策費 58,000千円増			
土木費	2,323,718	1,753,958	569,760	32.5
	通学路整備事業 280,500千円増、公園施設長寿命化事業 118,490千円増 道路橋梁総務費 81,099千円増、落石対策事業 59,800千円増 都市下水路管理費 19,482千円減、東高浜地区密集市街地整備事業 19,985千円減			
消防費	726,229	677,361	48,868	7.2
	広域消防事業 36,323千円増、消防施設整備事業 12,471千円増			
教育費	1,735,820	1,702,352	33,468	2.0
	仮称西部統合小学校建設事業 57,809千円増、学校給食費 18,597千円増 小学校管理費 13,774千円増、中学校教育振興費 10,913千円増、中学校教育施設整備事業 23,602千円減 小学校教育振興費 26,377千円減、小学校教育施設整備事業 95,638千円減			
災害復旧費	300	300	0	0.0
公債費	2,017,484	2,002,908	14,576	0.7
	長期債利子 16,640千円増、長期債元金 2,064千円減			
予備費	10,000	10,000	0	0.0
合計	18,751,000	18,474,000	277,000	1.5

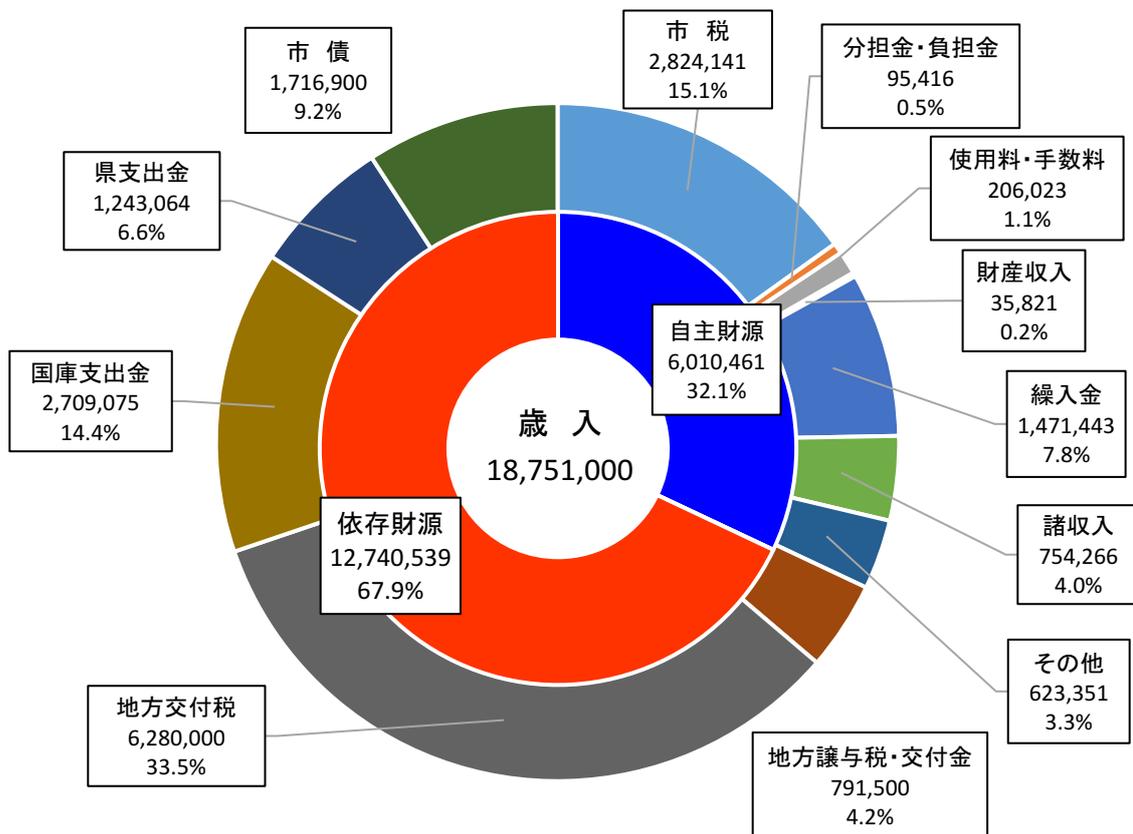
歳入の内訳

(単位:千円)

区 分	令和7年度		令和6年度		比較増減	増減率%	
	当初予算額	構成比%	当初予算額	構成比%			
自主財源	6,010,461	32.1	5,387,359	29.2	623,102	11.6	
内 訳	市税	2,824,141	15.1	2,720,914	14.7	103,227	3.8
	分担金及び負担金	95,416	0.5	105,358	0.6	△ 9,942	△ 9.4
	使用料及び手数料	206,023	1.1	208,322	1.1	△ 2,299	△ 1.1
	財産収入	35,821	0.2	15,630	0.1	20,191	129.2
	繰入金	1,471,443	7.8	1,380,497	7.5	90,946	6.6
	諸収入	754,266	4.0	543,138	2.9	211,128	38.9
	その他(繰越金・寄付金)	623,351	3.3	413,500	2.2	209,851	50.7
依存財源	12,740,539	67.9	13,086,641	70.8	△ 346,102	△ 2.6	
内 訳	地方譲与税	170,000	0.9	171,100	0.9	△ 1,100	△ 0.6
	利子割・配当割・株式譲渡所得割交付金	22,000	0.1	22,000	0.1	0	0.0
	法人事業税交付金	45,000	0.2	45,000	0.2	0	0.0
	地方消費税交付金	530,000	2.8	530,000	2.9	0	0.0
	環境性能割交付金	9,000	0.0	9,000	0.0	0	0.0
	地方特例交付金	13,500	0.1	13,000	0.1	500	3.8
	地方交付税	6,280,000	33.5	6,160,000	33.3	120,000	1.9
	交通安全対策特別交付金	2,000	0.0	2,000	0.0	0	0.0
	国庫支出金	2,709,075	14.4	2,367,601	12.8	341,474	14.4
	県支出金	1,243,064	6.6	1,401,440	7.6	△ 158,376	△ 11.3
	市債	1,716,900	9.2	2,365,500	12.8	△ 648,600	△ 27.4
合 計	18,751,000	100.0	18,474,000	100.0	277,000	1.5	

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合があります。

(グラフ単位:千円)



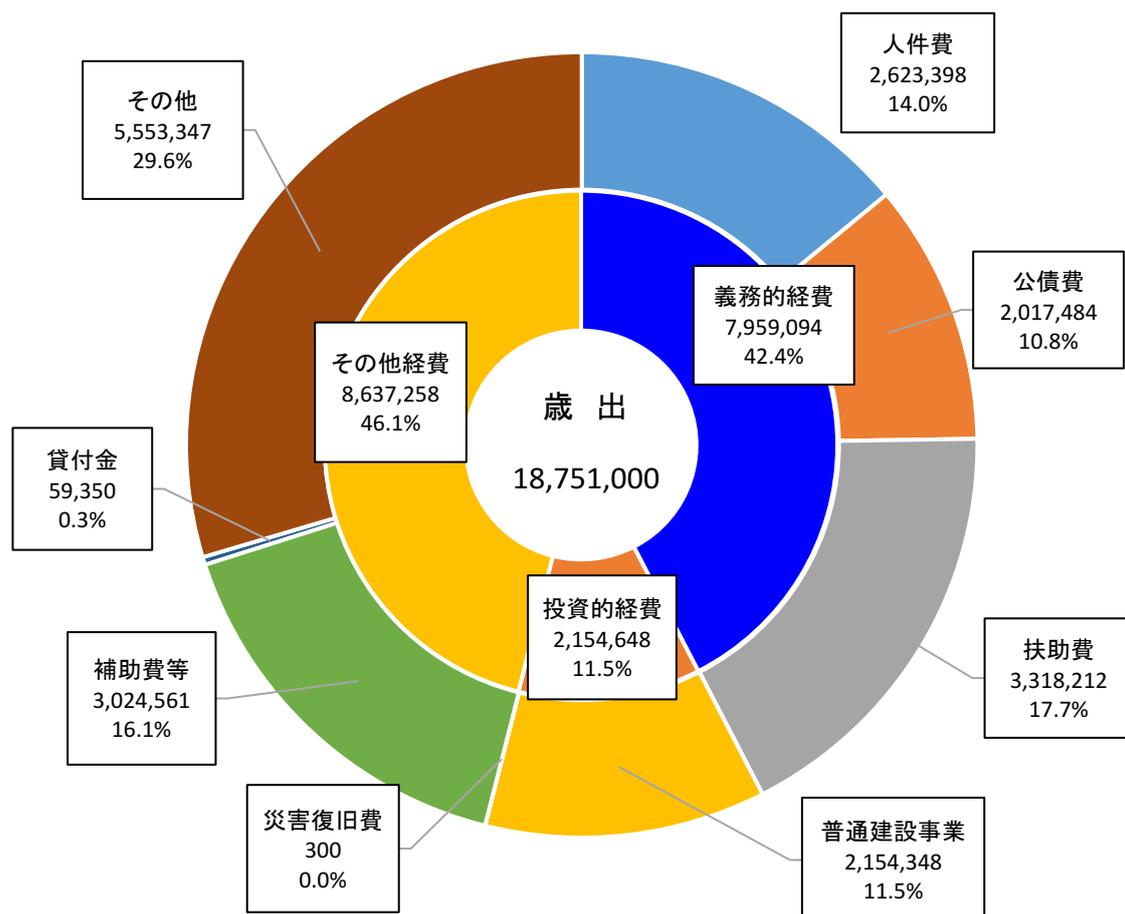
性質別経費の内訳

(単位:千円)

区 分	令和7年度		令和6年度		比較増減	増減率%	
	当初予算額	構成比%	当初予算額	構成比%			
義務的経費	7,959,094	42.4	7,788,820	42.2	170,274	2.2	
内 訳	人件費	2,623,398	14.0	2,420,322	13.1	203,076	8.4
	公債費	2,017,484	10.8	2,002,908	10.8	14,576	0.7
	扶助費	3,318,212	17.7	3,365,590	18.2	△ 47,378	△ 1.4
普通建設事業	2,154,348	11.5	2,411,900	13.1	△ 257,552	△ 10.7	
内 訳	補助事業等	1,489,526	7.9	1,829,843	9.9	△ 340,317	△ 18.6
	単独事業	664,822	3.5	582,057	3.2	82,765	14.2
災害復旧費	300	0.0	300	0.0	0	0.0	
内 訳	補助事業		0.0		0.0	0	0.0
	単独事業	300	0.0	300	0.0	0	0.0
補助費等	3,024,561	16.1	3,244,541	17.6	△ 219,980	△ 6.8	
貸付金	59,350	0.3	59,241	0.3	109	0.2	
その他(物件費・繰出金ほか)	5,553,347	29.6	4,969,198	26.9	584,149	11.8	
合 計	18,751,000	100.0	18,474,000	100.0	277,000	1.5	

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合があります。

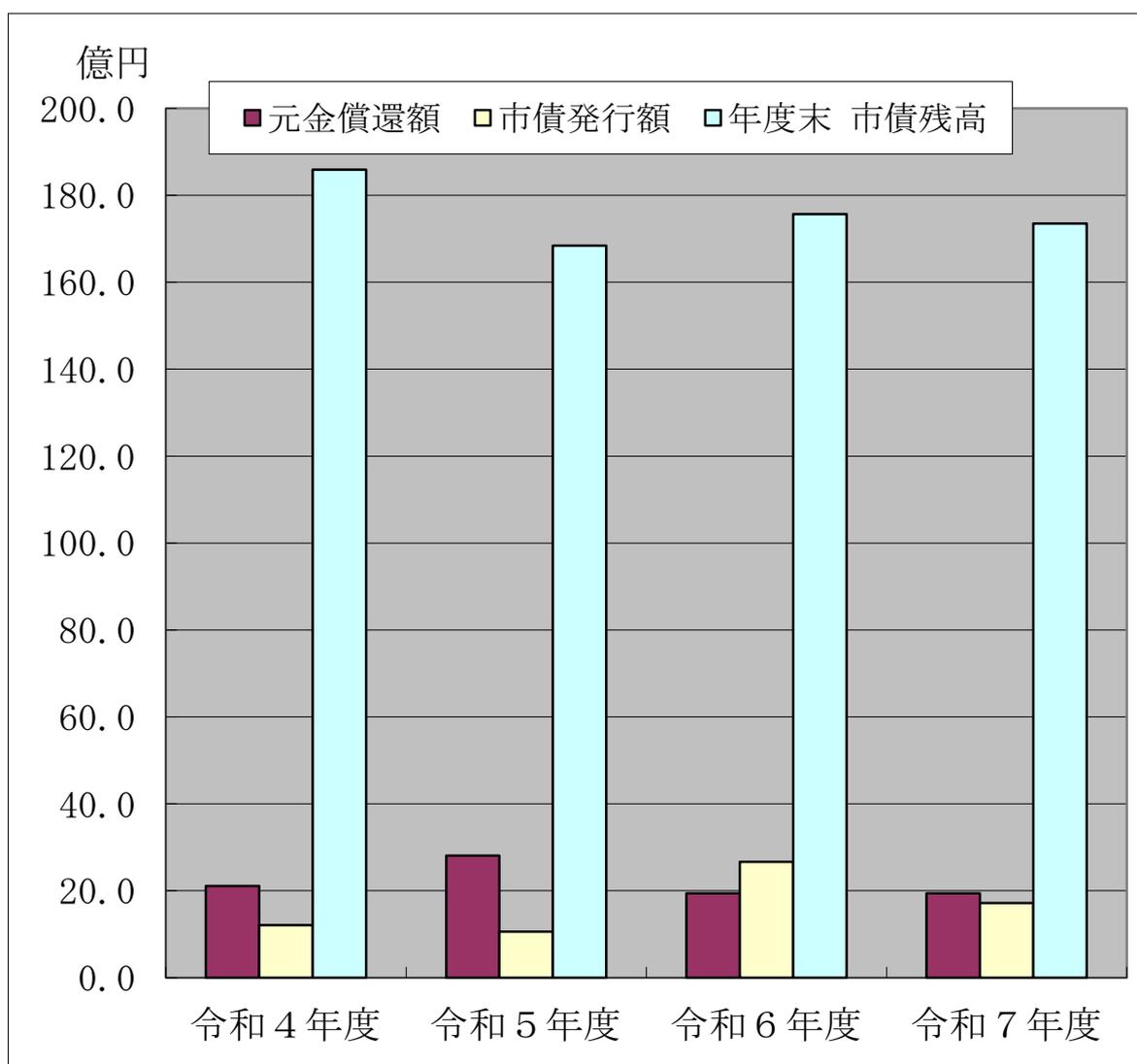
(グラフ単位:千円)



市債残高等の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
元金償還額	2,105,621	2,810,793	1,937,077	1,935,013
市債発行額	1,214,680	1,057,921	2,667,774	1,716,900
年度末市債残高 (R6、7は見込)	18,591,592	16,838,720	17,569,417	17,351,304



令和7年度 引き上げ分に係る地方消費税交付金の使途
 引き上げ分の地方消費税交付金額 298,000千円

(単位:千円)

事業名	予算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県補助金	市債	その他	地方消費税(引上分)	その他
自立支援医療費	32,166	23,920				8,246
身体障害者補装具給付費	5,212	3,840				1,372
福祉医療費助成事業	72,519	29,229		13,555	5,000	24,735
特別障害者手当給付費	19,945	14,898				5,047
障害児福祉手当給付費	1,954	1,447				507
高齢者施設入所事業	157,930			46,685	35,000	76,245
高齢者生活福祉センター事業	20,622			1,515		19,107
訓練等給付事業	361,570	271,177			25,000	65,393
介護給付事業	531,070	398,303			35,000	97,767
障がい福祉サービス事業	32,597	24,449			4,000	4,148
療養介護医療費	18,905	14,178				4,727
生活困窮者自立支援事業	37,060	25,860				11,200
私立保育所運営費補助事業	17,956					17,956
地域子育て支援センター費	27,106	18,070				9,036
ファミリーサポートセンター事業	2,000	1,332				668
地域子育て支援拠点事業	21,832	8,390				13,442
児童支援事業	140,843	105,622			10,000	25,221
保育施設等利用者支援事業	11,265	9,091		18		2,156
児童扶養手当扶助費	85,832	28,610			12,000	45,222
児童手当扶助費	362,100	327,938			8,000	26,162
私立保育所委託費	647,960	479,250		8,309	40,000	120,401
保育所費	35,163	348	5,000	1,288	5,000	23,527
統合保育所運営委託事業	231,508	9,848		12,525	50,000	159,135
母子福祉費	3,704			18		3,686
母子生活支援施設措置事業	1,179	863				316
子ども医療費助成事業	87,084	25,983	12,700	5,427	10,000	32,974
生活保護費	265,970	199,477			15,000	51,493
中国残留邦人等生活支援事業	1,600	1,200				400
国民健康保険事業特別会計繰出金	305,896	93,550		33,795		178,551
浜田地区広域行政組合負担金(介護)	613,954			25,565		588,389
介護保険事業	17,203			579		16,624
後期高齢者医療事業特別会計繰出金	520,464	83,824				436,640
高齢者健康診査事業	24,944			23,123		1,821
地域医療確保対策事業	2,551	770		150		1,631
精神障がい者医療援助費	1,703					1,703
地域医療支援対策事業	257,816		33,300			224,516
がん検診事業	22,221			1,214	3,000	18,007
予防接種事業	133,391	263			37,000	96,128
感染症対策事業	3,873					3,873
母子保健事業	7,415	3,470				3,945
母子健康診査等事業	18,219	1,701			4,000	12,518
未熟児養育医療給付費	1,802	1,098		336		368
計					298,000	

令和7年度 入湯税の使途
 令和7年度入湯税予算額 3,695千円

(単位:千円)

事業名	予算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県補助金	市債	その他	入湯税	その他
観光費	26,951			19,728		7,223
有福温泉公衆浴場管理費	29,262			23,464	410	5,388
江津市観光協会助成事業	17,449				3,285	14,164
計	73,662			43,192	3,695	26,775

令和7年度当初予算 歳入の概要

単位:千円

款	予算額	歳入の主なもの			
1 市税	2,824,141	市民税個人	876,604	市民税法人	178,530
		固定資産税	1,432,006	国有資産等所在市町村 交付金及び納付金	96,768
		軽自動車税種別割	84,771	たばこ税	145,684
2 地方譲与税	170,000	地方揮発油譲与税	28,000	自動車重量譲与税	107,000
		森林環境譲与税	35,000		
3 利子割交付金	2,000	利子割交付金	2,000		
4 配当割交付金	10,000	配当割交付金	10,000		
5 株式等譲渡所得割交付金	10,000	株式等譲渡所得割交付金	10,000		
6 法人事業税交付金	45,000	法人事業税交付金	45,000		
7 地方消費税交付金	530,000	地方消費税交付金	530,000		
8 環境性能割交付金	9,000	環境性能割交付金	9,000		
9 地方特例交付金	13,500	地方特例交付金	13,000	新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500
10 地方交付税	6,280,000	普通交付税	5,280,000	特別交付税	1,000,000
11 交通安全対策特別交付金	2,000	交通安全対策特別交付金	2,000		
12 分担金及び負担金	95,416	農地耕作条件改善事業 分担金	875	急傾斜地崩壊対策事業	1,089
		老人福祉施設入所者負担金	46,685	私立保育所保育料	8,309
		公立保育所保育料	16,865	放課後児童クラブ利用負担金	19,511
13 使用料及び手数料	206,023	庁舎使用料	5,125	生活バス使用料	2,760
		駐車場使用料(職員等)	12,318	有福温泉使用料	23,195
		火葬場使用料	6,997	風の国温泉使用料	1,848
		道路橋梁使用料	10,000	公園使用料	3,600
		住宅使用料	59,533	社会体育施設使用料	7,336
		戸籍手数料	7,368	住民基本台帳手数料	2,211
		衛生処理施設手数料	13,200	一般廃棄物処理手数料	38,815

単位:千円

款	予算額	歳入の主なもの			
14 国庫支出金	2,709,075	「歳出の概要（事業別）」の財源内訳のとおり			
15 県支出金	1,243,064	「歳出の概要（事業別）」の財源内訳のとおり			
16 財産収入	35,821	土地建物貸付収入	11,026	減債基金運用収入	7,000
		地域振興基金運用収入	5,210	立木売払収入	4,588
17 寄付金	613,351	ふるさとづくり寄付金	600,351	まち・ひと・しごと創生寄付金	13,000
18 繰入金	1,471,443	財政調整基金繰入金	321,086	減債基金繰入金	900,000
		公共施設等整備管理基金繰入金	56,525	地域振興基金繰入金	77,759
		元気！勇気！感動！ごう つふるさと基金繰入金	112,286		
19 繰越金	10,000	前年度繰越金	10,000		
20 諸収入	754,266	小規模企業育成資金	30,000	駅前ホテル整備事業貸付金収入	22,000
		地域医療対策資金貸付金収入	40,000	江津地域雇用創造協議会貸付金収入	25,054
		高齢者免許返納促進対策効果実証調査委託金	20,225	浜田地区広域行政組合納付金	28,669
		一般コミュニティ事業助成金	10,300	デジタル基盤改革支援補助金	270,716
		タクシー利用助成券売上料	15,000	福祉医療費等高額療養費差額返還金	18,982
		浜田地区広域行政組合交付金	129,671	新予防給付ケアプラン作成料	17,863
		後期高齢者医療広域連合委託金	33,343	消防団員退職報償金受入金	15,000
21 市債	1,716,900	その他「歳出の概要（事業別）」の財源内訳のとおり			
合計	18,751,000				

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
議会費							
議会費	95,651	96,653				95,651	
議員人件費	議員報酬・手当(16人) 80,465千円、議員共済費等 15,186千円						
議会費	16,677	16,309			1	16,676	
議会運営費	普通旅費・行政視察旅費 4,414千円、議会だより印刷等 4,620千円 委託料(会議録作成等) 5,723千円、市政調査研究費補助 1,920千円						
総務費							
一般管理費	20,109	19,753			56	20,053	
一般管理費	当直員人件費 12,068千円、電話料等通信運搬費 3,897千円 顧問弁護士委託料・事務費等 4,144千円						
一般管理費	8,982	8,958			2	8,980	
桜江庁舎一般管理費	旅費・消耗品等 1,733千円、電話・郵券料 385千円 施設警備委託料 6,864千円						
広報広聴費	23,844	15,560		40	5,730	18,074	
広報広聴費	広報等印刷代 8,308千円、広報配送費等 5,010千円、 ホームページ・LINE公式アカウント保守業務 4,284千円 ケーブルテレビ行政情報放送業務委託料 4,422千円、事務費等1,820千円						
財産管理費	18,966	12,035			500	18,466	
普通財産管理費	旧人権センターほか光熱水費・修繕料 2,927千円、草刈ほか施設管理委託料 4,760千円、 境界等測量委託料 1,739千円、旧尾浜海水浴場駐車場補修工事費 9,540千円						
財産管理費	29,262	28,368			23,464	5,798	
有福温泉公衆浴場管理費	浴場監視員・事務員人件費 18,189千円、光熱水費等需用費 6,050千円、 施設管理・機器保守等委託料 2,868千円、入湯税 415千円、その他管理費 1,740千円						
主要事業	企画費	31,219	22,721	10,000		6,077	15,142
企画費	<p>●事業概要 第6次総合振興計画及び江津市版総合戦略の推進、進捗管理を行う。また、DXの推進によるスマートシティの実現、菰沢公園・道の駅の包括的活用に向けたPPP手法の導入の検討調査事業、企業版ふるさと納税制度を活用したシティプロモーション事業に取り組む。</p> <p>○事業費 ・総合戦略運営支援業務委託料 5,983千円 ・シティプロモーション事業委託料 6,000千円 ・菰沢公園・道の駅の包括的活用に向けたPPP手法導入の検討調査事業 10,000千円 ・業務プロセス改革事業委託料 3,938千円 ・アドバイザーへの謝礼金 1,851千円 ・市県人会、アドバイザー招致のための旅費 1,506千円 ・消耗品費など1,941千円</p>						
企画費	14,068	14,489				14,068	
浜田地区広域事務組合負担金	総務費負担金						

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
企画費	5,787	172				5,787	
多文化共生・国際交流事業	デジタルノマド・ファミリー多文化共生事業(業務委託料 3,500千円、冊子作成費 500千円) イルティッシュ号乗組員救援120周年記念事業補助金 1,600千円、その他事務費 187千円						
企画費	5,300	4,737				5,300	
ピクニックラン桜江事業	実行委員会委託料						
企画費	301,717	193,461				301,717	
元気！勇気！感動！ごうつふるさと基金積立金	ふるさとづくり寄付金積立金 298,717千円、運用収入積立金 3,000千円						
企画費	301,634	206,559				301,634	
ふるさとづくり寄付金事業	ふるさと寄付業務委託料(返礼品含む) 252,793千円、システム・フォーム利用料 48,666千円 事務費等 175千円						
主要事業 企画費	52,204	36,242	20,749			31,455	
地域再生計画推進事業	<p>●事業概要 企業版ふるさと納税による寄附を活用し、広く分野横断的に取り組む。主にメディアを活用したシティプロモーション事業として孤沢公園リブランディング事業や波子駅リブランディング事業など、官民連携の取組みを行うことで、首都圏企業との接点の創出、関係人口の拡大を目指す。</p> <p>○事業費 ①波子駅リブランディング事業 ・波子駅周辺の取組みに係る事務費等…3,705千円 ②孤沢公園リブランディング事業(財源:国1/2) ・メディアミックスのプロモーション委託料…27,500千円 ・ソーシャルメディアを活用したプロモーション委託料…6,442千円 ・屋外Wi-Fi設備の構築…2,002千円 ・上記に関連する事務費…5,555千円 合計41,499千円 ③大阪万博でのシティプロモーション事業 ・会場内ブース使用料…400千円 ・ブースの装飾等…1,000千円 ・上記に関連する事務費…1,600千円 ④メディアミックスの広報 ・メディア等を活用したプロモーション…3,000千円 ⑤地域再生計画推進事業補助金…1,000千円</p>						
主要事業 企画費	26,334	2,787	10,000			6,500	9,834
ゼロカーボンシティ推進事業	<p>●事業概要 2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すため、江津市GX協議会の設立、プラットフォームの設立、2026 52未来プロジェクト実行委員会への補助を行い、脱炭素に関する事業の充実を図り、市民の脱炭素に対する意識向上に資する。また、関係人口及び交流人口の創出・拡大を目指す。</p> <p>○事業費 ①脱炭素普及啓発事業(財源:国1/2) ・プラットフォームの立ち上げ…12,100千円 ・2026 52未来プロジェクト実行委員会の事業及び運営に要する経費の2分の1を補助…6,500千円 ・上記に関連する事務費(市)…1,400千円 合計20,000千円 ②地域活性化企業人制度の活用 脱炭素啓発に関する事業への従事及び持続可能な体制や仕組みの構築(3年間) ・派遣元企業に対する負担金(給与等) 5,600千円(特別交付税が措置される) ③その他 再エネ最大限導入計画のローリング委託費等 734千円</p>						

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳					
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
事業名	事業概要（主な歳出項目）							
企画費	2,626	2,270					2,626	
自治体間等連携事業	旅費（視察・研修、イベント参加等） 2,202千円、事務費等 424千円							
主要事業	地域振興費	231,737	140,405			5,100	8,671	217,966
	地域コミュニティ活性化事業	<p>●事業の目的 過疎化や少子高齢化により地域活動の衰退が進行し、地域の維持が困難な状況となっていることから、地域住民の主体的なまちづくり活動を支援し、住民と行政との協働による地域づくりを推進する。（地域コミュニティ数20組織、地域コミュニティ交流センター数20施設）</p> <p>○事業概要及び事業費 ・地域コミュニティ交流センター運営事業 200,431千円 センターの維持・管理・活動促進に関する事業 ・地域コミュニティ活性化事業交付金 31,306千円 地域コミュニティ実践事業交付金</p>						
主要事業	地域振興費	16,035	11,516			7,821	18	8,196
	定住促進総合対策事業	<p>●事業概要 定住相談員を配置し、移住・定住に関する細やかな支援を行うほか、定住相談フェア等へ参加し、UIターンを促進する。また、女性の再就業支援や結婚支援等により、女性や若者の定住を促進する。</p> <p>○事業費 ・定住相談等 4,513千円 定住相談員を配置し、空き家紹介、定住フェア参加等、UIターンを促進する。 ・結婚対策 3,200千円 結婚支援イベント等の運営を委託。また、企業や個人・団体等に江津市「恋活応援団」への登録を促し、結婚支援活動の協力体制を構築するとともに恋活応援団等による交流会や婚活イベント等の活動を支援する。 ・女性のプチ起業支援補助金 800千円 女性が起業等をする経費の一部を補助する。 ・地方創生移住支援補助金、学生就職支援事業 7,522千円 東京圏から本市へ移住・就職する人への補助金を交付する。</p>						
	地域振興費	4,363	3,196			650		3,713
	定住促進空き家活用事業	空き家バンク運営事務費 863千円、空き家残置処分費補助金 1,000千円 UIターン空き家修繕費補助金 2,500千円						
主要事業	地域振興費	7,999	7,990					7,999
	コミュニティビジネス創出支援事業	<p>●事業概要 地域の課題解決や地域資源に根ざしたビジネスや雇用を創出することを目的に、起業意欲やスキルを持つ人材を呼び込み、また発掘する環境をつくる。加えて、ビジネスプランコンテストへの出場を機に起業する人を始め、新たに挑戦する人を地域全体で応援する風土づくりに取り組む。</p> <p>○事業費 ・コミュニティビジネス創出支援事業 4,999千円 コンテスト及び支援体制の制度設計と運営にかかる経費 ・若年世代のUIターン起業支援補助金 3,000千円 ビジネスプランコンテストの1次審査通過者等が市内で起業する際の費用の1/2、上限100万円を助成する。</p>						

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳					
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
事業名	事業概要（主な歳出項目）							
主要事業	地域振興費	4,080	4,080				3,000	1,080
	地域の活力創出事業	<p>●事業概要 地域の活力やまちの魅力を創出する活動や事業を推進し、交流人口や関係人口、定住人口を確保する。</p> <p>○事業費 ・江津市地域の担い手受入促進助成金 1,080千円 農林水産業、伝統工芸、介護等の産業体験を契機にUIターンした者の定住を促進する。 ・江津市まち・ひと結び事業費補助金 3,000千円 市内で活動する団体等が移住・交流の促進に関する活動を実施する際の費用を助成する。</p>						
主要事業	地域振興費	7,047	6,447				1,300	5,747
	シティプロモーション推進事業	<p>●事業概要 本市の特色ある取組やまちづくり、活躍する人や企業などを多様な媒体や手法で情報発信することで、挑戦したい若者やふれあいを求める都市住民の移住・交流を促進する。</p> <p>○事業費 ・シティプロモーションのためのイベント参加等 1,300千円 市内向けプロモーションの展開や、江津の魅力を伝えるため、地域で活動する人材をSNSで紹介する。 ・ブランドサイトの運営 547千円 GO▶GOTSU！ブランドサイトに起業家や実業家等を掲載することで、起業人材等のUIターンを促進する。 ・人材誘致活動 5,200千円 地域おこし協力隊の活動費</p>						
	地域振興費	64,857	63,560					64,857
	江津ひと・まちプラザ管理事業	指定管理料 61,969千円、施設管理経費・事務費等 2,888千円						
主要事業	地域振興費	2,020	750					2,020
	いわみ体験事業	<p>●事業概要 県外の大学生をメインターゲットに江津市に3週間程度滞在してもらい、滞在の間に地域に根ざした企業への就労や地域活動を体験してもらうことにより、体験者の学びによる成長を促したり、将来的なUIターンへのきっかけづくりを行うとともに、地域においては外部人材を活用した地域活動の中長期的な担い手不足の解消、地域の活性化を図る。</p> <p>○事業費 ・委託費(体験プログラム作成、就労先調整) 1,000千円 ・委託費(体験者への報償費) 12千円/日×5日×3週×3人=540千円 12千円/日×5日×8週×1人=480千円</p>						
主要事業	地域振興費	1,200						1,200
	関係人口創出事業	<p>●事業概要 大学生を中心とした若年層を市内地域活動への参加を促すことにより、これまで担い手不足により諦めていた地域活動の復活や活動の幅が広がることによる地域活動への住民参加者数の増加を図る。</p> <p>○事業費 ・移住型(交通費、借上げ料補助) 60千円×14名 =840千円 ・イベント型(交通費、宿泊費補助) 30千円×2名×6回=360千円</p>						

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳					
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
事業名	事業概要（主な歳出項目）							
主要事業	地域振興費	11,000	2,000	5,250			3,750	
	ごうつを創る人づくりプロジェクト事業	<p>●事業概要 「ふるさと・キャリア教育」で育成した人材を本市に還流（主に都市部の学生）・定着させる取組みや地域外出身の若者に本市の魅力が伝わる取組みを実施し、市内就職者数の増加や若者のU・Iターン者数の増加を図る。</p> <p>○事業費 ・都市部での交流イベント運営 2,000千円 ・地域採用力強化支援コーディネーター配置 7,000千円 ・大人のためのごうつ塾 2,000千円</p>						
	地域開発費	40,050	36,042		3,080		36,970	
	地方バス路線維持対策事業	石見交通バス路線運行費補助金						
主要事業	地域開発費	50,020	48,662	17,329	1,211	11,000	2,820	17,660
	生活交通バス事業	<p>●事業概要 地域住民の交通手段を確保することにより、市内の公共交通不便地域を縮小・解消し、もって公共の福祉に資することを目的としてコミュニティバスの運行を行う。</p> <p>【運行路線】 ・江津市生活路線代替バス（井沢峠～跡市） ・江津市生活バス 桜江地域9路線（鹿賀線[三江線代替交通]、今田線、三田地線、市山線、谷線、長戸路線、下の原線、江尾線、長谷線） 江津川平線（三江線代替交通） 松川波積線（デマント型）、川平線（デマント型）、有福千田線（デマント型） 江津有福線（有福温泉～江津駅前） ・長谷相乗りタクシー ・AI乗合交通</p> <p>○事業費 ・運行経費 36,205千円 ・自動車購入費、修繕料、消耗品費等 13,815千円</p>						
主要事業	地域開発費	43,589	38,922	2,775	2,000		35,929	2,885
	地域公共交通推進事業	<p>●事業概要 公共交通に係る協議会及び地域公共交通会議などにより地域公共交通政策を推進するとともに公共交通に係る地域課題の解決に向けた施策を展開する。</p> <p>○事業費 ・施設管理・公共交通会議開催費等に係る経費 3,675千円 ・公共交通に係る会議・協議会の負担金 388千円 ・タクシー利用助成事業 35,225千円 ・新たなモビリティサービス実証事業 4,301千円</p>						
	情報システム費	77,496	61,642	4,129				73,367
	情報システム費	システム保守管理委託料 23,113千円、データセンター・クラウドサービス等利用料 34,601千円 自治体中間サーバープラットフォーム運営交付金 7,230千円、システム修正委託料 2,613千円、 事務費等 9,939千円						
	情報システム費	57,830	30,399					57,830
	情報化推進費	消耗品（プリンタトナー他）等需用費 20,544千円、庁内LANシステム等保守業務委託 8,913千円 庁内ネットワーク機器・システム構築委託料 24,922千円、その他事務費 3,451千円						

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位：千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
主要事業 情報システム費	94,257	42,813	19,800			1,000	73,457
DX推進事業	<p>●事業概要 第6次江津市総合振興計画に基づき制定・推進される「スマートシティ江津推進構想」実現に向け、DXを推進する。</p> <p>○事業費 CDO補佐官及び講師謝金 1,395千円、先進地視察等旅費 3,092千円、デジタルワークフロー構築および窓口DXSaaS活用促進業務委託料 39,600千円、オンライン窓口業務運営委託料 14,916千円、セキュリティ研修 330千円、DX推進リーダー育成研修 4,208千円、RPA・AI-OCR活用研修 3,960千円、RPA・AI-OCR利用料 4,318千円、窓口DXSaaS利用料等 9,009千円、会議室等モニタ設置 1,800千円、デジタルツール等 11,629千円</p>						
主要事業 情報システム費	262,798	117,279				211,356	51,442
自治体情報システム標準化・共通化事業	<p>●事業概要 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（標準化法）および地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、自治体情報システムの標準化及びガバメントクラウドへの移行を実施する。</p> <p>○事業費 自治体システム標準化対応にかかる業務委託料 191,790千円、ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託料 5,082千円、標準化に係るデータセンター等利用料 3,076千円、ガバメントクラウド利用料 62,850千円</p>						
総合市民センター費	40,544	37,864					40,544
総合市民センター費	指定管理料 36,957千円、外壁検査業務委託料 1,500千円、修繕料 2,000千円、事務費 87千円						
地籍調査事業費	46,563	29,531		33,987		35	12,541
地籍調査事業	会計年度任用職員報酬等 3,537千円、消耗品（地籍調査用品等） 1,286千円、測量業務委託料 38,134千円、システム機器借上げ料等 3,606千円						
諸費	10,300	5,500				10,300	
江津市コミュニティ助成事業	江津市コミュニティ助成事業補助金（5地区）						
戸籍住民基本台帳費	8,498	7,595	8,462			36	
個人番号カード関連事務費	会計年度任用職員報酬等（交付事務2人） 7,081千円、システム機器借上料・保守料 872千円、消耗品等事務費 545千円						
戸籍住民基本台帳費	8,374	9,898				950	7,424
コンビニ交付システム管理費	コンビニクラウドサービス利用料 4,554千円、コンビニ交付負担金 2,219千円、システム保守料 1,030千円、発行手数料等事務費 571千円						
参議院議員選挙費	24,395			24,385		10	
参議院議員選挙費	参議院議員選挙経費						
委託統計調査費	18,888	4,323		18,888			
委託統計調査費	国勢調査統計調査員報酬 12,107千円、事務費等 6,781千円						

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位：千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
民生費							
社会福祉総務費	305,896	261,069	21,704	71,846		33,795	178,551
国民健康保険事業特別会計繰出金	保険基盤安定分 124,226千円、未就学児の均等割軽減分 417千円 職員人件費等事務費分 115,761千円、産前産後保険料分 92千円 出産育児一時金分 4,000千円、財政安定化支援事業分等 43,132千円 福祉医療等対策分 18,268千円						
社会福祉総務費	53,268	45,211					53,268
社会福祉協議会助成事業	社会福祉協議会運営補助 49,904千円（人件費等） ボランティアセンター運営補助 2,650千円、ふれあい福祉センター総合相談事業補助 714千円						
社会福祉総務費	9,822	9,822		1,266			8,556
社会参加促進事業	シルバー人材センター運営費補助金 7,922千円、老人クラブ活動費補助金 1,900千円						
主要事業	社会福祉総務費	81,629	141,816	81,613			16
定額減税調整給付金給付事業	<p>●事業概要 令和6年度に実施した調整給付の算定時に、令和5年所得等を基にした推計額を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき額と当初調整給付額に不足が生じた場合に、その不足額を給付するもの。また、本人としても、扶養親族等としても、定額減税の対象外で、かつ、低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった場合に、原則4万円（定額）を給付するもの。</p> <p>○事業費 ・給付費 65,000千円（対象者：約1,600名） ・事務費 16,629千円（システム構築委託料、コールセンター業務委託料、人件費（会計年度任用職員1名）、通信運搬費等）</p>						
社会福祉総務費	17,305		17,305				
物価高騰対策費	物価高騰対応重点支援事業補助金（高齢者 10,669千円、障がい 5,796千円、保育 840千円）						
身体障がい者福祉費	32,166	27,168	15,947	7,973			8,246
自立支援医療費	更生医療費 30,930千円、育成医療費 964千円、審査手数料等事務費 272千円						
福祉医療費	72,519	75,393		29,229		13,555	29,735
福祉医療費助成事業	福祉医療費助成金 71,238千円、審査支払手数料等事務費 1,281千円						
特別障害者手当等給付費	19,945	17,333	14,898				5,047
特別障害者手当給付費	特別障害者手当給付費 19,865千円、嘱託医審査費 80千円						
老人福祉費	157,930	165,690				46,685	111,245
高齢者施設入所事業	養護老人ホーム措置費 157,900千円、入所判定委員会経費 30千円						
老人福祉費	4,554	4,551			3,000		1,554
福祉タクシー利用料金助成事業	福祉タクシー利用料補助 4,488千円、消耗品等事務費 66千円						

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位：千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
主要事業 老人福祉費	85,400				85,400		
高齢者福祉施設等整備事業	<p>●事業概要 高齢者生活福祉センター桜寿園について、老朽化により支障が出ている部分を改修することで、建物の長寿命化を図る。また、バリアフリー未対応場所の改修を行う。 [内容] 施設の外部及び内部の改修工事(屋上防水改修、外壁改修、施設内の段差改修など)</p> <p>○事業費 設計業務委託料 1,468千円、工事請負費 82,000千円、事務費等 1,932千円</p>						
老人福祉費	22,409	23,178				22,409	
高齢者福祉サービス事業	緊急通報体制整備 4,242千円、住宅改修支援 47千円、シルバーハウジング 2,277千円 配食サービス 12,786千円、家族介護用品支給 400千円 はつらつ介護者ふれあい事業 85千円、成年後見制度利用支援 2,572千円						
老人福祉費	613,954	585,037				25,565 588,389	
浜田地区広域行政組合負担金	民生費分 8,810千円、管理費負担金 143,229千円、給付費負担金 424,917千円、 地域支援事業費負担金 36,998千円						
老人福祉費	17,203	16,108				579 16,624	
介護保険事業	介護保険管理事業 905千円、介護保険認定調査事業 15,796千円 介護人材確保対策事業 502千円						
老人福祉費	8,096	5,559				8,096	
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	管理栄養士・歯科衛生士報酬 410千円、課題分析・フレイル予防支援業務等委託料 7,267千円 事務費等 419千円						
老人福祉費	28,694	13,984				28,694	
包括的支援事業	認知症対策 7,444千円、在宅医療・介護連携 4,726千円、地域ケア会議 100千円 生活支援体制整備 16,424千円						
老人福祉費	45,759	52,296				45,759	
地域包括支援センター運営事業	介護支援専門員人件費 20,136千円、ランチ型総合窓口業務委託料 10,800千円 ケアプラン作成委託料 9,836千円、事務室・駐車場借上料 1,218千円 センター運営事務費 3,769千円						
老人福祉費	20,622	25,814				1,515 19,107	
高齢者生活福祉センター事業	指定管理料(桜寿園) 19,893千円、修繕料 330千円、事務費 399千円						
主要事業 老人福祉費	24,944	24,397				23,123 1,821	
高齢者健康診査事業	<p>●事業概要 後期高齢者医療の被保険者を対象に生活習慣病の早期発見や重病化・低栄養防止のために健康診査及び歯科口腔健診を行う。また、認知機能低下リスクが高い方を対象に、もの忘れドック事業を行う。</p> <p>○事業費 ・健康診査事業 23,511千円 ・歯科口腔健診事業 319千円 ・もの忘れドック事業 1,114千円</p>						

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位：千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
老人福祉費	18,591	22,825				18,591	
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防把握事業 4,299千円、介護予防普及啓発事業 1,900千円 通所サービス事業 6,419千円、地域介護予防活動支援事業5,323千円 地域リハビリテーション活動支援事業650千円						
老人医療費	520,464	537,577		83,824		436,640	
後期高齢者医療事業特別会計繰出金	保険基盤安定分 111,767千円、療養給付費負担分 376,134千円、事務費分 32,563千円						
障がい者福祉費	6,312	6,317	3,156	1,578		1,578	
日中一時支援事業	日中一時支援事業委託料						
障がい者福祉費	2,559	2,873	1,280	639		640	
移動支援事業	移動支援事業委託料						
障がい者福祉費	6,324	6,396	3,162	1,581		1,581	
日常生活用具給付事業	日常生活用具給付（畜便袋・紙おむつ等）						
障がい者福祉費	1,405	1,332	602	301		502	
社会参加支援事業	広報音訳・点訳業務委託料 344千円、自動車改造・操作訓練費補助金 200千円 自立支援活動委託料 450千円、奉仕員養成事業委託料 300千円、事務費 111千円						
障がい者福祉費	4,468	3,986	260	130		16	
コミュニケーション支援事業	事務補助員人件費 3,379千円、要約筆記・手話奉仕員派遣謝礼金 490千円、事務費 599千円						
障がい者福祉費	1,435	1,104	692	346		1	
成年後見制度利用事業	成年後見制度利用支援補助金 996千円、権利擁護セミナー委託料 200千円、事務費 239千円						
障がい者福祉費	1,300	1,431		1,300			
通院交通費助成事業	人工透析通院交通費助成 556千円、精神障がい者通院交通費助成 744千円						
障がい者福祉費	361,570	354,367	180,785	90,392		90,393	
訓練等給付事業	共同生活援助（グループホーム） 116,333千円、就労移行支援 2,776千円 就労継続支援 238,316千円、就労定着支援 269千円、就労選択支援 1,573千円 自立訓練 1,950千円、自立生活援助 353千円						
障がい者福祉費	531,070	548,969	265,535	132,768		132,767	
介護給付事業	居宅介護 10,181千円、生活介護 325,085千円、短期入所 15,717千円、行動援護 763千円 療養介護 69,588千円、施設入所支援 109,463千円、同行援護 273千円						
障がい者福祉費	18,905	17,129	9,452	4,726		4,727	
療養介護医療費	療養介護医療費						

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位：千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
主要事業 生活困窮者自立支援費	37,060	32,476	25,860			11,200	
生活困窮者自立支援事業	<p>●事業概要 生活困窮者自立支援事業について労働者組合法人ワーカーズコープと江津市社会福祉協議会とで組織する共同事業体に委託し、生活困窮者及び被保護者の自立支援を行うもの。</p> <p>[実施事業] ・自立相談支援事業 ・被保護者就労支援事業 ・家計改善支援事業 ・被保護者就労準備支援事業 ・生活困窮者就労準備支援事業</p> <p>○事業費 ・委託料 37,060千円 人件費 29,319千円（専任職員5人及び指導スタッフ）、運営経費 7,741千円</p>						
児童福祉総務費	6,936	6,235	302	2,438		4,196	
保育料等軽減事業	一時保育利用者負担軽減補助 1,008千円、 第3子以降保育料軽減補助 5,928千円						
児童福祉総務費	29,367	27,765		24,333		5,034	
保育対策総合支援事業	保育体制強化事業補助 10,900千円（8保育所、保育補助員雇用補助・無資格者） 保育補助者雇上強化費補助 18,467千円（6保育所、有資格者等）						
児童福祉総務費	17,956	17,820				17,956	
私立保育所運営費補助事業	保育所運営費補助（8保育所・基準運営費の3%を補助）						
児童福祉総務費	27,106	23,882	9,035	9,035		9,036	
地域子育て支援センター費	地域子育て支援センター運営補助（保育所併設型2か所）						
児童福祉総務費	2,000	2,000	666	666		668	
ファミリーサポートセンター事業	ファミリーサポートセンター運営委託料（子育てサポートセンターに委託）						
児童福祉総務費	1,697	1,697				1,697	
次世代育成支援推進事業	こどもまつり、おやこキラキラコンサート実施委託料（子育てサポートセンターへ委託）						
児童福祉総務費	21,832	21,146	4,195	4,195		13,442	
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業委託料（子育てサポートセンターへ委託） 20,380千円、 光熱水費 1,046千円、清掃業務委託料 406千円						
児童福祉総務費	140,843	120,863	70,420	35,202		35,221	
児童支援事業	障がい児通所支援 135,809千円、障がい児相談支援 5,000千円 医療的ケア児支援事務費 34千円						
児童福祉総務費	11,265	6,675	6,920	2,171		18	
保育施設等利用者支援事業	相談員報酬等 3,535千円、 利用者支援事業委託料 7,730千円（子育てサポートセンターへ委託）						

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
児童福祉総務費	10,207	6,725				10,207	
物価高騰対策費	給食食材費高騰対策補助 公設民営保育所2所 2,714千円、私立保育所8所 7,493千円						
主要事業 児童福祉総務費	900	15,590	600	150		150	
出産・子育て応援交付金事業	<p>●事業概要 妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を図るため、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、ニーズに即した支援につなぐ「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体として実施してきた。 令和7年度、法改正に対応するため「伴走型相談支援」は「保育施設等利用者支援事業」に予算替え、「経済的支援」は「妊婦のための支援給付交付金事業」を新設した。 本事業は、令和7年3月31日以前に出産された方へ、経済的支援を継続して実施するための経過措置として計上するもの。</p> <p>○事業費 出産・子育て応援給付金 900千円</p>						
主要事業 児童福祉総務費	6,496	12,645				6,496	
ベビーボックスプレゼント事業	<p>●事業概要 子育て家庭の経済的支援及び子育て世帯との接点拡充を目的として、市内在住の出生した子どもを養育する者に対して、出生時のお祝い「ごうつベビーボックス」を交付する。 「ごうつベビーボックス」は、ベビー服、おもちゃ、マザーバッグなどの現物ギフト、カードタイプのデジタルギフトを詰め合わせたもので、出生届の手続きに来庁された際、直接お渡しをする。</p> <p>○事業費 ベビーボックス配送等業務委託料6,431千円（ギフト4,396千円、配送関係費1,540千円、デザイン料他事務費495千円）、事務費等65千円</p>						
主要事業 児童福祉総務費	10,427		10,213	106		108	
妊婦のための支援給付交付金事業	<p>●事業概要 妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行う観点から、「伴走型相談支援」を効果的に組み合わせつつ、妊婦へ経済的支援のための給付金を支給する。</p> <p>○事業費 妊婦のための支援給付金（旧：出産・子育て応援給付金） 10,000千円、事務費等427千円</p>						
児童福祉総務費	860			860			
放課後児童の預かり事業	夏休み等期間中の小学生預かり事業補助（あさり・さくら保育園） （放課後児童クラブ未入所児童を保育園で保育・希望者のみ）						
児童措置費	85,832	86,075	28,610			57,222	
児童扶養手当扶助費	児童扶養手当給付費（18歳までの児童の居る、ひとり親世帯等に給付）						
児童措置費	362,100	285,440	293,777	34,161		34,162	
児童手当扶助費	児童手当給付費（18歳までの全児童対象、世帯に給付） これまでの中学生までが、新たに高校生まで対象となる						
児童措置費	647,960	675,789	330,080	149,170		8,309 160,401	
私立保育所委託費	市内私立保育所運営委託料（8所） 623,142千円、市外私立保育所委託料 24,818千円						

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳					
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
事業名	事業概要（主な歳出項目）							
保育所費	231,508	230,281		9,848		12,525	209,135	
統合保育所運営委託事業	公設民営保育所運営委託料 めぐみ保育園 162,575千円、さくらえ保育園 68,933千円							
保育所費	822	822		411			411	
地域子育て支援センター事業	保育所併設型子育て支援センター委託料(さくらえ保育園)							
主要事業	子ども医療費	87,084	72,179		25,983	12,700	5,427	42,974
	子ども医療費助成事業	<p>●事業概要 医療費を助成することにより、子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図る。 令和7年度より小学生～18歳までの医療費を無償化する。 [対象者] 0～18歳(18歳に到達した年度の末日まで) [助成内容] 自己負担額 未就学児～18歳 : 通院・入院・薬代等の自己負担額・・・ 無料</p> <p>○事業費 ・事務費等 232千円 ・医療費助成 84,820千円 未就学児29,157千円、小学生 26,353千円、中学生～18歳 29,310千円 ・審査支払手数料等 2,032千円</p>						
	扶助費	265,970	270,900	199,477				66,493
	生活保護費	生活扶助等 94,800千円、医療扶助 145,500千円、救護施設入所費 25,670千円						
衛生費								
主要事業	保健衛生総務費	2,551	2,782		770		150	1,631
	地域医療確保対策事業	<p>●事業概要 医療従事者の確保は喫緊の課題であり、関係大学医学部等との連携強化等による常勤医師等の確保並びに看護学生等の修学資金貸付制度による看護師等の確保を図る。また、地域医療を守り育てるための啓発活動に取り組む。</p> <p>○事業費 ・大学医学部等との連携強化事業 227千円 ・地域医療を守り育てる啓発事業等 1,304千円 ・奨学基金積立金5人分(看護学生等修学資金貸付事業) 1,020千円</p>						
主要事業	保健衛生総務費	257,816	355,316			33,300		224,516
	地域医療支援対策事業	<p>●事業概要 経営改善に取り組む済生会江津総合病院に対し財政支援を行うことにより、地域医療体制の維持、確保に資する。また、本市の公的病院である済生会江津総合病院、西部島根医療福祉センターが行う医師・看護師等の確保対策及び離職防止対策として行う各種事業に対し補助金を交付する。</p> <p>○事業費 公的病院支援事業 210,463千円 地域医療施設整備支援事業 10,725千円 産科医等確保対策支援事業 7,668千円 地域医療拠点病院支援事業 28,960千円</p>						

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
健康推進費	22,221	21,059				1,214	21,007
がん検診事業	がん検診委託料 21,378千円、印刷費等事務費 843千円						
予防費	133,391	78,324	263				133,128
予防接種事業	予防接種委託料 インフルエンザ・肺炎球菌 21,587千円、新型コロナウイルス 48,420千円 帯状疱疹(新規) 16,250千円、五種混合等・日本脳炎・肺炎球菌(児童分) 31,082千円 子宮頸がん 13,787千円、消耗品・印刷費・通信費等・償還払い等 2,265千円						
母子保健事業費	7,415	6,151	2,464	1,006			3,945
母子保健事業	産後ケア事業委託料 3,000千円、フッ化物事業委託料 400千円、 マタニティサポート事業委託料 345千円、子育てアプリ利用料 506千円、 不妊治療費助成事業 2,100千円、母子保健事業事務費等 1,064千円						
母子保健事業費	18,219	17,515	1,414	287			16,518
母子健康診査等事業	乳幼児・妊産婦健診委託料 15,967千円、妊婦歯検診委託料 440千円、 新生児聴覚検査委託料 330千円、健診事務費等・償還払い費 1,482千円						
環境衛生費	4,500	4,500	1,500				3,000
合併処理浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽設置事業補助金(5人槽:117千円/基、7人槽:135千円/基)						
火葬場費	25,760	25,337				6,997	18,763
火葬場費	指定管理料(江津斎場) 23,000千円、修繕料 2,588千円 管理等事務費 172千円						
清掃総務費	129,132	130,052				13,228	115,904
清掃総務費	汚泥共同処理施設下水道使用料 23,422千円、 汚泥共同処理施設負担金(施設管理費、公債費負担分) 105,319千円、 共同作業場負担金 97千円、事務費等 294千円						
清掃総務費	588,840	963,678			346,500		242,340
浜田地区広域行政組合負担金	清掃総務費負担金 5,232千円、ごみ処理費負担金 237,017千円、 エコクリーンセンター基幹改良工事費負担金 346,591千円						
不燃物処理費	72,379	93,790			15,900	5,470	51,009
不燃物処理場費	会計年度任用職員報酬等 7,047千円、施設運営管理業務委託料 24,820千円、 機械等修繕料 22,297千円、光熱水費 7,103千円、廃棄物処理等手数料 4,371千円、 施設維持管理委託料等 6,741千円						
上水道施設費	166,476	168,056					166,476
水道事業会計補助金	統合前簡易水道建設改良費 62,555千円、上水道高料金対策 12,327千円、 経営安定化対策 21,005千円、水道施設整備 13,034千円、人件費等 28,301千円、 未普及地域解消事業繰入 20,170千円、簡易水道統合・法適化推進 1,210千円、 災害復旧 4,701千円、統合後簡易水道建設改良費 3,173千円						

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
労働費							
労働諸費	4,133	3,539				17	4,116
ワークステーション江津事業	受付業務職員人件費 3,990千円、事務費等 143千円						
労働諸費	18,336	6,715					18,336
産業人材確保対策事業	地域おこし協力隊委託費(大学と企業をつなぐ仕組み作り) 5,200千円 新卒者等就職促進家賃補助金 10,800千円、奨学金貸付金 1,980千円 江津工業高校・ポリテクカレッジ合同企業説明会 62千円、ものづくり研究発表会 132千円 事務費等 162千円						
主要事業	労働諸費	25,054	24,711			25,054	
地域雇用活性化推進事業	<p>●事業概要 令和5年10月より厚生労働省の委託事業である地域雇用活性化推進事業の採択を受け、雇用環境改善に向けた下記取組みを、行政や経済団体などの関係機関で構成する『江津地域雇用創造協議会』を組織のうえ実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある雇用を創出するための《地域内事業所》を対象としたセミナーの実施 ・人材育成の視点に立った《地域求職者》を対象としたセミナーの実施 ・就職マッチングを図るための合同企業説明会などの開催 <p>○事業費 地域雇用活性化推進事業貸付金 25,054千円(協議会への貸付)</p>						
農林水産業費							
農業総務費	12,239		12,239				
物価高騰対策費	飼料高騰対策支援事業補助金						
農業振興費	16,837	13,252		4,590		16	12,231
有害鳥獣被害対策事業	補助員人件費 3,095千円、有害鳥獣捕獲奨励金 10,030千円、 鳥獣被害対策協議会補助金 801千円、捕獲事業及び防護柵設置補助金 2,114千円 事務費等 797千円						
農業振興費	10,392	8,946		6,000		15	4,377
みんなでつなげる有機の郷事業	補助員人件費 3,186千円、オーガニックイベント・プロモーション委託費 4,710千円 有機農業アドバイザー等謝金 258千円、江津市有機農業推進協議会補助金 1,122千円 旅費他事務費 1,116千円						
農業振興費	3,870	3,870			3,800		70
地産地消支援事業	地産地消営農コーディネーター業務委託料						
主要事業	農業振興費	51,434	42,152		28,855	3,600	18,979
人・農地ビジョン推進事業	<p>●事業概要 江津市人・農地ビジョン(地域計画)を推進するため、担い手の確保・育成に向けた支援(ソフト・ハード)及び農地の利用促進に向けた地域の話し合いの場や実証事業等(ソフト)を実施する。</p> <p>○事業費 ・人・農地ビジョン推進事業(ソフト) 25,684千円 ・人・農地ビジョン推進事業(ハード) 25,750千円</p>						

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位：千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
農業振興費	16,546	16,369		11,641		4,905	
中山間地域等直接支払事業	中山間地域等直接支払交付金 15,523千円、事務費 1,023千円						
農業振興費	24,578	24,395		18,323		6,255	
多面的機能支払事業	多面的機能支払交付金 24,141千円、事務費 437千円						
農業振興費	9,243	7,785		2,978	3,266	2,999	
水田農業構造改革対策推進事業	補助員人件費 3,368千円、江津市農業再生協議会補助金 5,278千円、玉ねぎ収穫機レンタル助成金 252千円、出荷米色彩選別機利用助成金 300千円、事務費 45千円						
主要事業	農業振興費	8,056	7,402			3,636	4,420
	農林水産振興総合事業	<p>●事業概要 生産・加工・販売に至る連携体制の構築を図ることにより、農業の振興、地域経済の拡大、地域の活性化に結び付ける。</p> <p>○事業費 ・地域おこし協力隊を活用した江津苔プロジェクト推進コーディネーター事業 4,724千円 江津苔プロジェクト推進コーディネーターを置き、生産者、販売事業者、実需者をつなぎ、生産力と販売額の向上を図る。 ・江津市6次産業推進事業 3,244千円 江津市における農林水産業の発展ひいては産業振興のため、官民一体となって商品開発や販路開拓等に取り組む江津市6次産業戦略会議の活動を支援する。 ・江津苔生産者の会 88千円 新規コケ栽培者への資材購入費補助や栽培技術向上のための研修会等の運営を行う。</p>					
主要事業	農業振興費	14,378	10,987			1,287	13,091
	農林水産物直売所支援事業	<p>●事業概要 「道の駅」の管理運営及び販売拡大により、直売所を有効活用した農業振興と地域活性化を図る。</p> <p>○事業費 ・指定管理料 6,780千円 衛生費（ゴミ処理・トイレ清掃等）、通信費（電話・ファックス・CATV等）、光熱水費（電気代）燃料費（ガス代）、保管理費（警備保障・消防点検等）、植栽・法面管理他 ・維持管理費 6,727千円 浄化槽管理委託料、POSシステム（生産者管理部分）委託料、施設修繕 火災保険料、連絡会負担金 他 ・販売促進費 719千円 広報費、イベント開催経費、生産者研修費 他 ・地産地消啓発活動費 152千円 学校給食関連経費</p>					
	農業振興費	7,824	6,914		5,786		2,038
	環境保全型農業直接支払事業	環境保全型農業直接支援交付金 7,646千円、ハーブ米種子助成金 127千円、事務費 51千円					
	農地費	3,567			1,250	625	1,692
	農地有効利用支援事業	排水路設置工事費（長谷地区） 2,500千円、測量設計業務委託料 1,067千円					

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位：千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
農地費	5,234	40,200		3,500	500	875	359
農地耕作条件改善事業	区画整理換地業務委託料(松川町市村) 5,000千円、事務費 234千円						
土地改良事業費	145,520	147,850					145,520
下水道事業会計補助金	農業集落排水事業運営費補助金 (高資本費対策 19,580千円、分流式下水道等に要する経費 67,305千円 施設管理費及び人件費等 58,635千円)						
林業振興費	7,981	12,180				7,981	
公社造林事業	施業委託料 7,941千円、事務費 40千円						
主要事業	林業振興費	38,008	39,083				38,008
地域林業循環創造事業	<p>●事業概要 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立させるため、地域林業が抱える諸課題に対応し、伐って、使って、植えて、育てる循環型林業の創造により、林業事業体の雇用の創出や地域の森林の適切な管理を推進する。</p> <p>○事業費 ・森林経営管理制度の運用 2,347千円 新たな森林経営管理制度を活用して、適切な管理が行われていない人工林のうち、将来的に経営林として期待できる森林を集約し、森林の経営管理の促進を行う。 ・林業事業体の担い手確保対策 250千円 林業事業体の担い手確保のための各種相談会への参加等。 ・自伐林業者等の育成 374千円 自伐林業者等を対象としたチェーンソー等の研修会開催。 ・森林情報の高度化・共有化 847千円 林地台帳システムの保守更新。 ・森林作業路網の修繕・改良 5,000千円 被災や経年の劣化等により、収穫伐採や保育時の支障となっている森林作業路網の修繕や改良を実施する。 ・循環型林業促進 29,190千円 林内路網整備、下刈・除伐・保育間伐、高性能林業機械導入、間伐材買取り、担い手確保等支援、地域の森林整備の支援を行い、循環型林業の促進を推進する。</p>						
主要事業	林業振興費	68,000	40,070		33,000	35,000	
林業専用道開設事業	<p>●事業概要 路網がない為に木材生産が進んでない森林に林業専用道を開設し、木材生産を加速させる。</p> <p>○事業費 ・市営 林業専用道 上口下谷線 開設工事(R7工期分) 60,000千円 L=1,000m(R6~8年度で開設) ・県営 林業専用道 高丸山線 R7工期分(700m) 県営事業負担金 8,000千円 L=5,780m</p>						
林業振興費	6,082	4,797		3,207			2,875
森林病害虫等防除事業	伐倒駆除委託料 5,582千円、枯松等撤去手数料 500千円						
治山費	14,834	11,600			14,800		34
治山事業	治山流路改良工事費(桜江町今田 金尻山地区) 14,096千円、物件移転補償費 734千円						

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位：千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
水産業振興費	11,444	6,718		3,200	1,000	7,244	
水産振興対策事業	水産振興対策アワビ稚貝購入 891千円、アユ親漁育成事業負担金 1,005千円 島根大学包括連携協定事業負担金（アユ育成・漁協協力費） 2,800千円 回遊性資源増大パイロット事業負担金（ヒラメ放流） 234千円、 島根県内水面等地域協議会負担金 114千円、自営漁業促進事業補助金 6,400千円						
商工費							
商工振興費	7,700	6,880		1,000		965	
企業立地推進事業	企業立地促進奨励金（ソフト産業） 2,875千円 江津工業団地環境整備費 969千円、企業訪問旅費等事務費 1,856千円 中山間地域等専門系事務職場誘致促進事業委託料 2,000千円						
商工振興費	15,948	15,367			8,600	7,348	
商工団体振興事業	中小企業相談所補助金 8,601千円、江津商工会議所補助金 1,000千円 桜江町商工会補助金 6,347千円						
商工振興費	7,680	4,580		3,840		3,840	
商業活性化支援事業	地域商業等支援事業費補助金（新規出店に対する改装費・家賃補助等）						
商工振興費	7,600	1,320				1,000	
産業振興支援事業	石州瓦産業経営基盤強化支援事業補助金（異分野参入・生産性向上設備導入） 6,000千円 石州瓦販路開拓支援事業補助金 1,000千円						
商工振興費	109,926	24,549			91,200	18,726	
地場産業振興センター運営事業	指定管理料 17,138千円、修繕料及び設備等改良工事費 9,212千円、事務費 130千円 エレベーター更新費 83,446千円（修正設計 571千円、工事監理 3,146千円、PCB検査・処分 660千円、手数料 23千円、更新工事費 79,046千円）						
主要事業	商工振興費	60,000	2,000	55,000			
物価高騰対策費	●事業概要 キャッシュレス決済による市内消費に対し、デジタルポイントを付与して消費を喚起することで、物価高騰の影響を強く受けている事業者（小売業、飲食業、サービス業など）を支援するとともに地域経済の活性化を図る。 ○事業費 キャッシュレス決済ポイント還元業務委託費（還元原資、事務費） 60,000千円						
主要事業	観光費	26,951	13,785			19,728	
観光費	パレットごうつ石見神楽公演経費 2,022千円、観光施設維持管理費 5,425千円、 観光連盟等負担金 680千円、しまねふるさとフェア出展費用 597千円、 インバウンド業務委託費 1,320千円、神楽団体支援事業補助金 15,000千円、 その他経費（観光リーフレット、旅費等） 1,907千円						
観光費	8,450	8,531				8,450	
江の川祭り事業	島の星火文字整備委託料 750千円、江の川祭補助金 7,700千円						
観光費	17,449	14,208				17,449	
江津市観光協会助成事業	江津市観光協会補助金						

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位：千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
土木費							
主要事業	道路橋梁総務費	83,377	2,278	40,293			43,084
	道路橋梁総務費	<p>●事業概要 R6年度事業において構築した公開型GISの利用価値をさらに高めるために、未整備の行政情報のデジタル化を行い公開実装を行う。また各種施設のデータを新たに追加し、市民、および事業者等へ向けた利便性の向上を図ることを目的とする。</p> <p>○事業費 ・下水道台帳システム構築 35,000千円 ・道路舗装マネジメントシステム構築 4,500千円 ・道路付属物、河川台帳のデータ化等 15,812千円 ・微地形図、森林資源解析および波子漁港図面の電子化 25,274千円 ・その他道路管理に係る事業費用 2,791千円</p>					
	道路維持費	174,922	129,692			53,000	121,922
	道路維持補修事業	道路補修工事費・修繕料 120,000千円、市道除草工事費 41,000千円 自治会草刈謝礼 3,222千円、補修用資材費等 2,550千円、事務費 150千円 側溝改良測量設計業務委託料（松川町市村地区）8,000千円					
主要事業	公共道路事業費	54,500	31,500	28,340		26,100	60
	市道敬川試験場線側溝改良事業	<p>●事業概要 市道敬川試験場線の沿線では、宅地化が進み大雨により側溝がオーバーフローすることで、沿線の民地が冠水する被害が発生しているため、側溝改良を行い冠水対策を図る。 現在の側溝では、排水能力が不足しているため、側溝断面の改修や流域の調整により、排水処理能力を向上させる。 ・市道敬川東沖の浜3号線ほか側溝改良工事</p> <p>○事業費（交付金＋過疎債） 工事請負費50,000千円、物件移転補償費2,000千円、事務費一式2,500千円</p>					
主要事業	公共道路事業費	68,200	62,800	39,267		24,300	4,633
	橋梁長寿命化事業	<p>●事業概要 「江津市橋梁長寿命化修繕計画」により、定期点検及び橋梁補修を行う。 ・市道新江川橋線（新江川橋）補修工事 ・市道久井谷線（大貫橋）橋梁補修工事 ・橋梁定期点検 69橋（うち委託15橋）</p> <p>○事業費（交付金＋過疎債） 橋梁補修工事費54,000千円、橋梁点検委託費11,500千円、事務費一式2,700千円</p>					
主要事業	公共道路事業費	429,600	149,100	248,192		181,400	8
	通学路整備事業	<p>●事業概要 「江津市通学路交通安全プログラム」により、通学児童・生徒の安全確保のための対策を行う。 [主な事業] ・市道北新地5号線ほか側溝改良工事 ・市道山手月の夜線側溝蓋設置工事 ・市道敬川青山線カラー舗装工事 ・市道赤羽根団地8号線道路改良工事 ・市道赤羽根団地8号線工損調査業務 ・市道赤羽根団地8号線水文調査業務</p> <p>○事業費（交付金＋過疎債） 工事請負費312,000千円、測量設計費18,000千円、用地補償費84,000千円 事務費一式15,600千円</p>					

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
公共道路事業費	80,800	21,000	41,965		34,900	3,935	
落石対策事業	落石対策工事費（川平平床線）77,000千円、事務費 3,800千円						
河川維持費	28,280	18,280			10,000	18,280	
河川維持補修事業	河川浚渫工事費 10,000千円、青線等補修工事費・河口閉塞撤去費等 18,280千円						
都市計画総務費	12,203	19,286	1,350			10,473	
地域景観形成促進事業	シビックセンターゾーンほか中心市街地周辺等景観維持業務（植栽管理）委託料 8,931千円 石州瓦利用促進補助金 3,000千円、街なみ絵画コンクール運営委託料等 272千円						
主要事業	都市計画総務費	8,551	20,708	4,220	2,110		2,221
	住宅・建築物安全ストック形成事業	<p>●事業概要 住宅・建築物の最低限の安全性を確保するため、旧耐震基準の住宅・建築物の耐震対策、および通学路に面する倒壊のおそれがあるブロック塀等の除却、改修の促進を図る。</p> <p>○事業費 ・木造住宅耐震診断費補助：60千円×10件 600千円 ・木造住宅耐震改修費補助：1000千円×2件 2,000千円 ・木造住宅解体費補助：400千円×8件 3,200千円 ・ブロック塀等安全確保補助：264千円×10件 2,640千円 ・事務費等 111千円</p>					
主要事業	都市計画総務費	18,048	10,330	8,881	2,500		6,667
	空家対策事業	<p>●事業概要 防災・衛生・景観などの観点から、市民の良好な生活環境の保全と安全・安心な生活の確保を目的とし、空家等の発生予防や適正な管理の啓発、老朽危険空家の解消の促進を図る。</p> <p>○事業費 老朽危険空家除却補助金 10,000千円 空家等実態調査業務委託料 7,762千円 報酬 82千円 事務費等 204千円</p>					
	都市公園管理費	25,685	25,267			3,688	21,997
	都市公園管理事業	都市公園（菰沢ほか）管理委託料 1,825千円、菰沢オートキャンプ場管理委託料 5,055千円、公園施設植栽管理委託料 11,588千円、公園光熱水費 1,970千円、中央公園超音波風速計購入費 1,200千円、遊具・機器点検修繕料等 4,047千円					
主要事業	都市公園管理費	25,260	34,572	10,800		10,800	3,660
	都市公園改修整備事業	<p>●事業概要 市内の都市公園施設等について、利用者が安全・安心に利用できるよう、施設設備の改修・維持補修を行う。</p> <p>○事業費 ・工事請負費 16,600千円 菰沢公園大型遊具広場休憩施設整備工事 菰沢公園オートキャンプ場個別サイト増設工事 ・委託料 5,000千円 休憩施設整備設計業務 個別サイト増設測量設計業務 ・修繕料 3,624千円 菰沢公園オートキャンプ場鳥獣防護柵設置 公園街路灯修繕 街区公園遊具修繕 ほか ・事務費等 36千円</p>					

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位：千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
主要事業	都市公園管理費	153,930	35,440	73,315		80,600	15
	公園施設長寿命化事業	<p>●事業概要 公園施設長寿命化計画に基づき、菰沢公園施設等の長寿命化のための更新・補修を実施する。</p> <p>[内容] ・菰沢公園大型複合遊具第2期整備工事 ・都市公園施設長寿命化策定業務</p> <p>○事業費 ・工事請負費 132,000千円 ・委託料 14,630千円 ・事務費 7,300千円</p>					
	公共下水道事業費	254,480	252,150				254,480
	下水道事業会計補助金	公共下水道事業運営費補助金 (高資本費対策 73,547千円、分流式下水道等に要する経費 139,194千円 生活排水処理普及促進交付金等 41,739千円)					
主要事業	市街地整備事業費	35,700	55,685	17,000		18,700	
	東高浜地区密集市街地整備事業	<p>●事業概要 東高浜地区は、狭い地域に老朽化した木造住宅等が密集している地区で、利便性の高い駅前地区にありながら人口減少・高齢化が著しく進行している。この地区の人々が、安全で快適な利便性の高い街に改善するため、生活道路、公園、共同住宅の整備を行う。</p> <p>[内容] ・道路改良工事 L=119m、W=6.0m ・電柱支障移転 1式</p> <p>○事業費 ・工事請負費 30,000千円 ・物件移転補償費 4,000千円 ・事務費 1,700千円</p>					
主要事業	市街地整備事業費	33,571	10,000	12,300		19,200	2,071
	有福温泉地区街なみ環境整備事業	<p>●事業概要 有福温泉地区の歴史や文化を活かしながら、ゆとりとうるおいのある、魅力的で良好な住環境を整備し、地区の特性を活かした街並み景観を向上させることを目的とする。</p> <p>○事業費 ・委託料 21,600千円 ・工事請負費 1,000千円 ・補助及び交付金 2,000千円 ・用地取得費 8,471千円 ・事務費 500千円</p>					
	都市公園事業費	14,000	19,377			14,000	
	石見海浜公園整備事業	石見海浜公園防災安全交付金事業県負担金					
主要事業	防災集団移転促進事業費	331,682	342,133	201,961		79,500	50,221
	防災集団移転促進事業	<p>●事業概要 江の川流域において、浸水災害ハザードエリアから安全な地域へ早期移転することで協議が整った川平町田野地区および松川町長良地区について、市が事業主体となる国土交通省の防災集団移転促進事業を活用し、都市計画施策と連携して江の川治水対策を促進させる。</p> <p>○事業費 調査委託料13,355千円、工事請負費12,765千円、用地取得費23,315千円 補助及び交付金45,858千円、建物等補償金22,889千円、事務費13,500千円</p>					

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳					
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
事業名	事業概要（主な歳出項目）							
主要事業	住宅管理費	185,948	155,938	55,997	22		35,122	94,807
	住宅改修整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ●事業概要 市営住宅等及びその他の住宅関連に要する臨時的経費 ○事業費 需要費1,000千円 役務費800千円 委託料3,043千円 工事請負費181,105千円 						
消防費								
	常備消防費	583,760	547,437		550	53,700		529,510
	広域消防事業	江津邑智消防組合負担金						
主要事業	消防施設費	33,590	21,119			32,500	300	790
	消防施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ●事業概要 非常備消防の設備・機材の充実により、市民の安全・安心な暮らしを守る。 ○事業費 ・小型動力ポンプ積載車購入費(2台) 16,600千円 ・渡津分団ポンプ格納庫整備工事費 8,184千円 ・消火栓設置等負担金 7,882千円 ・器具購入費(消火ホース) 924千円 						
	災害対策費	28,284	22,760			7,100	252	20,932
	防災情報伝達システム管理費	防災無線(同報系・移動系)設備保守委託料 10,479千円、防災メール配信システム運用委託料 528千円、防災情報集約システム改修委託料 1,441千円、移動系無線携帯機購入費 2,194千円 Jアラート受信機更新工事費 7,138千円、修繕・部品交換 3,073千円、通信費等事務費 3,431千円						
教育費								
	事務局費	5,948	5,746			5,700		248
	江津市教育研究会助成事業	江津市教育研究会補助金						
	事務局費	18,419	14,037				46	18,373
	不登校等支援事業	指導員人件費 15,339千円、施設管理等事務費 3,080千円						
主要事業	事務局費	158,136	172,225		58,593		51,789	47,754
	事務局費(ICT環境整備)	児童生徒用タブレット端末更新及びソフト購入費105,806千円、大型モニター更新費4,576千円 通信運搬費2,374千円、端末更新等に係るサーバ及びライセンス更新等委託料 26,554千円 学習用eポータル利用料等 6,439千円 その他教育ネットワーク保守・運用管理経費等 12,387千円						
	事務局費	17,320	11,360			17,000	23	297
	指導主事配置事業	市単指導主事人件費 5,790千円、県派遣指導主事負担金 10,582千円 時間外手当・事務費 948千円						
	学校管理費	140,521	126,747		10,757		6,348	123,416
	小学校管理費	用務員人件費 23,922千円、教育業務等支援員人件費 14,752千円 燃料費・光熱水費 34,356千円、修繕料 10,722千円、施設維持工事費 5,000千円 検査等手数料 2,962千円、検診等謝礼金 936千円 施設維持管理・保守点検等委託料 11,502千円、検診業務委託料 2,217千円 器具購入費 16,126千円、事務費等 18,026千円						

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位：千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
主要事業 学校管理費	198,906	294,544	45,007		153,800	99	
小学校教育施設整備事業	<p>●事業概要 子どもたちに安全・安心で豊かな教育環境を提供していくために危険箇所の修繕・撤去等を含めた施設整備として、次の事業を実施する。</p> <p>○事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施設計業務委託料 403千円 郷田小 消防設備改修工事修正設計業務 ・工事監理委託料 1,559千円 郷田小 消防設備改修工事 工事監理 ・営繕工事費 181,236千円 【江津東小】外壁改修他工事 ・建物附属設備新設改良工事費(その他) 15,708千円 郷田小 消防設備改修工事 						
主要事業 学校管理費	137,689	79,880			130,700	6,989	
仮称西部統合小学校建設事業	<p>●事業概要 津宮小学校と川波小学校の統合校舎を建設することにより、子どもたちにより良い学習環境を提供する。</p> <p>○事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地造成工事 130,000千円 ・建築確認申請等手数料 4,227千円 ・登記業務委託料 2,265千円 ・その他(統合準備会経費) 1,197千円 						
学校管理費	92,930	92,107		20,600	228	72,102	
中学校管理費	用務員人件費 10,423千円、教育業務等支援員人件費 9,090千円、部活動指導員人件費 10,842千円、燃料費・光熱水費 23,700千円、修繕料 7,710千円 検査等手数料 1,618千円、検診謝礼金 468千円、部活動・地域クラブ指導謝礼金 2,371千円 部活動地域連携検討協議会経費 166千円、施設維持管理・保守点検等委託料 9,137千円 検診業務委託料 1,743千円、器具購入費 2,548千円、事務費等 13,114千円						
主要事業 学校管理費	24,730	48,332	2,823		21,900	7	
中学校教育施設整備事業	<p>●事業概要 子どもたちに安全・安心で豊かな教育環境を提供していくために危険箇所の修繕・撤去等を含めた施設整備として、次の事業を実施する。</p> <p>○事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気設備新設改良工事費 8,470千円 【江津中】屋内運動場LED更新工事 ・建築物維持補修工事費 16,260千円 【江津中】防球ネット張替工事 【青陵中】防球ネット張替工事 【桜江中】駐輪場建て替え工事 						
社会教育総務費	23,028	21,151				23,028	
教育文化財団事務局運営費	教育文化財団事務局運営委託料						
社会教育総務費	3,370	3,735			2,500	870	
文化活動支援事業	市内美術品展覧会補助及び開催支援費 2,670千円、文化協会活動委託料 500千円 絵画教室開催経費 200千円						

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
図書館費	35,519	31,139				3,000	32,519
図書館運営事業	指定管理料 30,630千円、図書館協議会等運営経費 291千円 図書購入費 3,000千円、光熱水費等 1,598千円						
社会人権・同和教育費	1,404	1,324					1,404
社会人権・同和教育事業	地域人権・同和教育推進協議会委託料 200千円、研修・講演謝礼金 330千円 事務費等 874千円						
社会教育活動費	6,697	5,181		4,464			2,233
放課後子ども教室推進事業	スタッフ活動謝金 4,788千円、運営委託料 1,700千円、事務費等 209千円						
社会教育活動費	102,852	93,178	33,036	34,036		19,511	16,269
放課後児童クラブ事業	放課後児童クラブ運営委託料(市内7クラブ計) 99,108千円 施設管理・修繕費 412千円、学童保育支援システム保守委託費 1,043千円 長期休業一時預かり実施支援事業補助金 2,000千円、事務費等 289千円						
主要事業 社会教育活動費	4,800	4,600				4,800	
ふるさとキャリア教育推進事業	<p>●事業概要 地域の「ひと・もの・こと」を活かした学習活動をとおして、ふるさとへの愛着を育むとともに、今の学びと未来の生活のつながりを常に意識して、子どもたちの自立をめざす教育を推進する。</p> <p>○事業費 コーディネート委託料 4,800千円</p>						
主要事業 社会教育活動費	4,500	10,900		2,250			2,250
教育の魅力化推進事業	<p>●事業概要 学校・家庭・地域の連携を図りながら、保育所(こども園)・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・大学という「校種の壁」を越えた一体的・系統的な教育活動を展開し、地域の特色を活かした「教育の魅力化」に取り組む。</p> <p>○事業費 魅力化コンソーシアム運営業務委託料 4,500千円</p>						
主要事業 社会教育活動費	11,128	9,954	1,649	1,958		33	7,488
子ども・若者総合相談窓口事業	<p>●事業概要 青少年を中心に取り巻く社会環境が複雑化する中、貧困、ひきこもり、ニート、発達障害などの問題は深刻化しており、従来の個別分野における縦割りの対応ではなく、総合的な支援につなげるための総合相談窓口の設置および就労支援のためのコーディネーターを配置する。 また、青少年の居場所を確保するとともに、地域・社会との繋がりをきっかけに社会参画につなげる取り組みを行う。</p> <p>○事業費 ・相談窓口 報酬等3,393千円、その他21千円 ・居場所づくり 委託料4,200千円 ・コーディネーター 報酬等3,217千円、その他 297千円</p>						
社会教育活動費	1,000	1,000				1,000	
デジタル人材育成支援事業	デジタル人材育成支援事業業務委託料						

令和7年度 当初予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要（主な歳出項目）						
文化財保護費	7,026	6,907	3,360			28	3,638
埋蔵文化財発掘調査事業	調査作業員・補助員人件費 6,930千円、事務費 96千円						
生涯学習施設管理費	82,129	74,969			7,700	23,353	51,076
社会体育施設管理費	指定管理料(江津中央公園) 59,687千円、指定管理料(桜江体育施設) 13,364千円 桜江B&G海洋センター耐震補強計画及び改修工事設計業務委託料 7,721千円 施設管理経費・修繕費・事務費等 1,357千円						
学校給食費	190,545	171,948			15,300	1,017	174,228
学校給食費	学校給食会運営費補助金 110,310千円、給食車運転業務委託料 9,864千円 修繕料・改修工事費 8,396千円、設備点検・保守業務委託料 2,705千円 燃料費・光熱水費 26,950千円、アレルギー連絡アプリ利用料 1,017千円 備品購入費 16,198千円、消耗品費・設備維持管理手数料等 15,105千円						
学校給食費	20,000	14,000					20,000
物価高騰対策費	学校給食費緊急対策補助金						
公債費							
元金	1,935,013	1,937,077				62,505	1,872,508
長期債元金	長期債元金償還金						
利子	81,471	64,831					81,471
長期債利子	長期債利子						

令和7年度 当初予算 歳出の概要 (事業別)

単位:千円

目	本年度	前年度	本年度予算額の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要 (主な歳出項目)						
国民健康保険事業特別会計							
	3,009,141	3,172,377		2,266,540		807	741,794
国民健康保険事業	<p>平成30年度から国民健康保険事業は、島根県も共同保険者となり財政運営の責任主体となった。市は、島根県が算定した納付金を納めることで療養諸費、高額療養費、移送費の費用を県に請求している。 被保険者が納める保険料については、市町村が県に納める納付金、保険給付費、保健事業等を勘案し保険料率を決定していくこととなる。被保険者の医療費水準は、納付金の算定に影響することから医療費抑制に向けての取組みは最重要課題となっている。</p> <p>◆加入者数等(令和6年12月末現在) ○世帯数 2,793世帯(前年比△233世帯) ○被保険者数 3,770人(前年比△342人)</p> <p>◆事業費(主なもの) ○国民健康保険事業納付金 ・医療給付分 429,905千円 ・後期高齢者支援金等分 106,801千円 ・介護納付金分 35,179千円 ○保険給付費 ・療養諸費 1,912,971千円 (1人当 507,419円) ・高額療養費 340,500千円 (1人当 90,318円) ・出産育児諸費 6,000千円 (1件当 500,000円) ・葬祭諸費 1,800千円 (1件当 30,000円) ○保健事業(主なもの) ・保健衛生普及費 18,848千円 人間ドック助成事業 14,513千円 1日外来ドック 190人 脳ドック 200人 がん検診助成事業(自己負担部分を助成) 888千円 ・特定健康診査等事業費 23,789千円 健診業務委託料 14,974千円 特定保健指導委託料 404千円 受診率向上事業 6,091千円</p>						
後期高齢者医療事業特別会計							
	866,523	870,217				833,434	33,089
後期高齢者医療事業	<p>75歳以上の人(島根県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)から認定を受けた一定の障がいのある65歳以上の人を含む。)を被保険者とする後期高齢者医療事業に関する経費である。 この制度の運営主体は、広域連合で、県内全ての市町村が加入しており、広域連合が保険証発行、保険料賦課、医療給付等を行い、市は保険証交付、保険料徴収、申請・届出等の受付事務を行っている。</p> <p>◆被保険者数(令和6年12月末現在) 5,022人(広域全体 131,647人)</p> <p>◆事業費 ○一般管理費 28,385千円 ・人件費 24,564千円 ・事務費 3,821千円 ○徴収費 3,701千円 保険料納付書の発送等に要する経費 ○広域連合納付金 833,436千円 ・保険料等収入分 345,534千円 ・保険基盤安定費分 111,767千円 ・療養給付費分 376,135千円 ○その他 1,001千円 ・償還金 501千円 ・予備費 500千円</p>						

令和7年度 当初予算 市債の内訳

単位:千円

節名称	市債の内訳			予算額の内訳								
	説明名称	分類番号	当初予算	1.公共事業等	4-2. 一般補助施設整備等	5.一般単独(5-3~6は内書き)				6.辺地対策	7.過疎対策	
						5.一般単独計	5-3.内緊急防災	5-4.内公共施設等	5-5.内緊急自然災害			5-6.内緊急浸漬
総務債	過疎対策事業(ソフト事業)(別記参照)	7	96,500									96,500
	地域コミュニティ交流センター整備事業	7	5,100									5,100
	生活交通バス整備事業	7	11,000									11,000
社会福祉債	高齢者生活福祉センター整備事業	7	85,400									85,400
児童福祉債	保育所等整備事業	7	5,000									5,000
衛生債	地域医療支援対策事業	7	10,700									10,700
	エコクリーンセンター整備事業	7	346,500									346,500
	不燃物処理場整備事業	7	15,900									15,900
農業債	農道整備事業	7	13,000									13,000
	農地耕作条件改善事業	4	500		500							
	給水施設整備事業	6	6,500							6,500		
林業債	災害関連緊急治山事業	5	14,800			14,800			14,800			
	林業専用道開設事業	6	35,000							35,000		
商工債	地場産業振興センター改修事業	7	91,200									91,200
道路橋梁債	公共施設等適正管理推進事業	5	45,000			45,000		45,000				
	市道敬川試験場線側溝改良事業	7	26,100									26,100
	市村地区側溝改良事業	5	8,000			8,000			8,000			
	橋梁長寿命化事業	7・8	24,300							4,500		19,800
	通学路整備事業	7	181,400									181,400
	道路ストック総点検事業	1	2,000	2,000								
	落石対策事業	1	34,900	34,900								
河川債	河川浸漬事業	5	10,000			10,000			10,000			
都市計画債	公園施設長寿命化事業	7	84,100									84,100
	東高浜市街地整備事業	7	18,700									18,700
	有福温泉街なみ整備事業	6	19,200							19,200		
	石見海浜公園整備事業	7	14,000									14,000
	防災集団移転促進事業	4	79,500		79,500							
	中央公園整備事業	7	7,300									7,300
消防債	防災施設整備事業	5	24,700			24,700	24,700					
	緊急自動車等更新事業	7	53,700									53,700
	消火栓整備事業	5	7,800			7,800	7,800					
	Jアラート整備事業	5	7,100			7,100	7,100					
小学校債	大規模改修事業	7	153,800									153,800
	学校建設事業	7	130,700									130,700
中学校債	大規模改修事業	7	21,900									21,900
教育債	学校給食費	7	15,300									15,300
社会教育債	コミュニティセンター管理事業	7	2,600									2,600
	社会体育施設整備事業	7	7,700									7,700
市債・現年分合計			1,716,900	36,900	80,000	117,400	39,600	45,000	22,800	10,000	65,200	1,417,400

令和7年度 当初予算 過疎対策事業(ソフト事業)の内訳

(単位:千円)

款名称	目名称	充当事業名称	過疎債充当額
			当初予算
総務費	賦課徴収費	賦課徴収費	5,000
民生費	老人福祉費	福祉タクシー利用料金助成事業	3,000
	障がい者福祉費	通院交通費助成事業	1,300
	子ども医療費	子ども医療費助成事業	12,700
衛生費	保健衛生総務費	地域医療支援対策事業	22,600
農林水産業費	農業振興費	地産地消支援事業	3,800
	水産業振興費	水産振興対策事業	1,000
商工費	商工振興費	商工団体振興事業	8,600
教育費	事務局費	江津市教育研究会助成事業	5,700
		指導主事配置事業	17,000
	学校管理費(小学校費)	学校支援員等配置事業(小学校)	8,200
	学校管理費(中学校費)	学校支援員等配置事業(中学校)	7,600
市債・現年分合計			96,500

1. 収益的収入及び支出(税込、前年度当初比較)

(単位:千円)

区分・科目		令和7年度	令和6年度	比較増減	予算の主な内容			
収 入	1. 営業収益	529,342	532,966	△ 3,624	○業務の予定量			
	給水収益	527,429	530,973	△ 3,544	給水戸数	給水量		
	その他営業収益	1,913	1,993	△ 80	R7	10,300 戸	2,010,000 m ³	
	2. 営業外収益	279,491	281,987	△ 2,496	R6	10,300 戸	2,020,000 m ³	
	預金利息	27	3	24	増減	0 戸	△ 10,000 m ³	
	分担金	6,600	4,752	1,848	比率	100.0%	99.5%	
	他会計補助金	92,809	98,377	△ 5,568	○他会計補助金の内訳			
	長期前受金戻入	163,295	170,200	△ 6,905	統合前簡水建設改良費(簡水債利息)	8,294		
	退職給付引当金戻入益	7,280	0	7,280	統合前簡水高料金対策	12,327		
	賞与等引当金戻入益	4,103	4,284	△ 181	損益勘定職員に係る児童手当	588		
	貸倒引当金戻入益	75	91	△ 16	統合後簡水建設改良費(利息)	871		
	その他営業外収益	5,302	4,280	1,022	経営安定化対策	21,005		
	3. 特別利益	0	0	0	水道施設整備費(辺地債・過疎債等利息)	630		
収入合計	808,833	814,953	△ 6,120	簡水未普及緊急対策事業	739			
支 出	1. 営業費用	722,420	737,822	△ 15,402	未普及地域解消事業企業債等利息	3,929		
	職員給与費	51,524	58,313	△ 6,789	未普及地域解消事業減価償却費補填	15,502		
	動力費	10,390	11,022	△ 632	簡水統合・法適化推進経費 (公営企業適用債元金・利息)	1,210		
	材料費	1,400	600	800	災害復旧事業費(災害復旧事業債利息)	1		
	薬品費	396	377	19	資本勘定職員給与費繰入	27,713		
	路面復旧費	2,310	990	1,320	○職員給与費			
	修繕費	36,913	32,893	4,020	7名分(4名分は資本的支出予算に計上)			
	受水費	213,074	213,156	△ 82	給料	25,260	法定福利費	7,877
	委託料	64,007	61,675	2,332	手当等	13,889	退職給付費	0
	減価償却費	281,504	303,370	△ 21,866	賞与等引当金繰入額		4,498	
	その他営業費用	60,902	55,426	5,476	○修繕費の内訳			
	2. 営業外費用	46,523	48,806	△ 2,283	消火栓修繕	1,375		
	支払利息	41,491	43,779	△ 2,288	配水管維持補修	13,640		
その他営業外費用	5,032	5,027	5	量水器取替	16,404			
3. 特別損失	1	1	0	機械設備維持補修	4,400			
4. 予備費	2,500	2,500	0	その他の修繕	1,094			
支出合計	771,444	789,129	△ 17,685	○受水費 (R5年4月改定)				
収支差引 (税込)	37,389	25,824	11,565	使用料金(資本費)	75,418			
経常利益 (△損失) (税抜)	27,565	14,826	12,739	使用料金(運転管理費)	137,188			
純利益 (△損失) (税抜)	27,564	14,825	12,739	超過料金	468			
				○委託料の内訳				
				水質検査・残塩測定検査業務	5,062			
				漏水調査業務	8,613			
				施設維持管理等業務	34,259			
				検針業務	11,836			
				電算システム・機器保守業務	3,524			
				その他委託料	713			

2. 資本的收入及び支出(税込、前年度当初比較)

(単位:千円)

区分・科目		令和7年度	令和6年度	比較増減	予 算 の 主 な 内 容
収 入	1. 国庫補助金	14,000	12,500	1,500	
	2. 他会計補助金	73,667	69,679	3,988	統合前簡水建設改良費補助(簡水債元金) 54,261 統合後簡水建設改良費補助(上水債元金) 2,302 水道施設整備費補助(辺地債・過疎債等元金) 12,404 災害復旧事業費補助(災害復旧事業債元金) 4,700
	3. 他会計負担金	6,160	4,100	2,060	消火栓設置工事(一般会計)
	4. 工事負担金	77,850	84,480	△ 6,630	配水管支障移転(国) 44,770 配水管支障移転(県) 14,700 配水管支障移転(下水道事業会計) 8,780 配水管支障移転(一般会計) 9,600
	5. 企業債	183,400	134,200	49,200	上水道事業債 132,200 辺地対策事業債 13,600 過疎対策事業債 37,600
	収入合計	355,077	304,959	50,118	
支 出	1. 建設改良費	342,271	351,627	△ 9,356	
	(1)原水及び浄水施設整備費	0	4,613	△ 4,613	設備更新工事
	(2)送配水施設整備費	308,219	315,403	△ 7,184	配水管布設・布設替工事 129,585 配水管支障移転工事 104,448 消火栓設置工事 6,605 設備更新工事等 37,664 調査測量設計業務 28,000 管路台帳システム構築業務 1,917
	(3)営業設備費	355	379	△ 24	量水器設置
	(4)資本勘定職員給与費	33,697	31,232	2,465	給料 17,562 手当等 10,459 法定福利費 5,676
	2. 災害復旧事業費	100	100	0	災害復旧事業費
	3. 企業債償還金	237,067	232,189	4,878	上水道事業債 113,092 簡易水道事業債 104,192 過疎対策事業債 4,108 辺地対策事業債 8,575 公営企業会計適用債 2,400 災害復旧事業債 4,700
	4. 予備費	1,500	1,500	0	
	支出合計	580,938	585,416	△ 4,478	
	収 支 差 引	△ 225,861	△ 280,457	54,596	補填財源 当年度分消費税等資本の収支調整額 19,147 当年度分及び過年度分損益勘定留保資金 206,714

令和7年度 江津市下水道事業会計予算概要書

1. 収益的収入及び支出(税込み、前年度当初比較)

(単位:千円)

区分・科目		令和7年度	令和6年度	比較増減	予算の主な内容																							
収 入	1. 営業収益	159,719	159,133	586	○業務の予定量																							
	下水道使用料	159,653	158,941	712	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">接続戸数</th> <th>排水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R7</td> <td>2,743 戸</td> <td>770,000 m³</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>2,700 戸</td> <td>771,000 m³</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>43 戸</td> <td>△ 1,000 m³</td> </tr> <tr> <td>比率</td> <td>101.6%</td> <td>99.9%</td> </tr> </tbody> </table>		接続戸数		排水量	R7	2,743 戸	770,000 m ³	R6	2,700 戸	771,000 m ³	増減	43 戸	△ 1,000 m ³	比率	101.6%	99.9%							
	接続戸数		排水量																									
	R7	2,743 戸	770,000 m ³																									
	R6	2,700 戸	771,000 m ³																									
	増減	43 戸	△ 1,000 m ³																									
	比率	101.6%	99.9%																									
	下水道手数料	66	192	△ 126																								
	2. 営業外収益	725,506	698,480	27,026	○他会計補助金の内訳																							
	預金利息	0	0	0	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>下水道償還金(利息)繰入</td> <td>60,695</td> </tr> <tr> <td>過疎償還金(利息)繰入</td> <td>4,978</td> </tr> <tr> <td>災害復旧事業償還金(利息)繰入</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>資本費平準化償還金(元金・利息)繰入</td> <td>7,428</td> </tr> <tr> <td>公営企業適用償還金(元金・利息)繰入</td> <td>1,164</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額補填</td> <td>10,267</td> </tr> <tr> <td>職員給与費繰入</td> <td>5,862</td> </tr> <tr> <td>職員児童手当繰入</td> <td>1,320</td> </tr> <tr> <td>その他事務費繰入</td> <td>78,084</td> </tr> </tbody> </table>		下水道償還金(利息)繰入	60,695	過疎償還金(利息)繰入	4,978	災害復旧事業償還金(利息)繰入	23	資本費平準化償還金(元金・利息)繰入	7,428	公営企業適用償還金(元金・利息)繰入	1,164	減価償却費相当額補填	10,267	職員給与費繰入	5,862	職員児童手当繰入	1,320	その他事務費繰入	78,084				
	下水道償還金(利息)繰入	60,695																										
	過疎償還金(利息)繰入	4,978																										
	災害復旧事業償還金(利息)繰入	23																										
	資本費平準化償還金(元金・利息)繰入	7,428																										
公営企業適用償還金(元金・利息)繰入	1,164																											
減価償却費相当額補填	10,267																											
職員給与費繰入	5,862																											
職員児童手当繰入	1,320																											
その他事務費繰入	78,084																											
負担金及び分担金	500	500	0																									
他会計補助金	169,821	170,384	△ 563																									
他会計負担金(汚泥共同処理施設運営負担金)	91,437	84,666	6,771																									
長期前受金戻入	449,668	425,461	24,207																									
退職給付引当金戻入益	8,243	12,167	△ 3,924																									
賞与等引当金戻入益	2,761	2,226	535																									
貸倒引当金戻入益	5	5	0																									
雑収益	3,070	3,070	0																									
消費税還付金	1	1	0																									
3. 特別利益	8	11	△ 3	○職員給与費																								
収入合計	885,233	857,624	27,609	<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2">4名分(3名分は資本的支出予算に計上)</td> </tr> <tr> <td>給料</td> <td>16,439</td> </tr> <tr> <td>手当等</td> <td>9,572</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td>5,308</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>賞与等引当金繰入</td> <td>2,886</td> </tr> </tbody> </table>		4名分(3名分は資本的支出予算に計上)		給料	16,439	手当等	9,572	法定福利費	5,308	退職給付引当金繰入	0	賞与等引当金繰入	2,886											
4名分(3名分は資本的支出予算に計上)																												
給料	16,439																											
手当等	9,572																											
法定福利費	5,308																											
退職給付引当金繰入	0																											
賞与等引当金繰入	2,886																											
支 出	1. 営業費用	816,743	774,789	41,954	○修繕費の内訳																							
	職員給与費	34,205	41,597	△ 7,392	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>排水管維持補修</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置維持補修</td> <td>66,348</td> </tr> </tbody> </table>		排水管維持補修	1,000	機械及び装置維持補修	66,348																		
	排水管維持補修	1,000																										
	機械及び装置維持補修	66,348																										
	退職手当組合負担金	4,527	4,780	△ 253																								
	報償費(受益者負担金前納報償金)	2,051	1,815	236	○委託料の内訳																							
	修繕費	67,348	59,398	7,950	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>公共下水道施設維持管理業務委託</td> <td>53,773</td> </tr> <tr> <td>汚泥共同処理施設維持管理業務委託</td> <td>68,860</td> </tr> <tr> <td>汚泥運搬処理業務委託</td> <td>9,172</td> </tr> <tr> <td>汚泥共同処理施設地下水影響調査業務委託</td> <td>1,574</td> </tr> <tr> <td>集落排水処理施設維持管理業務委託</td> <td>19,513</td> </tr> <tr> <td>小規模集合処理施設維持管理業務委託</td> <td>741</td> </tr> <tr> <td>個別排水処理施設維持管理業務委託</td> <td>9,255</td> </tr> <tr> <td>自家用電気工作物保安管理業務委託</td> <td>871</td> </tr> <tr> <td>システム保守業務委託</td> <td>2,273</td> </tr> <tr> <td>非常用発電機保守委託</td> <td>295</td> </tr> <tr> <td>システム改修業務委託</td> <td>27,933</td> </tr> </tbody> </table>		公共下水道施設維持管理業務委託	53,773	汚泥共同処理施設維持管理業務委託	68,860	汚泥運搬処理業務委託	9,172	汚泥共同処理施設地下水影響調査業務委託	1,574	集落排水処理施設維持管理業務委託	19,513	小規模集合処理施設維持管理業務委託	741	個別排水処理施設維持管理業務委託	9,255	自家用電気工作物保安管理業務委託	871	システム保守業務委託	2,273	非常用発電機保守委託	295	システム改修業務委託	27,933
	公共下水道施設維持管理業務委託	53,773																										
	汚泥共同処理施設維持管理業務委託	68,860																										
	汚泥運搬処理業務委託	9,172																										
	汚泥共同処理施設地下水影響調査業務委託	1,574																										
	集落排水処理施設維持管理業務委託	19,513																										
	小規模集合処理施設維持管理業務委託	741																										
	個別排水処理施設維持管理業務委託	9,255																										
自家用電気工作物保安管理業務委託	871																											
システム保守業務委託	2,273																											
非常用発電機保守委託	295																											
システム改修業務委託	27,933																											
通信運搬費	3,403	3,944	△ 541																									
賃借料	1,067	818	249																									
委託料	194,260	158,880	35,380																									
減価償却費	460,066	453,409	6,657																									
その他営業費用	49,816	50,148	△ 332																									
			0																									
2. 営業外費用	69,785	72,717	△ 2,932																									
支払利息	69,735	72,667	△ 2,932																									
その他営業外費用	50	50	0																									
3. 特別損失	0	0	0																									
4. 予備費	1,300	1,300	0																									
支出合計	887,828	848,806	39,022																									
収支差引(税込み)	△ 2,595	8,818	△ 11,413																									
経常利益(△損失)(税抜き)	11,552	19,148	△ 7,596																									
純利益(△損失)(税抜き)	11,560	19,159	△ 7,599																									

2. 資本的収入及び支出(税込み、前年度当初比較)

(単位:千円)

区分・科目		令和7年度	令和6年度	比較増減	予 算 の 主 な 内 容	
収 入	1. 国庫補助金	156,150	168,400	△ 12,250	公共下水道事業国庫補助金	156,150
					集落排水事業国庫補助金	0
	2. 工事負担金	58,541	25,550	32,991	公共下水道受益者加入負担金	28,541
					集落排水事業支障移転補償費	30,000
	3. 他会計補助金	230,179	229,616	563	公共	農集
					下水道債元金償還金繰入	115,305 70,469
				過疎債元金償還金繰入	37,117 0	
				災害復旧事業債元金償還金繰入	0 7,288	
4. 企業債	310,600	305,800	4,800	公共	農集	
				下水道債	110,900 3,900	
				過疎債	110,800 3,800	
				資本費平準化債	59,800 21,400	
5. 他会計負担金	13,667	5,492	8,175			
				下水道債元金償還金繰入(MICS事業分)	13,667	
収入合計		769,137	734,858	34,279		
支 出	1. 建設改良費	481,437	461,215	20,222		
	(1) 公共下水道施設整備費	423,033	428,190	△ 5,157		
					污水管渠布設等工事	369,500
					設計業務等委託料	5,000
					計画策定業務委託料	28,000
					補償費	17,000
					諸経費等	3,533
	(2) 集落排水施設整備費	38,500	10,500	28,000		
					支障移転工事	8,500
					設計業務等委託料	30,000
(3) 資本勘定職員給与費	19,904	22,525	△ 2,621	公共	農集	
				給料	10,190 0	
				手当等	6,541 0	
				法定福利費	3,173 0	
2. 企業債償還金	331,006	312,809	18,197	公共	農集	
				下水道債	181,166 91,870	
				過疎債	44,725 0	
				災害復旧事業債	0 7,288	
				資本費平準化債	4,807 0	
				公営企業適用債	1,150 0	
3. 予備費	500	500	0			
支出合計		812,943	774,524	38,419		
収 支 差 引		△ 43,806	△ 39,666	△ 4,140	補填 財源	
					当年度分消費税等 資本的収支調整額	42,016
					当年度分及び過年度分 損益勘定留保資金	1,790

DX推進事業について

1. 事業の目的

スマートシティ江津推進構想に基づき、持続可能な市政運営を実現するための自治体DX及び庁内DXを推進し、「市民サービスの向上」と「業務の効率化」を図ることを目的とする。

2. 事業の内容・効果・目標

(1) デジタルワークフローの構築

オンライン申請と窓口での書面申請をすべて電子データとして一元管理し、検索性を高めること、またデータ処理自動化による手続き時間の短縮で、申請期間の延長や結果通知の早期化など、サービスの拡充を図るもの。

(2) 窓口DXaaS活用促進

各種申請に関する動画説明を市のHPやオンライン申請画面上に掲載し、市民が空き時間を利用したり、最適なタイミングで申請に関する情報を取得できるようにするもの。

(3) オンライン窓口業務運営委託費

フロントヤード改革モデルプロジェクトで、公共交通空白地域に隣接、もしくは本庁や支所から遠隔の施設及び市内商業施設に導入した、スマートフォンの使い方の相談や市役所の手続きなどができる、スマホ相談所（リモート窓口）の運営経費。

(4) DX研修

持続可能なまちを運営するDX人材の育成と組織体制の構築するため、DX推進リーダー育成研修やRPA・AI-OCR活用研修などの研修を実施するもの。

(5) デジタルツール

業務の効率化をし、市民サービスを向上させるための各種デジタルツールの導入、運用費用。

3. 事業費及び予算額

94,257 千円

【内訳】

・ デジタルワークフロー構築および 窓口 DXSaaS 活用促進業務委託料	39,600 千円
・ オンライン窓口業務運営委託費	14,916 千円
・ CDO 補佐官及び講師謝金	1,395 千円
・ 先進地視察等旅費	3,092 千円
・ セキュリティ研修	330 千円
・ DX 推進リーダー育成研修	4,208 千円
・ RPA・AI-OCR 活用研修	3,960 千円
・ RPA・AI-OCR 利用料	4,318 千円
・ 窓口 DXSaaS 利用料等	9,009 千円
・ 会議室等モニタ設置	1,800 千円
・ デジタルツール利用料等	11,629 千円

【財源】

新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装タイプ）	19,800 千円
島根県市町村振興協会補助金	1,000 千円
一般財源	73,457 千円

自治体情報システム標準化・共通化事業について

1. 事業の目的

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（標準化法）および地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、自治体情報システムの標準化及びガバメントクラウドへの移行を実施することを目的とする。

2. 事業の内容・効果・目標

(1) 事業の内容

標準化基準に適合する基幹業務システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用、また標準準拠システムについてガバメントクラウドを利用することを努力義務とする標準化法が令和3年5月に成立し、その標準化法に基づき、令和7年度末までに基幹業務システムを標準準拠システムに移行するもの。

(2) 事業の効果

デジタル3原則に基づくデジタル化の基盤が整備される。

～デジタル3原則～

・デジタルファースト

（個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結すること）

・ワンスオンリー

（一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること）

・コネクテッド・ワンストップ

（民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現すること）

(3) 事業の目標

標準化・共通化の取組みにより、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築するため、令和7年度までに、標準準拠システムへの円滑な移行を目指す。

3. 事業費及び予算額

262,798 千円

【内訳】

・自治体システム標準化対応にかかる業務委託料	191,790 千円
・ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託料	5,082 千円
・標準化に係るデータセンター等利用料	3,076 千円
・ガバメントクラウド利用料	62,850 千円

【財源】

デジタル基盤改革支援補助金	211,356 千円
一般財源	51,442 千円

高齢者福祉施設等整備事業について

1. 事業の目的

高齢者生活福祉センター桜寿園について、老朽化により支障が出ている部分（主に建築基準法の法定点検で指摘を受けている外壁のひび割れ・雨漏り等）を改修することで、建物の長寿命化を図る。また、バリアフリー未対応場所の改修を行う。

2. 事業の内容

- ・ 外部工事（屋上防水改修、外壁改修等）
- ・ 内部工事（段差改修、建具改修等）

3. 事業の効果と目標

建物の長寿命化を図ることで、桜江地域における高齢者等の介護・福祉の拠点施設として機能を維持する。

4. 事業費及び予算額

85,400 千円

【内 訳】

- ・ 工事請負費 82,000 千円（2カ年工事）
（工事費総額 203,027 千円（継続費設定 R7:82,000 千円、R8:121,027 千円））
- ・ 設計業務委託料 1,468 千円、
- ・ 事務費等 1,932 千円

【財 源】

市 債 85,400 千円

地域医療支援対策事業について

1. 事業の目的

本市の地域医療拠点病院である済生会江津総合病院、西部島根医療福祉センターが行う経営安定化や医療従事者確保等に対する取り組みに対し、財政支援することにより地域医療の維持、確保を図る。

2. 事業の内容

○公的病院支援事業／済生会江津総合病院

- ・救急病床及び小児医療病床の施設維持及び運営支援
(不採算部門に係る診療経費で、交付税措置されるものの補助)
- ・医療情報ネットワーク支援 (まめネット接続に係る経費を補助)
- ・公的病院運営費支援 (運営に要する経費を補助)

○地域医療施設整備支援事業／済生会江津総合病院

- ・超音波診断装置 2 台 (救急外来：取得後 11 年経過(耐用年数 6 年)により更新が必要
放射線科：1 台を整形外科と共用中。患者の待ち時間等支障発生)

○産科医等確保対策支援事業／済生会江津総合病院

(非常勤の小児科医師及び産科医師の雇用に係る経費を補助) ※R7 は小児科医師分のみ

○地域医療拠点病院支援事業／済生会江津総合病院、西部島根医療福祉センター

- ・医師・看護師等確保対策支援
(スキルアップを図るための研修参加等、確保～定着の取り組みに対する経費を補助)
- ・医療従事者確保対策支援 (人材紹介会社に対する成功報酬、勧誘活動の経費を補助)

3. 事業の効果と目標

本市の地域医療拠点病院の経営安定化、医療従事者確保等の一助となり、地域医療の維持、確保が図られる。

4. 事業費及び予算額

257,816千円(過疎債33,300千円 一般財源224,516千円)

産業人材確保対策事業について (新卒者等就職促進家賃補助金)

1. 事業の目的

新卒者等へ家賃補助を行うことで、若年者等の市内就職促進と定着を図り、市内事業所の人材確保を支援するため。

2. 事業の内容

- (1)対象者 学校卒業から3年以内で、市内事業所に就業し、かつ市内民間賃貸住宅に入居する人
※国、地方公共団体や市外への転勤が想定される事業所への就職者を除く
- (2)対象経費 民間賃貸住宅への居住に要する家賃（事業所からの住宅手当を除いた額）の1/2以内
- (3)補助金額 上限 30,000 円／月
- (4)対象期間 最大 36 か月

3. 事業の効果と目標

家賃補助により住環境に要する経済的負担が軽減され、市内で就職する者が増加する。

4. 事業費

10,800 千円

(内訳)

30,000 円／月×12 月×10 人×3 年分 (R5.3、R6.3、R7.3 卒業者)

5. 予算額

10,800 千円 (一般財源)

物価高騰対策費について（新規） （キャッシュレス決済ポイント還元事業【商工費 商工振興費】）

1. 事業の目的

市内消費を喚起し、物価高騰の影響を強く受けている事業者（小売業、飲食業、サービス業など）を支援するとともに地域経済の活性化を図る。

2. 事業の内容

市内での消費活動において市が定めるキャッシュレス決済を利用した場合に、利用者に対してデジタルポイントを付与（還元）する。

○本事業は、プロポーザルにより委託先事業者を選定して実施

○還元率は決済額の 20%以内とし、システム上可能であれば市内事業者と市外事業者の還元率を区分して設定

○実施期間は2カ月以内で設定し、還元原資がなくなり次第終了

3. 事業の効果と目標

市内消費の拡大と市内事業者の経営継続

4. 事業費

委託費 60,000 千円

内訳：還元原資 50,000 千円、事務費 10,000 千円

5. 予算額

60,000 千円

（財源）物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 55,000 千円

一般財源 5,000 千円

6. その他 物価高騰対策費（再実施分）

（1）飼料高騰対策事業（農林水産業費 農業総務費） 予算額 12,239 千円

（2）物価高騰対応重点支援事業（民生費 社会福祉総務費） 予算額 17,305 千円

観光費について (神楽団体支援事業補助金)

1. 事業の目的

本市の観光誘客や認知度向上に貢献する重要な資源であるとともに、伝統芸能として高い文化的価値を有する神楽において、団体の活動維持、神楽の保存・伝承及び活性化を図る。

2. 事業の内容

市内に本拠地を置いて現に活動する神楽団体を対象として、次のとおり補助金を交付する。なお、事業期間は令和7年度から令和11年度までの5か年とする。

区分	補助対象経費	交付率	交付上限額
活動維持及び保存伝承	神楽衣裳、用具、音響等の修繕購入にかかる費用	定額	事業期間中 200万円 ※子ども神楽は 100万円
	使用料、家賃、光熱水費など練習場や物品保管場所の確保および維持管理にかかる費用		
	資料、記録の収集および保存にかかる費用		
	講師謝金や印刷費、使用料など伝承活動にかかる費用		
活性化	自主公演等の実施、広告物やオリジナル商品の作成など活動の活性化や神楽文化を発展させるために必要な費用	2/3	事業期間中 50万円
	県外での公演に伴う移動や宿泊にかかる費用	定額	1回につき 1人5千円 ※合計10万円 を上限とする。

3. 事業の効果と目標

神楽団体の活動の持続化と活性化を促し、本市の神楽の魅力向上と交流人口の拡大を図られる。

4. 事業費

補助金 15,000 千円

内訳：活動維持及び保存伝承 10,000 千円、活性化 5,000 千円

5. 予算額

15,000 千円

(財源) 元気！勇気！感動！ごうつふるさと基金繰入金 15,000 千円

道路橋梁総務費について

(行政情報のデジタル化)

1. 事業の目的

R6 年度事業において構築した公開型 GIS の利用価値をさらに高めるため、未整備の行政情報のデジタル化を行い公開実装を行う。また各種施設のデータを新たに追加し、市民および事業者等の円滑な活動を支援する。

2. 事業の内容

■土木建設課

・道路舗装マネジメントシステム構築、道路修繕記録および工事情報、道路付属物（道路反射鏡、照明）、河川網図および台帳のデータ登録

■下水道課

・下水道台帳システム構築

■農林水産課

・微地形図、森林資源解析及び波子漁港図面の電子化

3. 事業効果と目標

土木建設課では、R6 年度に統合型 GIS に構築した、道路情報管理システム内に道路舗装マネジメントシステムを構築し、併せて道路修繕、工事情報、道路付属物及び河川台帳のデータ化を行う。下水道課では、更新を控えた下水道台帳システムを統合型 GIS に構築する。農林水産課では、R6 年度に撮影した航空写真をベース微地形図の作成、森林資源解析を行うとともに、波子漁港図面のデジタル化を行う。

上記のシステム構築及びデジタル化されたデータのうち、公開可能なものを公開型 GIS によりオープンデータ化することで、市民、および事業者等へ向けた利便性の向上と「スマートシティ江津推進構想」の実現を図ることを目標とする。

4. 事業費及び予算額

80,586 千円

道路舗装マネジメントシステム構築	4,500 千円
道路付属物、河川台帳のデータ化等	15,812 千円
下水道台帳システム移行	35,000 千円
微地形図、森林資源解析及び波子漁港図面の電子化	25,274 千円
合計	80,586 千円

【財源】

新しい地方経済・生活環境創生交付金	40,293 千円（国費）
一般財源	40,293 千円

公園施設長寿命化事業について (菰沢公園大型複合遊具第2期整備工事)

1. 事業の目的

江津市都市公園施設長寿命化計画に基づき、菰沢公園施設の更新を行う。

2. 事業の内容

大型複合遊具整備工事 1式

3. 事業の効果と目標

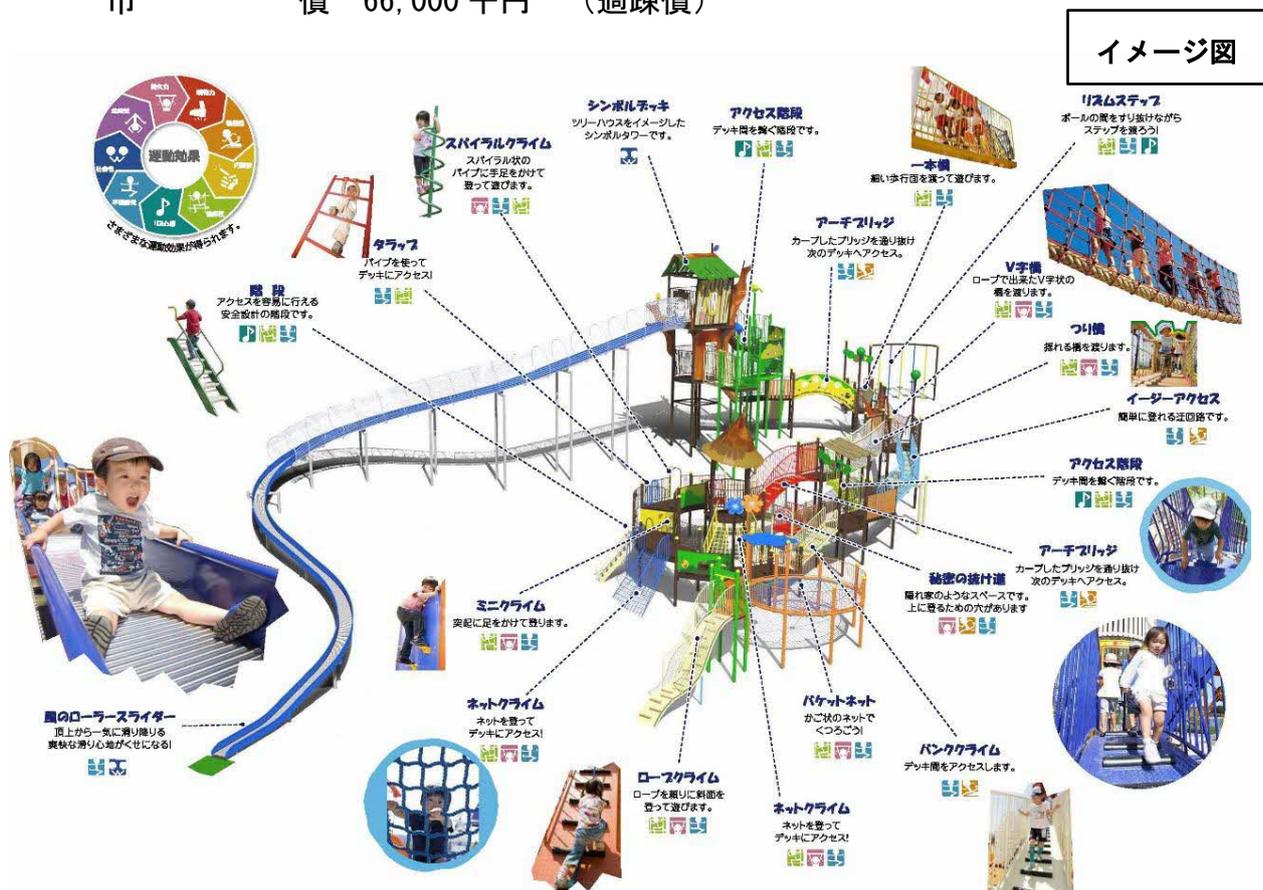
- ・ 市民だけでなく、県内外からも利用される総合公園としての遊具
- ・ 人気のある冒険性の高いアスレチック要素を取り入れた遊具
- ・ 人気のある既存遊具を継承し、回遊性を持たせた遊具
- ・ 自然や地形に調和した遊具

4. 事業費及び予算

工事請負費 132,000千円

【財源】

国	費	66,000千円	(社会資本整備総合交付金)
市	債	66,000千円	(過疎債)



※写真はイメージです。色の仕上り機体物と多少異なります。アイテム写真につきましては実際の機体とデザイン・仕様と異なる場合がございますので予めご了承ください。

公園施設長寿命化事業（菰沢公園大型複合遊具第2期整備工事）



有福温泉地区街なみ環境整備事業について

1. 事業の目的

有福温泉地区の歴史や文化を活かしながら、ゆとりとうるおいのある、魅力的で良好な住環境を整備し、地区の特性を活かした街並み景観を向上させる。

2. 事業の内容

- ・ 中心部小公園測量設計業務
- ・ 中心部公衆トイレ建築設計業務
- ・ 多目的集会所測量設計業務
- ・ 多目的集会所建築設計業務
- ・ ゴミステーション整備工事
- ・ 多目的集会所用地取得
- ・ 住宅修景補助

3. 事業の効果と目標

景観上重要となる公共施設の整備や、これにあわせた道路の美装化・小公園の整備を行うなど、統一のとれた街なみが形成できる。

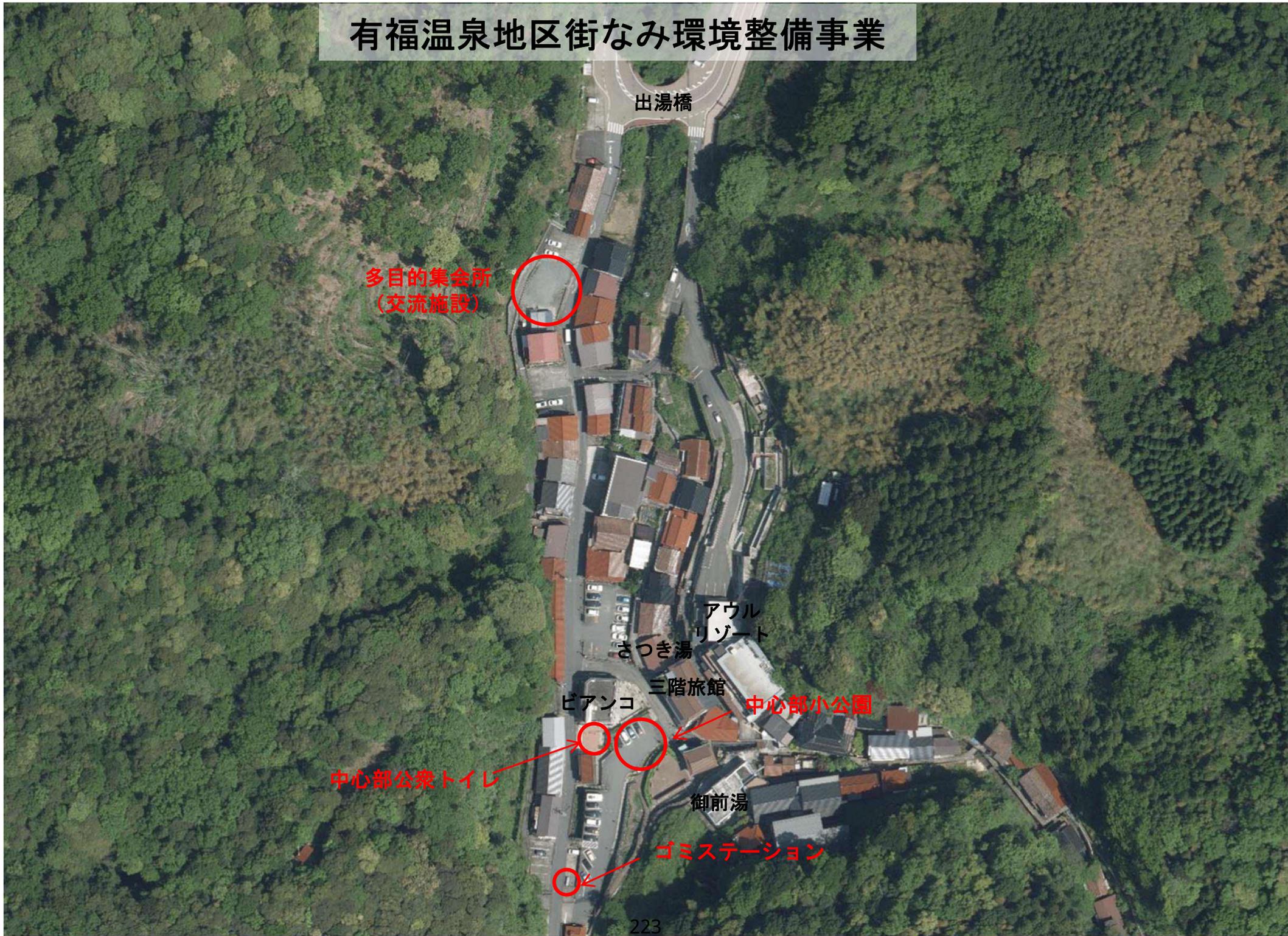
4. 事業費及び予算

委 託 料	21,600 千円
工 事 請 負 費	1,000 千円
用 地 取 得 費	8,471 千円
補 助 及 び 交 付 金	2,000 千円
事 務 費	500 千円
合 計	33,571 千円

【財源】

国	費	12,300 千円	(社会資本整備総合交付金)
市	債	19,200 千円	(辺地債)
一 般 財 源		2,071 千円	

有福温泉地区街なみ環境整備事業



防災集団移転促進事業について

1. 事業の目的

江の川流域において、浸水災害等ハザードエリアから安全な地域へ移転することで協議が整った川平町田野地区および松川町長良地区について、市が事業主体となる国土交通省の防災集団移転促進事業を活用し、都市計画施策と連携して江の川治水対策を促進させる。

2. 事業の内容

- (川平町田野地区) 事業計画策定に係る基礎調査業務（開発協議資料作成、移転促進区域図作成、事業計画書資料作成）
- (松川町長良地区) 移転元地：土地建物補償（4件）
 移転先地：敷地造成工事および区画道路工事（追加分）
 住宅ローン利子相当額補助（6世帯）

3. 事業の効果と目標

防災集団移転促進事業を実施することにより、江の川治水対策の促進につなげる。

4. 事業費及び予算

331,682千円

【財源】

国	費	201,961千円	（防災集団移転促進事業費補助金）
市	債	79,500千円	（一般補助施設整備等事業債）
一 般 財 源		50,221千円	

5. その他

- ・（仮称）公的住宅嘉戸団地新築工事：木造平屋建て、長屋住宅2戸×3棟
 予算額 138,681千円（款-土木費 項-住宅費 目-住宅管理費）
- ・渡津分団ポンプ格納庫整備工事：格納庫・ホース乾燥塔設置、敷地内舗装
 予算額 8,184千円（款-消防費 項-消防費 目-消防施設費）

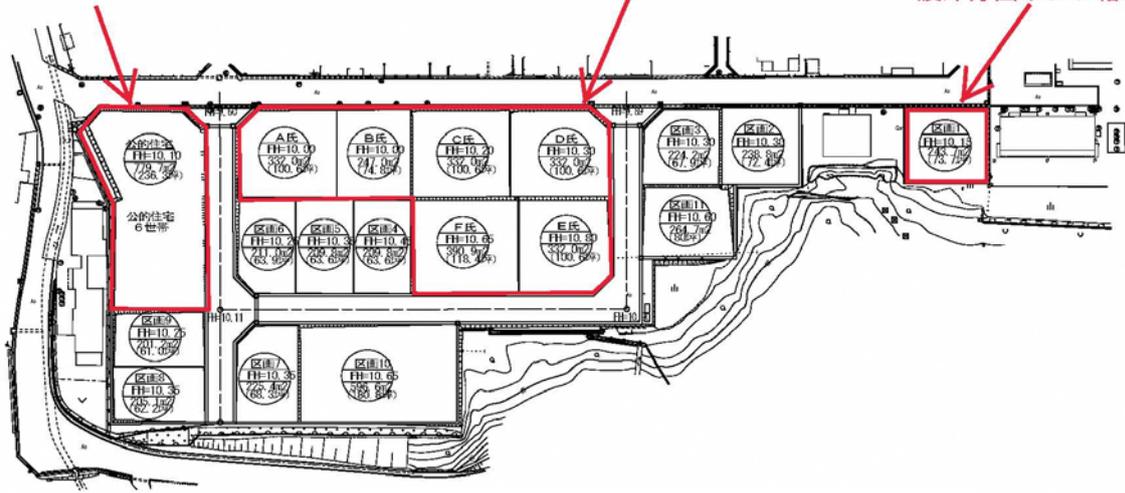
防災集団移転促進事業移転先造成地平面図



(仮称) 公的住宅嘉戸団地新築工事用地

長良地区防災集団移転促進事業分譲地

渡津分団ポンプ格納庫整備工事用地



仮称西部統合小学校建設事業について

1. 事業の目的

津宮小学校と川波小学校の統合校舎を建設することにより、子どもたちにより良い学習環境を提供する。

2. 事業の内容

建設工事実施設計業務（繰越）や敷地造成工事を実施するとともに、統合準備会などその他必要となる経費を措置する。

3. 事業の効果と目標

現在設定しているスケジュールである令和11年度末の全施設完成を目指す。

4. 事業費

○敷地造成工事	130,000 千円
○建築確認申請等手数料	4,227 千円
・ 建築確認申請等手数料	1,673 千円
・ 実施設計第三者照査業務手数料	2,554 千円
○用地分筆登記業務委託料	2,265 千円
○その他（統合準備会等）	1,197 千円

5. 予算額

137,689 千円

【財源内訳】

市 債	130,700 千円
一般財源	6,989 千円

令和6年度

3月補正予算

予算のあらまし
及び事業概要



令和6年度 江津市補正予算総括表

3月補正予算

単位:千円

会 計 別	補正前の額	補正額	補正後計	令和5年度 同期補正後 予算額	比較増減	増減率 (%)	
一 般 会 計	19,009,390	△ 520,017	18,489,373	18,569,987	△ 80,614	△ 0.4	
特 別 会 計	国民健康保険事業	3,187,368	△ 102,840	3,084,528	3,141,946	△ 57,418	△ 1.8
	国民健康保険診療所事業	1,627		1,627	1,547	80	5.2
	後期高齢者医療事業	881,845	△ 10,495	871,350	868,760	2,590	0.3
	小 計	4,070,840	△ 113,335	3,957,505	4,012,253	△ 54,748	△ 1.4
合 計	23,080,230	△ 633,352	22,446,878	22,582,240	△ 135,362	△ 0.6	

令和6年度 一般会計補正予算(第9号)総括表

3月補正予算

歳 入

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 市 税	2,720,914	△ 22,000	2,698,914	
2. 地方譲与税	171,100		171,100	
3. 利子割交付金	2,000		2,000	
4. 配当割交付金	10,000		10,000	
5. 株式等譲渡所得割交付金	10,000		10,000	
6. 法人事業税交付金	45,000		45,000	
7. 地方消費税交付金	530,000		530,000	
8. 環境性能割交付金	9,000		9,000	
9. 地方特例交付金	13,000		13,000	
10. 地方交付税	6,303,720	257,031	6,560,751	
11. 交通安全対策特別交付金	2,000		2,000	
12. 分担金及び負担金	111,248	△ 3,784	107,464	
13. 使用料及び手数料	208,844	550	209,394	
14. 国庫支出金	2,655,828	△ 52,218	2,603,610	
15. 県支出金	1,349,261	△ 38,977	1,310,284	
16. 財産収入	16,065	930	16,995	
17. 寄 付 金	619,015	5,200	624,215	
18. 繰 入 金	1,008,427	△ 535,146	473,281	
19. 繰 越 金	604,837		604,837	
20. 諸 収 入	626,331	61,623	687,954	
21. 市 債	1,992,800	△ 193,226	1,799,574	
歳 入 合 計	19,009,390	△ 520,017	18,489,373	

歳 出

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 議 会 費	138,451		138,451	
2. 総 務 費	3,171,030	△ 62,526	3,108,504	
3. 民 生 費	5,898,744	△ 138,735	5,760,009	
4. 衛 生 費	1,446,683	△ 97,749	1,348,934	
5. 労 働 費	37,191	0	37,191	
6. 農林水産業費	1,369,871	△ 11,510	1,358,361	
7. 商 工 費	252,970		252,970	
8. 土 木 費	1,930,793	△ 21,955	1,908,838	
9. 消 防 費	677,361	△ 6,288	671,073	
10. 教 育 費	1,973,178	△ 187,126	1,786,052	
11. 災害復旧費	100,210	5,872	106,082	
12. 公 債 費	2,002,908		2,002,908	
13. 予 備 費	10,000		10,000	
歳 出 合 計	19,009,390	△ 520,017	18,489,373	

令和6年度 3月補正予算 歳入の概要

単位:千円

款	補正前	補正額	補正後	歳入の主なもの	
1 市税	2,720,914	△ 22,000	2,698,914	市民税(個人)	△ 22,000
10 地方交付税	6,303,720	257,031	6,560,751	普通交付税	257,031
12 分担金及び負担金	111,248	△ 3,784	107,464	農地有効利用支援事業分担金	75
13 使用料及び手数料	208,844	550	209,394	生活バス使用料	50 墓地使用料 500
14 国庫支出金	2,655,828	△ 52,218	2,603,610	障害者自立支援給付費負担金	△ 9,000 子どものための教育・保育給付交付金 20,872
				生活保護費等負担金	△ 11,625 生活困窮者自立相談支援事業費負担金 74
				公共土木施設災害復旧事業費負担金(現年)	322 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △ 43,234
				地域公共交通確保維持改善事業費補助金	3,205 地域経済循環創造事業交付金 500
				重層の支援体制整備事業交付金	2,480 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 18
				生活困窮者就労準備支援費等補助金	4,627 道路局所管補助金 988
				学校施設環境改善交付金	△ 14,355
15 県支出金	1,349,261	△ 38,977	1,310,284	地籍調査事業負担金	△ 11,685 電源立地地域対策交付金 176
				生活交通確保対策交付金	912 しまね定住推進住宅整備支援事業補助金 87
				島根県再生可能エネルギー講師派遣事業費補助金	140 医療介護総合確保促進基金市町村支援事業費補助金 55
				重層の支援体制整備事業交付金	1,415 乳幼児等医療費助成事業補助金(医療費) 464
				乳幼児等医療費助成事業補助金(事務費)	19 保育対策総合支援事業費補助金 △ 14,479
				農山漁村振興交付金	2,300 計画策定等事業補助金 6,200
				農山漁村地域整備交付金	2,200 農地災害復旧事業補助金(現年) 2,355
16 財産収入	16,065	930	16,995	公共施設等整備管理基金運用収入	350 まち・ひと・しごと創生基金運用収入 30
				地域福祉基金運用収入	30 墓地公園環境整備基金運用収入 20
				教育振興基金運用収入	10 図書館・郷土資料館建設基金運用収入 70
				土地売却収入	420
17 寄付金	619,015	5,200	624,215	一般寄付金	100 まち・ひと・しごと創生寄付金 5,100
18 繰入金	1,008,427	△ 535,146	473,281	減債基金繰入金	△ 544,367 公共施設等整備管理基金繰入金 △ 7,886
				元気! 勇気! 感動! ごうっふるさと基金繰入金	400 地域福祉基金繰入金 △ 9,000
				産業振興基金繰入金	25,707

令和6年度 3月補正予算 歳入の概要

単位:千円

款	補正前	補正額	補正後	歳入の主なもの			
20 諸収入	626,331	61,623	687,954	江津市奨学金貸付金収入	811	公社造林受託事業収入	△ 7,869
				高齢者免許返納促進対策効果実証調査委託金	2,470	宝くじ交付金	3,980
				入場券等販売手数料	670	デジタル基盤改革支援補助金	△ 13,846
				タクシー利用助成券売上料	△ 12,000	損失補償金	94,493
				浜田地区広域行政組合精算金(総務費)	902	浜田地区広域行政組合介護保険事業精算金	13,375
				生活保護費返還金	2,300	健康診査返還金	25
				浜田地区広域行政組合精算金(民生費)	247	ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金	△ 26,311
				浜田地区広域行政組合精算金(衛生費)	7,008	消防施設移転補償費	1,682
				消防団員活動負担金	136	消防操法大会運営等負担金	87
21 市債	1,992,800	△ 193,226	1,799,574	江津ひと・まちプラザ整備事業	100	保育所等整備事業	△ 17,000
				公共施設等適正管理推進事業	300	石見海浜公園整備事業(県営)	△ 5,300
				防災集団移転促進事業	1,400	都市下水道排水ポンプ整備事業	△ 11,000
				大規模改修事業(小学校)	△ 154,700	大規模改修事業(中学校)	△ 8,500
				臨時財政対策債	2,074	現年発生農業用施設災害復旧事業	100
				現年発生林道災害復旧事業	2,500	現年発生公共土木施設等災害復旧事業	22,000
合計		△ 520,017					

令和6年度 3月補正予算 歳出の概要 (事業別)

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							
総務費								
財産管理費	70	61,220	61,290				350	60,870
公共施設等整備管理基金積立金	公共施設等整備管理基金積立金 60,870千円、運用収入分 350千円							
企画費	7	5,031	5,038				5,030	1
まち・ひと・しごと創生基金積立金	まち・ひと・しごと創生基金積立金 5,001千円、運用収入分 30千円							
地域振興費	63,560	816	64,376			100		716
江津ひと・まちプラザ管理事業	指定管理料(処遇改善に伴う人件費分) 816千円 【財源組替】設備改修工事 100千円(一般財源→市債)							
地域開発費	36,042	2,610	38,652		521			2,089
地方バス路線維持対策事業	バス運行対策費補助金							
地域開発費	48,662	△ 10,200	38,462		3,596	△ 2,200		△ 11,596
生活交通バス事業	江津有福線バス運行委託料・燃料費 △8,000千円、自動車購入費 △2,200千円							
地域開発費	51,178	△ 21,000	30,178				△ 18,480	△ 2,520
地域公共交通推進事業	タクシー利用助成事業委託料							
情報システム費	160,092	△ 67,019	93,073				△ 9,180	△ 57,839
DX推進事業	DX推進事業 △17,175千円、自治体情報システム標準化・共通化事業 △49,844千円							
地籍調査事業費	29,531	△ 12,449	17,082		△ 11,685			△ 764
地籍調査事業	一筆地調査業務等委託料 △11,599千円、事務費 △850千円							
民生費								
社会福祉総務費	7	30	37				30	
地域福祉基金積立金	地域福祉基金積立金(運用収入分)							
社会福祉総務費	45,211	3,008	48,219					3,008
社会福祉協議会助成事業	社会福祉協議会運営費補助金(処遇改善に伴う人件費分)							
社会福祉総務費	82,740	△ 28,281	54,459	△ 29,890				1,609
低所得者世帯支援給付金給付事業	低所得者世帯支援給付金 △26,250千円、事務費 △2,031千円							
社会福祉総務費	185,816	△ 13,344	172,472	△ 13,344				
定額減税調整給付金給付事業	定額減税調整給付金 △5,800千円、事務費 △7,544千円							

令和6年度 3月補正予算 歳出の概要 (事業別)

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							
福祉医療費	75,393	2,000	77,393		△ 4,170			6,170
福祉医療費助成事業	福祉医療費助成金							
老人福祉費	585,037	△ 23,266	561,771				△ 4,666	△ 18,600
浜田地区広域行政組合負担金	民生費負担金 △2,123千円、管理費負担金 △6,606千円、給付費負担金 △14,741千円、地域支援事業費負担金 204千円							
老人福祉費	66,925	893	67,818		55		819	19
地域支援・包括的支援事業	高齢者等生活支援体制整備事業委託料(処遇改善に伴う人件費分) 819千円、訪問看護確保対策事業費補助金 74千円							
老人医療費	491,470	△ 10,495	480,975		△ 3,272			△ 7,223
後期高齢者医療事業特別会計繰出金	保険基盤安定費分負担金 △4,362千円、療養給付費負担金 △6,133千円							
障がい者福祉費	354,367	11,354	365,721	5,677	2,838			2,839
訓練等給付事業	グループホーム費 △10,446千円、就労移行支援費 500千円、就労継続支援費 21,300千円							
障がい者福祉費	548,969	△ 29,353	519,616	△ 14,677	△ 7,339			△ 7,337
介護給付事業	介護給付費 △794千円、生活介護費 △17,192千円、行動援護費 △1,715千円、療養介護費 △3,155千円、施設入所支援費 △6,497千円							
生活困窮者自立支援費	32,476	382	32,858	4,701				△ 4,319
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援業務委託料							
児童福祉総務費	36,775	△ 17,228	19,547		△ 14,479			△ 2,749
児童福祉総務費	保育体制強化事業補助金 △4,760千円、保育補助者雇上強化事業補助金 △12,468千円							
児童福祉総務費	17,820	940	18,760					940
私立保育所運営費補助事業	民間教育・保育施設等運営費補助金							
児童措置費	675,789	12,456	688,245	20,872				△ 8,416
私立保育所委託費	私立保育所委託費							
保育所費	120,162	△ 12,903	107,259			△ 17,000		4,097
保育所費	めぐみ保育園空調設備等更新工事費							
子ども医療費	73,253	3,300	76,553		483			2,817
子ども医療費助成事業	子ども医療費助成金 3,000千円、審査手数料 300千円							
扶助費	270,900	△ 15,500	255,400	△ 11,625				△ 3,875
生活保護費	生活扶助費 △6,500千円、住宅扶助費 △1,000千円、介護扶助費 △2,000千円、医療扶助費 △3,000千円、施設事務費 △3,000千円							

令和6年度 3月補正予算 歳出の概要 (事業別)

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							
衛生費								
予防費	154,135	△ 48,615	105,520				△ 26,311	△ 22,304
予防接種事業	予防接種業務委託料							
環境衛生費	7	520	527				520	
墓地公園環境整備基金積立金	墓地使用料分積立 500千円、運用収入分 20千円							
清掃総務費	271,078	△ 31,017	240,061					△ 31,017
浜田地区広域行政組合負担金	清掃総務費負担金 1,160千円、ごみ処理費負担金 △32,177千円							
農林水産業費								
農業振興費	43,552	△ 9,800	33,752		300		△ 3,600	△ 6,500
人・農地ビジョン推進事業	最適土地利用総合対策 器具購入・負担金 2,300千円、担い手育成対策事業補助金(ソフト・ハード) △12,100千円							
農地費	2,967	300	3,267				75	225
農地有効利用支援事業	排水路設置工測量設計業務委託料(長谷)							
農地費		8,858	8,858		6,200			2,658
計画策定等事業	農道橋(8橋)点検業務委託料							
林業振興費	44,200	800	45,000		2,200	△ 1,700		300
林業専用道開設事業	林業専用道上口下谷線開設工事費							
土木費								
都市下水路管理費	108,132	△ 11,000	97,132	△ 250		△ 11,000		250
都市下水路管理費	渡津10号都市下水路排水ポンプ設置工事費 △11,000千円、【財源組替】ハザードマップ作成業務財源調整 250千円(国費→一般財源)							
防災集団移転促進事業費	397,036	1,400	398,436			1,400		
防災集団移転促進事業	幹線道路新設工事費							
教育費								
事務局費	172,225	△ 10,592	161,633				△ 7,886	△ 2,706
学校ICT環境整備事業	教育ネットワーク再構築委託料 △4,086千円、教員用PC更新 △3,086千円、セキュリティ対応メール送信システム導入費 △2,706千円							
奨学基金	1,263	811	2,074				811	
奨学基金積立金	奨学基金積立金							
教育振興基金	267	10	277				10	
教育振興基金積立金	教育振興基金積立金(運用収入分)							

令和6年度 3月補正予算 歳出の概要 (事業別)

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							
学校管理費	297,544	△ 158,684	138,860	△ 14,355		△ 154,700		10,371
小学校教育施設整備事業	江津東外壁等改修工事費 △152,943千円、小学校シャワー整備工事費 △3,000千円、その他計画工事費 △2,741千円							
社会教育総務費	21,151	586	21,737					586
教育文化財団事務局運営費	教育文化財団運営委託料(処遇改善に伴う人件費分)							
図書館費	31,139	1,078	32,217					1,078
図書館運営事業	図書館指定管理料(処遇改善に伴う人件費分)							
図書館・郷土資料館建設基金	10	70	80				70	
図書館・郷土資料館建設基金積立金	図書館・郷土資料館建設基金積立金							
生涯学習施設管理費	74,969	△ 2,917	72,052					△ 2,917
社会体育施設管理費	桜江B&G海洋センター指定管理料(処遇改善に伴う人件費分) 1,041千円 桜江B&G海洋センター耐震診断業務委託料 △3,958千円							

災害復旧費

現年発生農地災害復旧費	12,502	843	13,345		2,355	△ 1,400	△ 2,372	2,260
現年発生農地災害復旧事業	≪補助≫ 農地災害復旧工事費増額分(2箇所) 698千円、事務費 145千円							
現年発生公共土木施設災害復旧費	70,398	5,029	75,427	322		22,000		△ 17,293
現年発生公共土木施設災害復旧事業	≪補助≫ 道路災害復旧工事増額分(後山線) 4,000千円、事務費 29千円 財源:国 322千円、市債 300千円、一般財源 3,407千円 ≪起債単独≫ 道路災害復旧工事費 21,705千円(事業間調整) 財源:市債 21,700千円、一般財源 5千円 ≪単独≫ 道路災害復旧工事増額分 1,000千円、修繕料 △21,705千円(事業間調整) 財源:一般財源							

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							

国民健康保険事業特別会計

	3,187,368	△ 102,840	3,084,528		△ 100,000		160	△ 3,000
国民健康保険事業特別会計	【歳入】県支出金 △100,000千円、基金運用収入 160千円、一般会計繰入金 △874千円、財政調整基金繰入金 △2,126千円 【歳出】一般被保険者療養給付費 △100,000千円、出産育児一時金 △3,000千円、基金積立金 160千円							

後期高齢者医療事業特別会計

	881,845	△ 10,495	871,350				△ 10,495	
後期高齢者医療事業特別会計	【歳入】一般会計繰入金 △10,495千円 【歳出】後期高齢者医療広域連合納付金 △10,495千円							

令和6年度 3月補正予算 市債の内訳

単位:千円

節名称	市債の内訳				予算額の内訳												
	説明名称	市債分類番号	補正前	補正額	補正後	1.公共事業等	3-1.災害復旧・単独	3-2.災害復旧・補助	5-2.一般補助施設整備等	6.一般単独(6-3~6は内書き)					7.辺地対策	8.過疎対策	13.臨時財政対策
										6.一般単独計	6-3.内緊急防災	6-4.内公共施設等	6-5.内緊急自然災害	6-6.内緊急浸漬			
総務債	過疎対策事業(ソフト事業)	8	99,100		99,100												99,100
	市民センター整備事業	8	2,700		2,700												2,700
	有福温泉公衆浴場整備事業	7	1,900		1,900									1,900			
	地域コミュニティ交流センター整備事業	8	4,400	△ 1,100	3,300												3,300
	生活交通バス整備事業	8	12,000	△ 2,200	9,800												9,800
	江津ひと・まちプラザ整備事業	8	4,100	100	4,200												4,200
社会福祉債	高齢者生活福祉センター整備事業	8	6,200	△ 3,900	2,300												2,300
児童福祉債	保育所等整備事業	8	91,000	△ 17,000	74,000												74,000
衛生債	地域医療支援対策事業	8															
			(100,000)		(100,000)												(100,000)
	エコクリーンセンター整備事業	8															
			(692,600)		(692,600)												(692,600)
	汚泥共同処理施設周辺整備事業	8	15,800	△ 2,600	13,200												13,200
衛生債	リサイクル推進施設事業	7	3,200	△ 200	3,000									3,000			
	不燃物処理場整備事業	8	39,400	△ 900	38,500												38,500
			(7,000)		(7,000)												(7,000)
農業債	農道整備事業	8	15,600	△ 3,300	12,300												12,300
	農地耕作条件改善事業	5	15,500		15,500				15,500								
			(1,400)		(1,400)				(1,400)								
林業債	ライスセンター再編整備事業	8	467,000		467,000												467,000
	災害関連緊急治山事業	6	11,900		11,900					11,900		11,900					
商工債	林業専用道開設事業	7	27,300	△ 1,700	25,600									25,600			
	地場産業振興センター改修事業	8															
商工債			(5,700)		(5,700)												(5,700)
	風の国施設整備事業	8	2,800		2,800												2,800
道路橋梁債	公共施設等適正管理推進事業	6・8	43,500	300	43,800					10,100		10,100					33,700
			(1,200)		(1,200)												(1,200)
	市道敬川試験場側溝改良事業	8	15,300	△ 200	15,100												15,100
			(2,000)		(2,000)												(2,000)
	橋梁長寿命化事業	7・8	25,900	△ 500	25,400									2,900			22,500
道路橋梁債			(16,100)		(16,100)												(16,100)
	通学路整備事業	8	64,700	△ 800	63,900												63,900
			(300)		(300)												(300)
河川債	落石対策事業	1	9,100	△ 400	8,700	8,700											(8,800)
			(8,800)		(8,800)	(8,800)											
河川債	緊急浸漬推進事業	6	10,000		10,000					10,000				10,000			
	急傾斜地崩壊対策事業	6	2,000	△ 1,200	800					800		800					
都市計画債	公園施設長寿命化事業	8	14,300		14,300												14,300
	東高浜市街地整備事業	8	37,600		37,600												37,600
	石見海浜公園整備事業(県営)	8	19,300	△ 5,300	14,000												14,000
	防災集団移転促進事業	5・8	157,800	1,400	159,200				83,300								75,900
			(200)		(200)				(200)								
	中央公園整備事業	8	26,500	△ 1,300	25,200												25,200
都市計画債			(9,500)		(9,500)												(9,500)
	都市下水路排水ポンプ整備事業	6	80,000	△ 11,000	69,000					69,000		69,000					

令和6年度 3月補正予算 市債の内訳

単位:千円

節名称	市債の内訳				予算額の内訳													
	説明名称	市債分類番号	補正前	補正額	補正後	1.公共事業等	3-1.災害復旧・単独	3-2.災害復旧・補助	5-2.一般補助施設整備等	6.一般単独(6-3~6は内書き)					7.辺地対策	8.過疎対策	13.臨時財政対策	
										6.一般単独計	6-3.内緊急防災	6-4.内公共施設等	6-5.内緊急自然災害	6-6.内緊急浸漬				
消防債	防災施設整備事業	6	(3,000)		(3,000)						(3,000)	(3,000)						
	消火栓整備事業	6	5,600		5,600						5,600	5,600						
	高機能消防指令センター更新事業	8	28,300		28,300												28,300	
小学校債	大規模改修事業	8	247,000	△ 154,700	92,300												92,300	
	学校建設事業	8	280,500		280,500												280,500	
中学校債	大規模改修事業	8	48,300 (7,200)	△ 8,500	39,800 (7,200)												39,800 (7,200)	
教育債	学校給食費	8	11,500	△ 3,500	8,000												8,000	
臨時財政対策債	臨時財政対策債	13	20,000	2,074	22,074													22,074
農林水産施設災害復旧債	現年発生農地災害復旧事業	3	3,300	△ 1,400	1,900		1,300	600										
	現年発生農業用施設災害復旧事業	3	(2,200)	100	100 (2,200)		100 (2,200)											
	現年発生林道災害復旧事業	3		2,500	2,500		2,500											
公共土木施設等災害復旧債	現年発生公共土木施設等災害復旧事業	3	22,400 (11,000)	22,000	44,400 (11,000)		38,700 (11,000)	5,700										
市債・現年分合計	補正額			△ 193,226		△ 400	24,300	△ 1,100		△ 15,600		△ 3,400	△ 12,200		△ 3,500	△ 199,000	2,074	
	合計		1,992,800	△ 193,226	1,799,574	8,700	42,600	6,300	98,800	107,400	5,600	10,100	81,700	10,000	33,400	1,480,300	22,074	
市債・繰越分合計 ()書き			(868,200)		(868,200)	(8,800)	(13,200)		(1,600)	(3,000)	(3,000)					(841,600)		
市債・現年分 繰越分 合計			2,861,000	△ 193,226	2,667,774	17,500	55,800	6,300	100,400	110,400	8,600	10,100	81,700	10,000	33,400	2,321,900	22,074	

1. 収益の収入及び支出(税込)

(単位:千円)

区 分		既決予定額	補正予定額	計	備 考
収 益 的 収 入	営業収益	532,966	0	532,966	
	給水収益	530,973	0	530,973	
	その他営業収益	1,993	0	1,993	
	営業外収益	281,987	0	281,987	
	受取利息	3	0	3	
	分担金	4,752	0	4,752	
	他会計補助金	98,377	0	98,377	
	長期前受金戻入	170,200	0	170,200	
	賞与等引当金戻入益	4,284	0	4,284	
	貸倒引当金戻入益	91	0	91	
	雑収益	4,280	0	4,280	
	特別利益	0	0	0	
	収入合計	814,953	0	814,953	
	収 益 的 支 出	営業費用	738,933	6,600	745,533
職員給与費		56,989	0	56,989	
受水費		213,156	6,600	219,756	超過料金
修繕費		32,893	0	32,893	
委託料		61,675	0	61,675	
減価償却費		303,370	0	303,370	
その他営業費用		70,850	0	70,850	
営業外費用		48,806	0	48,806	
支払利息		43,779	0	43,779	
その他営業外費用		5,027	0	5,027	
特別損失		1	0	1	
予備費	2,500	0	2,500		
支出合計	790,240	6,600	796,840		
収益の収支差引		24,713	△ 6,600	18,113	
損益計算 (税抜)	経 常 損 益	13,949	△ 6,000	7,949	予定損益計算書より
	当 年 度 純 損 益	13,948	△ 6,000	7,948	

2. 資本の収入及び支出（税込）

（単位：千円）

区 分		既決予定額	補正予定額	計	備 考
資 本 の 収 入	国庫補助金	12,500	△ 3,127	9,373	
	他会計補助金	69,679	0	69,679	
	他会計負担金	4,100	△ 500	3,600	消火栓設置工事分
	工事負担金	84,480	△ 6,300	78,180	配水管支障移転工事分
	企業債	152,500	△ 4,300	148,200	上水道事業債 △4,500 過疎対策事業債 200
収 入 合 計		323,259	△ 14,227	309,032	
資 本 の 支 出	建設改良費	353,315	△ 32,500	320,815	
	原水及び浄水施設整備費	4,613	△ 3,000	1,613	設備更新工事
	送配水施設整備費	315,404	△ 29,500	285,904	配水管布設工事 △20,000 配水管支障移転工事 △7,000 消火栓設置工事 △1,000 設備更新工事 △1,500
	営業設備費	379	0	379	
	資本勘定職員給与費	32,919	0	32,919	
	災害復旧事業費	100	0	100	
	企業債償還金	232,189	0	232,189	
	予備費	1,500	0	1,500	
支 出 合 計		587,104	△ 32,500	554,604	
資本の収支差引		△ 263,845	18,273	△ 245,572	
補 て ん 財 源 使 用 額	当年度分消費税及び地方消費税 資本の収支調整額	19,933	△ 2,050	17,883	
	過年度分損益勘定留保資金	243,912	△ 16,223	227,689	
	当年度分損益勘定留保資金				
	繰越利益剰余金	—	—	—	

令和6年度 江津市下水道事業会計補正予算(第3号)概要書

全員協議会 資料No.22-3
R7.2.21 下水道課

1. 収益の収入及び支出(税込)

(単位:千円)

区分・科目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
収 入	1. 営業収益	159,133	0	159,133	
	2. 営業外収益	698,480	688	699,168	
	負担金及び分担金	500	5,000	5,500	公共下水道受益者負担金(猶予解除分)
	他会計補助金	170,384	△ 4,312	166,072	公共 △1,745 農集 △2,567
	3. 特別利益	11	0	11	
収入合計	857,624	688	858,312		
支 出	1. 営業費用	771,836	△ 3,439	768,397	
	職員給与費	38,862	△ 3,138	35,724	給料 △1,888 手当等 △778 法定福利費 △472
	退職手当組合負担金	4,562	△ 301	4,261	退職手当組合負担金
	2. 営業外費用	72,717	△ 2,366	70,351	
	支払利息	72,667	△ 2,366	70,301	公共 △1,575 農集 △791
	3. 特別損失	0	0	0	
	4. 予備費	1,300	0	1,300	
支出合計	845,853	△ 5,805	840,048		
収益の収支差引 (税込)	11,771	6,493	18,264		
経常利益 (△損失) (税抜)	22,108	6,478	28,586		
純利益 (△損失) (税抜)	22,119	6,478	28,597		

2. 資本の収入及び支出(税込)

(単位:千円)

区分・科目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
収 入	1. 国庫補助金	168,400	△ 5,112	163,288	社会資本整備総合交付金 △5,612 農業集落排水事業国庫補助金 500
	2. 工事負担金	25,550	2,752	28,302	公共下水道受益者負担金 2,752
	3. 他会計補助金	229,616	4,310	233,926	公共元金償還金繰入 3,710 農集元金償還金繰入 600
	4. 企業債	305,800	△ 9,900	295,900	公共 農集 建設債 △5,500 - 資本費平準化債 △3,800 △600
	5. 他会計負担金	5,492	0	5,492	
収入合計	734,858	△ 7,950	726,908		
支 出	1. 建設改良費	460,994	△ 11,641	449,353	
	(1)公共下水道施設整備費	428,190	△ 11,641	416,549	污水管渠布設等工事 △11,624 諸経費等 △17
	(2)集落排水施設整備費	10,500	0	10,500	
	(3)資本勘定職員給与費	22,304		22,304	
	2. 企業債償還金	312,809	△ 91	312,718	過疎対策事業債 △91
3. 予備費	500	0	500		
支出合計	774,303	△ 11,732	762,571		
資本の収支差引	△ 39,445	3,782	△ 35,663		
補填財源使用額	当年度分消費税及び地方消費税 資本の収支調整額	39,445	△ 3,782	35,663	
	当年度分損益勘定留保資金	-	-	-	
	繰越利益剰余金	-	-	-	